

千葉県地域防災計画

(令和5年度修正)

(案)

新旧対照表

千葉県地域防災計画（令和5年度修正）（案）

新旧対照表目次

第1編	総則	P1
第2編	地震・津波編	P5
第3編	風水害等編	P79
第5編	大規模火災等編	P103
第6編	公共交通等事故編	P104
資料編		P106

○千葉県地域防災計画【第1編 総則】

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
防災対策課 災害情報室 総-1-2	県内市町村が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されたため	<p align="center">第1章 計画の目的及び構成 第2節 計画の構成</p> <p>第2編地震・津波編は、地震や津波による被害を軽減し、県民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。平成23年3月に発生した東日本大震災では、本県においても津波による大きな被害が発生したことから、津波対策の充実を期するため、平成24年修正において従来の震災編を改称したものである。また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第5条第2項に基づく推進計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)第5条第2項に基づく推進計画の内容を含むものとする。</p>	<p align="center">第1章 計画の目的及び構成 第2節 計画の構成</p> <p>第2編地震・津波編は、地震や津波による被害を軽減し、県民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。平成23年3月に発生した東日本大震災では、本県においても津波による大きな被害が発生したことから、津波対策の充実を期するため、平成24年修正において従来の震災編を改称したものである。また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第5条第2項に基づく推進計画の内容を含むものとする。</p>
防災対策課 災害情報室 総-3-6	指定公共機関に指定されたため	<p align="center">第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>【指定公共機関】 <u>(楽天モバイル(株))</u> <u>1 電気通信施設の整備に関すること</u> <u>2 災害時等における通信サービスの提供に関すること</u> <u>3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること</u></p>	<p align="center">第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>【指定公共機関】 <u>(新規)</u></p>
産業保安課 総-3-7	公益法人化のため	<p>【指定地方公共機関】 <u>(公社)千葉県LPガス協会</u></p>	<p>【指定地方公共機関】 (一社)千葉県LPガス協会</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案							現行										
防災対策課 災害対策室 総-4-9		第4章 地勢概要等 5 過去の災害 (1) 千葉県が影響を受けた主な地震・津波災害(江戸時代以降)							第4章 地勢概要等 5 過去の災害 (1) 千葉県が影響を受けた主な地震・津波災害(江戸時代以降)										
		番号	西暦年月日 (日本歴)	震央		マグニチュード	県内最大震度	地 変	津 波	人命・ 家屋等の 被害	番号	西暦年月日 (日本歴)	震央		マグニチュード	県内最大震度	地 変	津 波	人命・ 家屋等の 被害
				東経 北緯	震央 地名								東経 北緯	震央 地名					
15	2011. 3. 11 (平成 23 年)	142. 9	三陸 沖	9.0	6弱	東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地等においては、長く続いた地震の揺れにより地盤の液状化が発生した。市街地では、地震時、建物は ゆっくりと大きく揺れ、道路では敷地等の境がずれるように水平移動を繰り返す、間もなく地面から大量の泥水が湧き出した。マンホールは歩道の真ん中で大きく突出し、電柱や信号機は傾き、沈み込んだ。泥水の噴出とともに、戸建等の住宅が ゆっくりと沈み込み、各地で噴砂、沈み込み、浮き上がり、抜け上がり、地盤等の様々な液状化被害が発生した。水道、下水道等のライフラインも、液状化により至る所で管が破壊された。	津波観測点「鏡子」では押波による第一波を15時13分に観測。17時22分に津波の最大の高さ2.5mを観測した。潮位計のデータでは、13日以降も津波による潮位変化が観測されている。九十九里地域に押し寄せた津波は、山武市では海岸線から3km近くの陸域にまで到達し、利根川では河口から18.8kmまで遡上、浸水面積は九十九里地域(鏡子市～いすみ市)で23.7km ² に達した。この津波は、旭市飯岡地区に甚大な被害をもたらした。海浜防脚ラインの背後に砂丘や保安林のないこの地区に、7.6mと推定される第3波の津波が襲来し、県民の生命・財産を奪い去った。	<p><u>令和4年8月3日現在</u></p> 死者22名(うち、津波による死者14名(旭市13名、山武市1名)、行方不明者2名(津波による)、負傷者270名。 建物全壊807棟、 <u>半壊10,313棟</u> 、 <u>一部損壊57,497棟</u> 、建物火災15件、床上浸水61棟、床下浸水455棟。 水道断水177,254戸、減水129,000戸。 下水道24,300戸で使用制限。 ガス8,631戸で停止。 電気347,000戸で停電。 国道、県道で全面通行止め33カ所、片側通行規制12カ所。 農業施設の損壊2,257カ所ほか。 漁船転覆・乗り上げ等390隻。 石油コンビナート爆発事故(市原市)。 福島第一原発事故による計画停電、放射性物質に伴う農林水産物の出荷制限や観光等の風評被害、上下水道施設や一般廃棄物処理施設から発生される焼却灰や汚泥からも高濃度の放射性物質が検出された。	<p><u>令和3年8月6日現在</u></p> 死者22名(うち、津波による死者14名(旭市13名、山武市1名)、行方不明者2名(津波による)、負傷者270名。 建物全壊807棟、 <u>半壊10,312棟</u> 、 <u>一部損壊57,449棟</u> 、建物火災15件、床上浸水61棟、床下浸水455棟。 水道断水177,254戸、減水129,000戸。 下水道24,300戸で使用制限。 ガス8,631戸で停止。 電気347,000戸で停電。 国道、県道で全面通行止め33カ所、片側通行規制12カ所。 農業施設の損壊2,257カ所ほか。 漁船転覆・乗り上げ等390隻。 石油コンビナート爆発事故(市原市)。 福島第一原発事故による計画停電、放射性物質に伴う農林水産物の出荷制限や観光等の風評被害、上下水道施設や一般廃棄物処理施設から発生される焼却灰や汚泥からも高濃度の放射性物質が検出された。										

担当部署名 ページ	修正理由	修正案										現行																								
防災対策課 災害対策室 総-4-9	時点修正のため	16	2012.3.14 (平成24年)	14 0.9 35. 7	千葉県 県東 方沖	6.1	5強	銚子市市道の一部 で、液状化による噴砂 等が発生した。			県内で死者1名、負傷者1名、家屋 の半壊2棟、一部損壊219棟の被害 がでた。その他、銚子市では、ブロッ ク塙等が4か所で倒壊、また銚子市 及び香取市において、一時、約 14,800軒以上に断水が発生した。	16	2012.3.14 (平成24年)	14 0.9 35. 7	千葉県 県東 方沖	6.1	5強	銚子市市道の一部 で、液状化による噴砂 等が発生した。			県内で死者1名、負傷者1名、家屋 の半壊2棟、一部損壊219棟の被害 がでた。その他、銚子市では、ブロッ ク塙等が4か所で倒壊、また銚子市 及び香取市において、一時、約 14,800軒以上に断水が発生した。															
		17	2018.7.7 (平成30年)	14 0.6 35.1	千葉県 県東 方沖	6.0	5弱				被害なし	17	2018.7.7 (平成30年)	14 0.6 35.1	千葉県 県東 方沖	6.0	5弱				被害なし															
		18	2019.5.25 (令和元年)	14 0.3 35.2	千葉県 県北 東部	5.1	5弱				県内で軽傷者1名(千葉市) <u>家屋の一部損壊5棟</u>	18	2019.5.25 (令和元年)	14 0.3 35.2	千葉県 県北 東部	5.1	5弱				県内で軽傷者1名(千葉市)															
		19	2020.6.25 (令和2年)	14 1.1 35. 5	千葉県 県東 方沖	6.1	5弱				県内で重傷者1名(市原市)、軽傷者 1名(いすみ市) <u>家屋の一部損壊7棟</u>	19	2020.6.25 (令和2年)	14 1.1 35. 5	千葉県 県東 方沖	6.1	5弱				県内で重傷者1名(市原市)、軽傷者 1名(いすみ市)															
		20	2021.10.7 (令和3年)	14 0.2 35.4	千葉県 県北 西部	5.9	5弱	市原市で漏水が発生 (1か所)			県内で重傷2名(木更津市、習志野 市)、軽傷者12名 袖ヶ浦市の危険物施設で火災が発 生(負傷者なし)	(新規)																								
防災対策課 災害対策室 総-4-11	時点修正のため	(2) 風水害										(2) 風水害																								
		災害原因	発生日	被害の概要						がけくずれ 発生件数	災害原因	発生日	被害の概要						がけくずれ 発生件数																	
				人的被害・人		住家被害・戸							人的被害・人		住家被害・戸																					
		死者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	死者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	死者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	死者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	発生件数										
		台風9号	平成22年 9月8日	—	1	—	—	114	191	—	台風9号	平成22年 9月8日	—	1	—	—	114	191	—	台風9号	平成23年 9月20日	—	23	—	—	1	3	1	台風15号	平成23年 9月20日	—	23	—	—	1	3
野田市 竜巻災害	平成25年 9月2日	—	1	1	5	—	—	—	野田市 竜巻災害	平成25年 9月2日	—	1	1	5	—	—	—	—	野田市 竜巻災害	平成25年 9月2日	—	1	1	5	—	—	—	野田市 竜巻災害	平成25年 9月2日	—	1	1	5	—	—	—
台風26号	平成25年 10月15 日	1	22	6	9	1,489	2,794	34	台風26号	平成25年 10月15 日	1	22	6	9	1,489	2,794	34	台風26号	平成25年 10月15 日	1	22	6	9	1,489	2,794	34	台風26号	平成25年 10月15 日	1	22	6	9	1,489	2,794	34	

担当部署名 ページ	修正理由	修正案									現行								
		平成26年 大雪被害 2月8日	2	450	0	0	0	0	0	0	平成26年 大雪被害 2月8日	2	450	0	0	0	0	0	
防災対策課 災害対策室 総-4-11	時点修正のため	平成26年 大雪・大雨 洪水 2月14日 ～15日	0	96	0	0	0	0	0	0	平成26年 大雪・大雨 洪水 2月14日 ～15日	0	96	0	0	0	0	0	
		台風18号 平成26年 10月5日	2	14	0	1	4	30	9	台風18号 平成26年 10月5日	2	14	0	1	4	30	9		
		房総半島 台風(*) 令和元年 9月9日	12	91	448	4,694	8	42	6	房総半島 台風(*) 令和元年 9月9日	12	91	448	4,694	8	42	6		
		東日本 台風(*) 令和元年 10月12 日	1	25	32	379	0	33	0	東日本 台風(*) 令和元年 10月12 日	1	25	32	379	0	33	0		
		10月25日 の大雨(*) 令和元年 10月25 日	12	11	34	<u>1,889</u>	173	542	30	10月25日 の大雨(*) 令和元年 10月25 日	12	11	34	<u>1,890</u>	173	542	30		
		※人的被害の死者には、行方不明者を含む。 * <u>房総半島台風（令和2年9月30日現在）、東日本台風（令和3年1月21日現在）、10月25日の大雨（令和2年10月23日現在）の数値となります。</u>									※人的被害の死者には、行方不明者を含む。 * <u>房総半島台風、東日本台風及び10月25日の大雨の被害の概要は、令和3年1月21日現在の数値となります。</u>								

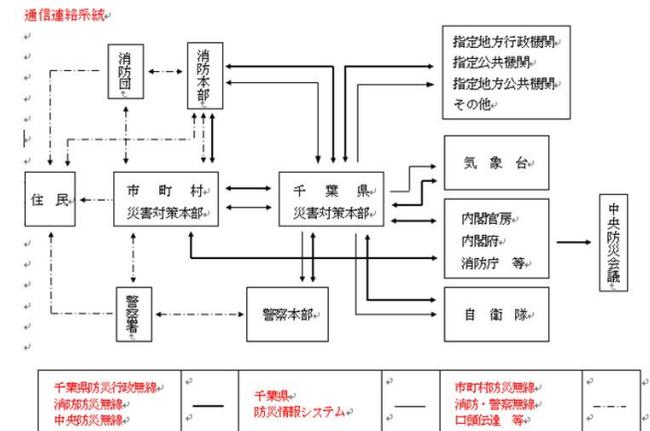
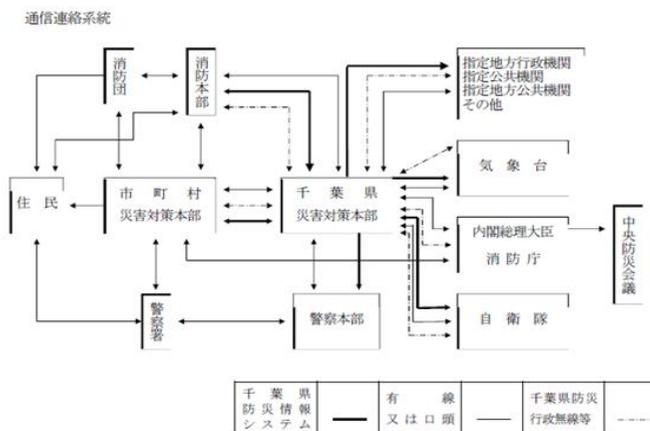
担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行				
危機管理政策課 地域室 地-2-3	防災基本計画 修正のため	<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画 第1節 防災意識の向上</p> <p>1 防災教育（全庁、市町村） 特に幼少期からの防災教育が有効であることから、児童生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断の元に適切に対応し避難する力を養うため、教育機関においては、家庭や地域<u>の消防団員等</u>と連携し、防災に関する教育の充実に努める。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画 第1節 防災意識の向上</p> <p>1 防災教育（全庁、市町村） 特に幼少期からの防災教育が有効であることから、児童生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断の元に適切に対応し避難する力を養うため、教育機関においては、家庭や<u>地域等</u>と連携し、防災に関する教育の充実に努める。</p>				
防災対策課 災害情報室 地-2-6	指定公共機関に 指定されたため	<p>3 防災広報の充実 (4) 広報媒体等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">楽天モバイル(株)</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">防災フェア、防災訓練、パンフレット、インターネット等</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">一般県民</td> <td style="width: 25%; padding: 2px;">◇震災時の携帯電話使用上の心得 ◇施設の耐震性 ◇通信設備の災害対策 ◇震災時の電話サービス等 (例：災害用伝言板サービス) 他</td> </tr> </table>	楽天モバイル(株)	防災フェア、防災訓練、パンフレット、インターネット等	一般県民	◇震災時の携帯電話使用上の心得 ◇施設の耐震性 ◇通信設備の災害対策 ◇震災時の電話サービス等 (例：災害用伝言板サービス) 他	<p>3 防災広報の充実 (4) 広報媒体等 <u>(新規)</u></p>
楽天モバイル(株)	防災フェア、防災訓練、パンフレット、インターネット等	一般県民	◇震災時の携帯電話使用上の心得 ◇施設の耐震性 ◇通信設備の災害対策 ◇震災時の電話サービス等 (例：災害用伝言板サービス) 他				
河川環境課 地-2-8	用語の修正	<p>自主防災組織の活動形態</p> <p>2 地震による災害危険度の把握（土砂災害<u>警戒</u>区域、地域の災害履歴、ハザードマップ）</p>	<p>自主防災組織の活動形態</p> <p>2 地震による災害危険度の把握（土砂災害<u>危険</u>区域、地域の災害履歴、ハザードマップ）</p>				
防災対策課 災害情報室 地-2-11	指定公共機関に 指定されたため	<p>5 防災訓練の充実 (3) 防災関係機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">ソフトバンク(株)</td> <td style="padding: 2px;"> 防災業務を円滑かつ迅速に実施するため、次の防災訓練を実施する。 (1) 災害予報及び警報の伝達 (2) 非常招集 (3) 災害時における通信そ通確保 (4) 各種災害対策用機器の操作 (5) 電気通信設備等の災害応急復旧 (6) 消防 (7) 避難と救護 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">楽天モバイル(株)</td> <td style="padding: 2px;"> 防災業務を円滑かつ迅速に実施するため、次の防災訓練を実施する。 (1) 災害予報及び警報の伝達 (2) 非常招集 (3) 災害時における通信そ通確保 (4) 各種災害対策用機器の操作 (5) 電気通信設備等の災害応急復旧 (6) 消防 (7) 避難と救護 </td> </tr> </table>	ソフトバンク(株)	防災業務を円滑かつ迅速に実施するため、次の防災訓練を実施する。 (1) 災害予報及び警報の伝達 (2) 非常招集 (3) 災害時における通信そ通確保 (4) 各種災害対策用機器の操作 (5) 電気通信設備等の災害応急復旧 (6) 消防 (7) 避難と救護	楽天モバイル(株)	防災業務を円滑かつ迅速に実施するため、次の防災訓練を実施する。 (1) 災害予報及び警報の伝達 (2) 非常招集 (3) 災害時における通信そ通確保 (4) 各種災害対策用機器の操作 (5) 電気通信設備等の災害応急復旧 (6) 消防 (7) 避難と救護	<p>5 防災訓練の充実 (3) 防災関係機関 <u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>
ソフトバンク(株)	防災業務を円滑かつ迅速に実施するため、次の防災訓練を実施する。 (1) 災害予報及び警報の伝達 (2) 非常招集 (3) 災害時における通信そ通確保 (4) 各種災害対策用機器の操作 (5) 電気通信設備等の災害応急復旧 (6) 消防 (7) 避難と救護						
楽天モバイル(株)	防災業務を円滑かつ迅速に実施するため、次の防災訓練を実施する。 (1) 災害予報及び警報の伝達 (2) 非常招集 (3) 災害時における通信そ通確保 (4) 各種災害対策用機器の操作 (5) 電気通信設備等の災害応急復旧 (6) 消防 (7) 避難と救護						

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
防災対策課 災害情報室 危機管理政策課 地域室 地-2-14	防災基本計画 修正等のため	<p style="text-align: center;">第2節 津波災害予防対策</p> <p>(略)</p> <p>元禄地震や大正関東地震などの相模トラフ沿いで発生するM8クラスの地震の発生間隔は180～590年、そのうち元禄地震相当またはそれ以上の大きな地震だけを取り出すと、その発生間隔は約2,300年程度と推測されているが、房総沖で発生したと考えられている延宝地震の発生間隔は不明である。東北地方太平洋沖地震の発生以降、房総沖や南海トラフ沿いで発生する地震による津波被害が懸念されている中、<u>国は南海トラフ巨大地震及び日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に関する津波について被害の概要を公表しており、本県での最悪のケースとして、南海トラフ巨大地震での死者数が約1,600人、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震での死者数が約200人と想定されている。</u></p> <p>いつ、どこで、どのような地震・津波が発生するかはわからない状況であるため、県は、住民等に注意喚起を図るとともに総合的な津波対策を推進する。</p> <p>1 総合的な津波対策の基本的な考え方（全庁、市町村）</p> <p>津波に対しては、減災や多重防御に重点を置き人命を最優先とした対策を講じる。</p> <p>海岸保全施設等のハード対策に過度に依存するのではなく、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体における津波避難を軸としたソフト対策を講じた上で、海岸保全施設や、防波堤や土手、保安林などのハード対策を組み合わせ、ソフト・ハードを織り交ぜた総合的な津波対策を推進する。</p> <p><u>津波対策の推進に当たっては、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、デジタル技術を活用するよう努めるものとする。</u></p> <p>また、市町村は、地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、防災、まちづくり、建築等を担当する各部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第2節 津波災害予防対策</p> <p>(略)</p> <p>元禄地震や大正関東地震などの相模トラフ沿いで発生するM8クラスの地震の発生間隔は180～590年、そのうち元禄地震相当またはそれ以上の大きな地震だけを取り出すと、その発生間隔は約2,300年程度と推測されているが、房総沖で発生したと考えられている延宝地震の発生間隔は不明である。東北地方太平洋沖地震の発生以降、房総沖や南海トラフ沿いで発生する地震による津波被害が懸念されている中、いつ、どこで、どのような地震・津波が発生するかはわからない状況であるため、県は、住民等に注意喚起を図るとともに総合的な津波対策を推進する。</p> <p>1 総合的な津波対策の基本的な考え方（全庁、市町村）</p> <p>津波に対しては、減災や多重防御に重点を置き人命を最優先とした対策を講じる。</p> <p>海岸保全施設等のハード対策に過度に依存するのではなく、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体における津波避難を軸としたソフト対策を講じた上で、海岸保全施設や、防波堤や土手、保安林などのハード対策を組み合わせ、ソフト・ハードを織り交ぜた総合的な津波対策を推進する。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>また、市町村は、地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、防災、まちづくり、建築等を担当する各部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
防災対策課 情報通信管理室 地-2-18	現在使用しているシステムに 時点修正	4 津波避難対策（防災危機管理部、県土整備部、市町村） （5）県の津波情報受伝達体制の確立 イ 県防災行政無線による伝達 銚子地方気象台から <u>気象情報伝送処理システム（アデス）</u> によって県に伝達された津波情報については、（略）	4 津波避難対策（防災危機管理部、県土整備部、市町村） （5）県の津波情報受伝達体制の確立 イ 県防災行政無線による伝達 銚子地方気象台から <u>気象庁防災情報提供システム</u> によっ て県に伝達された津波情報については、（略）
危機管理政策課 危機管理室 地-2-19	地-2-64の表を 削除するにあたり、備考欄に記 載の内容を追記 するとともに、 整備主体を明らか にするため	（6）市町村の津波情報受伝達体制の確立 イ 地域住民等への情報伝達体制の確立 （イ）多様な伝達手段の確保 J－A L E R Tは、県内全市町村に <u>おいて整備済みであり、情 報受信時には防災行政無線が自動起動される。また、</u> エリアメ ールや緊急速報メール、衛星携帯電話やワンセグ、スマートフォン などのあらゆる情報手段の活用を検討する。	（6）市町村の津波情報受伝達体制の確立 イ 地域住民等への情報伝達体制の確立 （イ）多様な伝達手段の確保 J－A L E R Tは、県内全市町村に整備済みである。J－A L E R Tの受信機と防災行政無線の自動起動機の運用や、エリアメ ールや緊急速報メール、衛星携帯電話やワンセグ、スマートフォ ンなどのあらゆる情報手段の活用を検討する。
建築指導課 地-2-27	法改正による	<p style="text-align: center;">第3節 火災等予防対策</p> <p>（3）防火地域・準防火地域内の建築規制（建築基準法） 表中 構造 耐火建築物等 耐火建築物又は準耐火建築物等 防火構造等</p> <p>防火地域、準防火地域内にある建築物に対するその他の制限</p> <p>1 屋根……防火地域又は準防火地域においては、建築物の屋根 で耐火構造又は準耐火構造でないものは、不燃材料で造り、又は ふかなければならない。（建築基準法第62条）</p> <p>2 開口部……防火地域又は準防火地域にある建築物は、その外壁 の開口部で延焼のおそれがある部分に、<u>防火戸その他</u>政令で定め る防火設備を設けなければならない。（建築基準法第61条）</p> <p>3 外壁部……防火地域又は準防火地域にある建築物で、外壁が耐 火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設ける ことができる。（建築基準法第63条）</p>	<p style="text-align: center;">第3節 火災等予防対策</p> <p>（3）防火地域・準防火地域内の建築規制（建築基準法） 表中 構造 耐火建築物 耐火建築物又は準耐火建築物 防火構造</p> <p>防火地域、準防火地域内にある建築物に対するその他の制限</p> <p>1 屋根……防火地域又は準防火地域においては、建築物の屋根 で耐火構造又は準耐火構造でないものは、不燃材料で造り、又は ふかなければならない。（建築基準法第63条）</p> <p>2 開口部……防火地域又は準防火地域にある建築物で、<u>耐火建築 物及び準耐火建築物以外のものは、その外壁の開口部で延焼のお それがある部分に、政令で定める構造の防火戸その他の防火設備 を設けなければならない。</u>（建築基準法第64条）</p> <p>3 外壁部……防火地域又は準防火地域にある建築物で、外壁が耐 火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設ける ことができる。（建築基準法第65条）</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行																																																
公園緑地課 地-2-29	時点修正	都市公園整備状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>箇 所 数</th> <th>面 積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県立都市公園 (令和4年度当初現在)</td> <td>15</td> <td>477.3</td> </tr> <tr> <td>市町村立都市公園等 (令和4年度当初現在)</td> <td>7,522</td> <td>4,384.91</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	箇 所 数	面 積 (ha)	県立都市公園 (令和4年度当初現在)	15	477.3	市町村立都市公園等 (令和4年度当初現在)	7,522	4,384.91	都市公園整備状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>箇 所 数</th> <th>面 積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県立都市公園 (令和2年度当初現在)</td> <td>14</td> <td>473.6</td> </tr> <tr> <td>市町村立都市公園等 (平成30年度末現在)</td> <td>7,243</td> <td>4,286.04</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	箇 所 数	面 積 (ha)	県立都市公園 (令和2年度当初現在)	14	473.6	市町村立都市公園等 (平成30年度末現在)	7,243	4,286.04																														
区 分	箇 所 数	面 積 (ha)																																																	
県立都市公園 (令和4年度当初現在)	15	477.3																																																	
市町村立都市公園等 (令和4年度当初現在)	7,522	4,384.91																																																	
区 分	箇 所 数	面 積 (ha)																																																	
県立都市公園 (令和2年度当初現在)	14	473.6																																																	
市町村立都市公園等 (平成30年度末現在)	7,243	4,286.04																																																	
市街地整備課 地-2-33	時点修正	<p style="text-align: center;">第5節 建築物の耐震化等の推進</p> <p>(1) 土地区画整理事業の実施状況 (令和5年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>地区数</th> <th>面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施 行 中</td> <td>26</td> <td>1,111.7ha</td> </tr> <tr> <td>施 行 済</td> <td>477</td> <td>17,186.6ha</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>503</td> <td>18,298.3ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 市街地再開発事業等の実施状況 (令和5年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>地区数</th> <th>面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 街 地 再 開 発 事 業</td> <td>32</td> <td>30.4ha</td> </tr> <tr> <td>優 良 再 開 発 建 築 物 等 整 備 事 業</td> <td>10</td> <td>5.8ha</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>42</td> <td>36.2ha</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	地区数	面 積	施 行 中	26	1,111.7ha	施 行 済	477	17,186.6ha	合 計	503	18,298.3ha	区 分	地区数	面 積	市 街 地 再 開 発 事 業	32	30.4ha	優 良 再 開 発 建 築 物 等 整 備 事 業	10	5.8ha	合 計	42	36.2ha	<p style="text-align: center;">第5節 建築物の耐震化等の推進</p> <p>(1) 土地区画整理事業の実施状況 (令和3年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>地区数</th> <th>面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施 行 中</td> <td>28</td> <td>1,094.1ha</td> </tr> <tr> <td>施 行 済</td> <td>473</td> <td>17,155.9ha</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>501</td> <td>18,250.0ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 市街地再開発事業等の実施状況 (令和3年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>地区数</th> <th>面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 街 地 再 開 発 事 業</td> <td>34</td> <td>33.2ha</td> </tr> <tr> <td>優 良 再 開 発 建 築 物 等 整 備 事 業</td> <td>6</td> <td>2.0ha</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>40</td> <td>35.2ha</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	地区数	面 積	施 行 中	28	1,094.1ha	施 行 済	473	17,155.9ha	合 計	501	18,250.0ha	区 分	地区数	面 積	市 街 地 再 開 発 事 業	34	33.2ha	優 良 再 開 発 建 築 物 等 整 備 事 業	6	2.0ha	合 計	40	35.2ha
区 分	地区数	面 積																																																	
施 行 中	26	1,111.7ha																																																	
施 行 済	477	17,186.6ha																																																	
合 計	503	18,298.3ha																																																	
区 分	地区数	面 積																																																	
市 街 地 再 開 発 事 業	32	30.4ha																																																	
優 良 再 開 発 建 築 物 等 整 備 事 業	10	5.8ha																																																	
合 計	42	36.2ha																																																	
区 分	地区数	面 積																																																	
施 行 中	28	1,094.1ha																																																	
施 行 済	473	17,155.9ha																																																	
合 計	501	18,250.0ha																																																	
区 分	地区数	面 積																																																	
市 街 地 再 開 発 事 業	34	33.2ha																																																	
優 良 再 開 発 建 築 物 等 整 備 事 業	6	2.0ha																																																	
合 計	40	35.2ha																																																	

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行																																																																																								
東日本旅客鉄道 地-2-41	時点修正	4 道路及び交通施設の安全化 (5) 鉄道施設等 令和5年4月1日現在	4 道路及び交通施設の安全化 (5) 鉄道施設等 平成23年4月1日現在																																																																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>事業者名</th> <th>路線名</th> <th>県内営業 km</th> <th>駅 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">1</td> <td rowspan="10">東日本旅客鉄道(株)</td> <td>常 磐 線</td> <td>23.9</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>総 武 線</td> <td>24.6</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>武蔵野線</td> <td>17.4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>京 葉 線</td> <td>42.5</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>総武本線</td> <td>81.3</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>外 房 線</td> <td>93.3</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>内 房 線</td> <td>119.4</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>成 田 線</td> <td>119.1</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>東 金 線</td> <td>13.8</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>久留里線</td> <td>32.2</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>鹿 島 線</td> <td>4.9</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>J</td> <td>R</td> <td>合 計</td> <td>572.4</td> <td>155</td> </tr> </tbody> </table>	No.	事業者名	路線名	県内営業 km	駅 数	1	東日本旅客鉄道(株)	常 磐 線	23.9	10	総 武 線	24.6	13	武蔵野線	17.4	5	京 葉 線	42.5	11	総武本線	81.3	21	外 房 線	93.3	26	内 房 線	119.4	28	成 田 線	119.1	24	東 金 線	13.8	3	久留里線	32.2	13	鹿 島 線	4.9	1	J	R	合 計	572.4	155	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>事業者名</th> <th>路線名</th> <th>県内営業 km</th> <th>駅 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">1</td> <td rowspan="10">東日本旅客鉄道(株)</td> <td>常 磐 線</td> <td>23.9</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>総 武 線</td> <td>24.6</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>武蔵野線</td> <td>17.4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>京 葉 線</td> <td>42.5</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>総武本線</td> <td>81.3</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>外 房 線</td> <td>93.3</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>内 房 線</td> <td>119.4</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>成 田 線</td> <td>119.1</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>東 金 線</td> <td>13.8</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>久留里線</td> <td>32.2</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>鹿 島 線</td> <td>4.9</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>J</td> <td>R</td> <td>合 計</td> <td>572.4</td> <td>154</td> </tr> </tbody> </table>	No.	事業者名	路線名	県内営業 km	駅 数	1	東日本旅客鉄道(株)	常 磐 線	23.9	10	総 武 線	24.6	13	武蔵野線	17.4	5	京 葉 線	42.5	10	総武本線	81.3	21	外 房 線	93.3	26	内 房 線	119.4	28	成 田 線	119.1	24	東 金 線	13.8	3	久留里線	32.2	13	鹿 島 線	4.9	1	J	R	合 計
No.	事業者名	路線名	県内営業 km	駅 数																																																																																							
1	東日本旅客鉄道(株)	常 磐 線	23.9	10																																																																																							
		総 武 線	24.6	13																																																																																							
		武蔵野線	17.4	5																																																																																							
		京 葉 線	42.5	11																																																																																							
		総武本線	81.3	21																																																																																							
		外 房 線	93.3	26																																																																																							
		内 房 線	119.4	28																																																																																							
		成 田 線	119.1	24																																																																																							
		東 金 線	13.8	3																																																																																							
		久留里線	32.2	13																																																																																							
鹿 島 線	4.9	1																																																																																									
J	R	合 計	572.4	155																																																																																							
No.	事業者名	路線名	県内営業 km	駅 数																																																																																							
1	東日本旅客鉄道(株)	常 磐 線	23.9	10																																																																																							
		総 武 線	24.6	13																																																																																							
		武蔵野線	17.4	5																																																																																							
		京 葉 線	42.5	10																																																																																							
		総武本線	81.3	21																																																																																							
		外 房 線	93.3	26																																																																																							
		内 房 線	119.4	28																																																																																							
		成 田 線	119.1	24																																																																																							
		東 金 線	13.8	3																																																																																							
		久留里線	32.2	13																																																																																							
鹿 島 線	4.9	1																																																																																									
J	R	合 計	572.4	154																																																																																							
産業保安課 地-2-44	公益法人化のため	6 高圧ガス施設及び危険物施設等の安全化 (公社) 千葉県LPガス協会	6 高圧ガス施設及び危険物施設等の安全化 (一社) 千葉県LPガス協会																																																																																								
薬務課 地-2-46	時点修正	(6) 毒物劇物取扱施設 別 表 令和4年3月31日現在	(6) 毒物劇物取扱施設 別 表 令和3年3月31日現在																																																																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>件 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毒物劇物製造業</td> <td>160 件</td> </tr> <tr> <td>毒物劇物輸入業</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>毒物劇物販売業</td> <td>1,317</td> </tr> <tr> <td>毒物劇物業務上取</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>特定毒物研究者</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,613</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	件 数	毒物劇物製造業	160 件	毒物劇物輸入業	52	毒物劇物販売業	1,317	毒物劇物業務上取	52	特定毒物研究者	32	計	1,613	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>件 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毒物劇物製造業</td> <td>163 件</td> </tr> <tr> <td>毒物劇物輸入業</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>毒物劇物販売業</td> <td>1,398</td> </tr> <tr> <td>毒物劇物業務上取</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>特定毒物研究者</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,689</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	件 数	毒物劇物製造業	163 件	毒物劇物輸入業	46	毒物劇物販売業	1,398	毒物劇物業務上取	50	特定毒物研究者	32	計	1,689																																																												
種 別	件 数																																																																																										
毒物劇物製造業	160 件																																																																																										
毒物劇物輸入業	52																																																																																										
毒物劇物販売業	1,317																																																																																										
毒物劇物業務上取	52																																																																																										
特定毒物研究者	32																																																																																										
計	1,613																																																																																										
種 別	件 数																																																																																										
毒物劇物製造業	163 件																																																																																										
毒物劇物輸入業	46																																																																																										
毒物劇物販売業	1,398																																																																																										
毒物劇物業務上取	50																																																																																										
特定毒物研究者	32																																																																																										
計	1,689																																																																																										

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
国際課 地-2-59	現状として、翻訳機器やアプリの普及が徐々に進みつつあるため。	<p>第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備</p> <p>4 外国人への対応 (2) 外国人への対応 また、日本語理解が十分でない外国人と、コミュニケーションをとるため、翻訳機器の配置やアプリの活用などを検討していく。</p>	<p>第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備</p> <p>4 外国人への対応 (2) 外国人への対応 また、日本語理解が十分でない外国人が、自身の情報（氏名、国籍、連絡先、既往歴等）を伝える手段（ツール）について今後検討していく。</p>
防災対策課 情報通信管理室 地-2-60	連絡系統の整理	<p>第9節 情報連絡体制の整備</p> <p>通信連絡系統</p>  <p>Legend: ● 千葉県防災行政無線 ○ 消防加災無線 □ 中央防災無線 ■ 千葉県防災情報システム ▲ 市町村防災無線 △ 消防・警察無線 ◇ 口頭伝達 等</p>	<p>第9節 情報連絡体制の整備</p> <p>通信連絡系統</p>  <p>Legend: ● 千葉県防災情報システム ○ 有線 □ 又は口頭 ■ 千葉県防災行政無線等 ▲ 中央防災無線</p>
防災対策課 情報通信管理室 地-2-60	設置箇所数等の修正	<p>(ア) 無線設備設置機関 県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所 <u>(一部)</u>、保健所（健康福祉センター）、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関258機関に無線設備を設置している。</p> <p>(イ) 通信回線 b 衛星系通信回線 県庁、地域振興事務所、土木事務所、農業事務所 <u>(一部)</u>、保健所（健康福祉センター）、教育事務所等の県出先機関、市町村、消防本部、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関との間を衛星系通信回線で結んでいる。</p>	<p>(ア) 無線設備設置機関 県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所 <u>(一部)</u>、保健所（健康福祉センター）、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関258機関に無線設備を設置している。</p> <p>(イ) 通信回線 b 衛星系通信回線 県庁、地域振興事務所、土木事務所、農業事務所 <u>(一部)</u>、保健所（健康福祉センター）、教育事務所等の県出先機関、市町村、消防本部、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関との間を衛星系通信回線で結んでいる。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
防災対策課 情報通信管理室 地-2-61	設置箇所数等の 修正	<p>c 移動系通信回線 県内に整備した <u>9箇所</u>の基地局を通じて、県庁と県内全エリア内の移動局との通信が可能な全県移動系回線を整備し運用している。</p> <p>(エ) 災害時等に対する設備対策 c 通信回線の2ルート化 県庁と <u>地域振興事務所等</u>の県出先機関、市町村及び消防本部等の間は、衛星系通信回線と地上系通信回線により通信回線を2ルート化しており、情報伝達の確実性を図っている。</p> <p>d 予備電源の配備 停電に備えて、全局に予備電源装置（発動発電機、無停電電源装置、直流電源装置等）を配備している。また、県庁においては、津波発生時にも有効に稼働するよう電源装置の移設を行う。</p> <p>f 可搬型地球局の配備 災害現場や通信設備が停止した機関に搬送して、衛星系通信回線による電話及びファクシミリによる通信ができる可搬型地球局を県庁、地域振興事務所及び西部防災センターに配備している。</p>	<p>c 移動系通信回線 県内に整備した <u>10箇所</u>の基地局を通じて、県庁と県内全エリア内の移動局との通信が可能な全県移動系回線を整備し運用している。</p> <p>(エ) 災害時等に対する設備対策 c 通信回線の2ルート化 県庁と <u>土木事務所等</u>の県出先機関、市町村及び消防本部等の間は、衛星系通信回線と地上系通信回線により通信回線を2ルート化しており、情報伝達の確実性を図っている。</p> <p>d 予備電源の配備 停電に備えて、全局に予備電源装置（発動発電機、無停電電源装置、直流電源装置等）を配備している。また、県庁においては、<u>津波発生時にも有効に稼働するよう電源装置の移設を行う。</u></p> <p>f 可搬型地球局の配備 災害現場や通信設備が停止した機関に搬送して、衛星系通信回線による電話及びファクシミリによる通信ができる可搬型地球局を県庁、<u>地域振興事務所及び西部防災センター</u>に配備している。</p>
防災対策課 災害情報室 地-2-62	法改正に伴う 用語の修正	<p>1 県における災害情報通信施設の整備（防災危機管理部） (4) 防災情報システムの整備 イ 防災情報システムの機能概要 (カ) 報道機関への緊急情報発信機能 各防災機関が入力した <u>避難情報</u>、避難所情報、災害対策本部設置情報を「Lアラート（災害情報共有システム）」を通じて各報道機関へ発信する。</p>	<p>1 県における災害情報通信施設の整備（防災危機管理部） (4) 防災情報システムの整備 イ 防災情報システムの機能概要 (カ) 報道機関への緊急情報発信機能 各防災機関が入力した <u>避難準備・勧告・指示情報</u>、避難所情報、災害対策本部設置情報を「Lアラート（災害情報共有システム）」を通じて各報道機関へ発信する。</p>
防災対策課 災害情報室 地-2-63	市町村への予測 情報の配信を 反映	<p>(6) 地震被害予測システムの整備・運用 県は、<u>県及び市町村の地震発生時の災害対応を効率的に実施する</u>ため、震度情報ネットワーク及び国立研究開発法人防災科学技術研究所が運用する全国強震観測網(K-NET)からの震度情報及び地盤や建物等の基礎データを基に、地震発生直後に震度分布や人</p>	<p>(6) 地震被害予測システムの整備・運用 県は、<u>地震発生時に効率的に災害対応を行う</u>ため、震度情報ネットワーク及び国立研究開発法人防災科学技術研究所が運用する全国強震観測網(K-NET)からの震度情報及び地盤や建物等の基礎データを基に、地震発生直後に震度分布や人的被害、建物被</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行								
	<p>気象予報業務許可取得を反映</p>	<p>的被害、建物被害等を推計する「地震被害予測システム」を整備・運用している。</p> <p>(7) 津波浸水予測システムの整備・運用</p> <p>県は、<u>避難後の住民の支援、救助等を迅速に行うため</u>、国立研究開発法人防災科学技術研究所が<u>整備した</u>日本海溝海底地震津波観測網（通称 S-net : Seafloor observation <u>network for earthquakes</u> and tsunamis along the Japan trench）で観測した水圧データ等に基づき詳細な津波予測を行う「千葉県津波浸水予測システム」（以下、「津波浸水予測システム」という。）を整備・運用している。</p> <p>ア 津波浸水予測システムに配信される地震・津波観測網</p> <p>津波浸水予測システムは、国立研究開発法人防災科学技術研究所が、整備した地震・津波計のうち、房総半島沖から宮城県沖の62地点で観測され、リアルタイムで配信された地震動・水圧データに基づくものである。</p> <p>イ 津波浸水予測システムによる津波予測情報</p> <p>津波発生時に、S-netによる観測データに基づき、<u>最大津波高、津波高の20cm超過時刻、津波浸水域</u>及び浸水深を予測する。</p> <p>ウ 予測対象地域</p> <p>銚子市～南房総市の九十九里・外房地域を<u>対象とする</u>。</p> <p><u>エ 予測情報の配信</u></p> <p><u>気象庁の予報業務許可を取得した地域については、気象庁による津波警報又は大津波警報が発表された場合に予測情報を該当市町村に配信する。</u></p>	<p>害等を推計する「地震被害予測システム」を整備・運用している。</p> <p>(7) 津波浸水予測システムの整備・運用</p> <p>県は、<u>沿岸住民等の安全な避難行動や迅速な救援活動等を支援し、津波被害の軽減を図るため</u>、国立研究開発法人防災科学技術研究所が、<u>千葉県房総半島沖から北海道沖の日本海溝沿いの150地点に設置した</u>日本海溝海底地震津波観測網（通称 S-net : Seafloor observation <u>network for earthquakes</u> and tsunamis along the Japan trench）で観測した水圧データ等に基づき詳細な津波予測を行う「千葉県津波浸水予測システム」（以下、「津波浸水予測システム」という。）を整備・運用している。</p> <p>ア 津波浸水予測システムに配信される地震・津波観測網</p> <p>津波浸水予測システムは、国立研究開発法人防災科学技術研究所が、整備した地震・津波計のうち、房総半島沖から宮城県沖の62地点で観測され、リアルタイムで配信された地震動・水圧データに基づくものである。</p> <p>イ 津波浸水予測システムによる津波予測情報</p> <p>津波発生時に、S-netによる観測データに基づき、<u>津波到達予想時刻、最大津波高、津波の浸水域及び浸水深</u>を予測する。</p> <p>ウ 予測対象地域</p> <p>銚子市～南房総市の九十九里・外房地域を<u>予定している</u>。</p>								
<p>危機管理政策課 危機管理室 地-2-64</p>	<p>地-2-19において、Jアラートが県内全市町村に整備されている旨記載されているため</p>	<p>2 市町村における災害通信施設の整備（防災危機管理部、市町村） <u>(削除)</u></p>	<p>2 市町村における災害通信施設の整備（防災危機管理部、市町村） (2) 全国瞬時警報システム（Jアラート）の整備状況（平成28年3月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="1294 1268 2101 1422"> <thead> <tr> <th data-bbox="1294 1268 1585 1348">種別</th> <th data-bbox="1585 1268 1751 1348">整備済</th> <th data-bbox="1751 1268 1921 1348">未整備</th> <th data-bbox="1921 1268 2101 1348">整備率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1294 1348 1585 1422">全国瞬時警報システム</td> <td data-bbox="1585 1348 1751 1422">54</td> <td data-bbox="1751 1348 1921 1422">0</td> <td data-bbox="1921 1348 2101 1422">100</td> </tr> </tbody> </table>	種別	整備済	未整備	整備率(%)	全国瞬時警報システム	54	0	100
種別	整備済	未整備	整備率(%)								
全国瞬時警報システム	54	0	100								

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
防災対策課 災害情報室 地-2-65	指定公共機関に 指定されたため	<p>9 <u>楽天モバイル(株)における災害通信施設等の整備</u> <u>楽天モバイル(株)では、電気通信サービスへの被害の防止・軽減を図るため、電気通信設備と建物を含む附帯設備については、耐震、耐火、耐水、耐雪等を備えた防災設計としており、それら設備は、複数拠点化され、設備間をつなぐ通信網についても冗長性を高める等、ネットワーク強靱化に継続的に取り組んでいる。</u></p>	備考：市町村防災行政無線との接続は県内全市町村で実施している。 (新規)
防災対策課 災害情報室 地-2-66	防災基本計画 修正のため	<p style="text-align: center;">第10節 備蓄・物流計画</p> <p>1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備 (2) 市町村における備蓄・調達体制の整備 市町村における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、市町村は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料・生活必需物資等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。 ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・簡易トイレ・携帯トイレ・常備薬・マスク・消毒液・段ボール<u>ベッド</u>・パーティション・炊き出し用具・毛布・その他生活必需物資や感染症対策を含む避難所運営に必要な資機材等を中心とした備蓄に努めるものとする。なお、備蓄物資の選定に際しては、過去の災害を踏まえ、地域特性や要配慮者、女性、子供（特に乳幼児）の避難生活や<u>食物アレルギー</u>等に配慮する。 (略)</p> <p>(3) 県における備蓄・調達体制の整備 ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・その他生活必需物資・資機材を中心とした備蓄に努める。備蓄目標の設定に際しては、民間からの調達を組み合わせた上で、市町村を補完する立場から、備蓄量等を算定することにより、計画的な備蓄物資の整備を図るものとする。なお、備蓄物資の選定に際しては、過去の災害を踏まえ、要配慮者、<u>女性、子供（特に乳幼児）</u></p>	<p style="text-align: center;">第10節 備蓄・物流計画</p> <p>1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備 (2) 市町村における備蓄・調達体制の整備 市町村における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、市町村は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料・生活必需物資等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。 ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・簡易トイレ・携帯トイレ・常備薬・マスク・消毒液・段ボール<u>ベット</u>・パーティション・炊き出し用具・毛布・その他生活必需物資や感染症対策を含む避難所運営に必要な資機材等を中心とした備蓄に努めるものとする。なお、備蓄物資の選定に際しては、過去の災害を踏まえ、地域特性や要配慮者、女性、子供（特に乳幼児）の避難生活等に配慮する。 (略)</p> <p>(3) 県における備蓄・調達体制の整備 ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・その他生活必需物資・資機材を中心とした備蓄に努める。備蓄目標の設定に際しては、民間からの調達を組み合わせた上で、市町村を補完する立場から、備蓄量等を算定することにより、計画的な備蓄物資の整備を図るものとする。なお、備蓄物資の選定に際しては、過去の災害を踏まえ、要配慮者や女性の避難生活等に配慮</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>の避難生活や<u>食物アレルギー</u>等に配慮する。 (略) ウ 被災地に物資を迅速に提供するため、平時から<u>の</u>備蓄物資に係る県・市町村間の情報共有<u>や</u>、県内<u>13</u>か所<u>に</u>備蓄拠点を分散<u>し</u>、相互補完による効果的な物資の支援体制を図るとともに、民間物流事業者との連携による輸送体制の構築に努める。</p>	<p>する。 (略) ウ 被災地に物資を迅速に提供するため、平時から備蓄物資に係る県・市町村間の情報共有<u>を図るとともに</u>、県内<u>13</u>か所の備蓄拠点による分散備蓄により相互補完による効果的な物資の支援体制を図るとともに、民間物流事業者との連携による輸送体制の構築に努める。</p>
薬務課 地-2-67	時点更新	<p>2 医薬品及び応急医療資機材等の整備（健康福祉部） (1) 災害用医薬品等の備蓄 (令和5年1月1日現在)</p>	<p>2 医薬品及び応急医療資機材等の整備（健康福祉部） (1) 災害用医薬品等の備蓄 (令和3年9月1日現在)</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策課 地域室 地-2-71	防災基本計画 修正のため	<p style="text-align: center;">第 1 1 節 防災施設の整備</p> <p>4 避難施設の整備 イ 指定避難所の整備等 （イ） 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。 （ウ） 上記（イ）の設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図る。また、その際、<u>停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大や再生可能エネルギーの活用を含めた</u>エネルギーの多様化に努める。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（ク） 避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な<u>障害者、医療的ケアを必要とする者等の</u>要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮した資機材等の整備及び生活相談職員（おおむね10人の要配慮者に1人）等の配置等に努める。 <u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。</u> また、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示し、平常時からその周知に努める。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（ソ） 県及び市町村は、災害発生後に、避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。</p> <p><u>（タ）市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 1 節 防災施設の整備</p> <p>4 避難施設の整備 イ 指定避難所の整備等 （イ） 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。 （ウ） 上記（イ）の設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図る。また、その際、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大やエネルギーの多様化に努める。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（ク） 避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮した資機材等の整備及び生活相談職員（おおむね10人の要配慮者に1人）等の配置等に努める。</p> <p>また、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示し、平常時からその周知に努める。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（ソ） 県及び市町村は、災害発生後に、避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。</p> <p style="text-align: center;">（新規）</p>

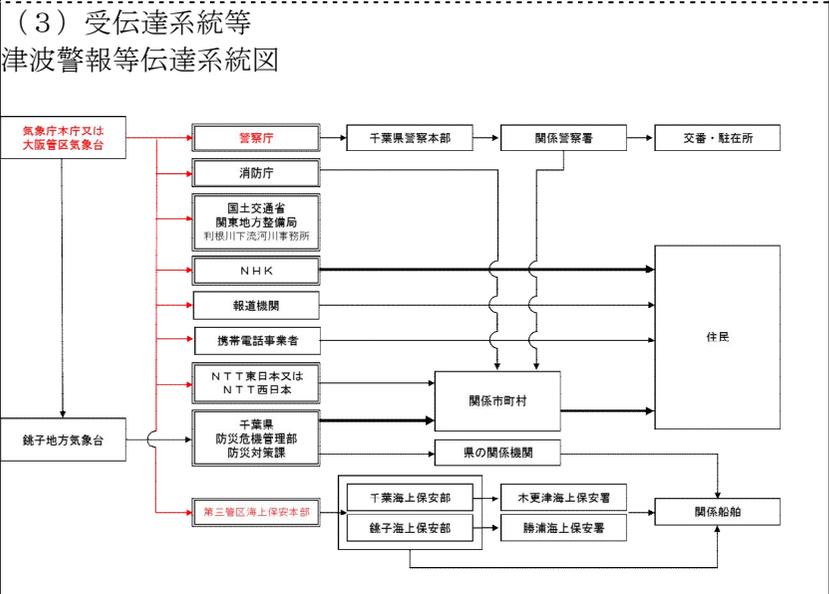
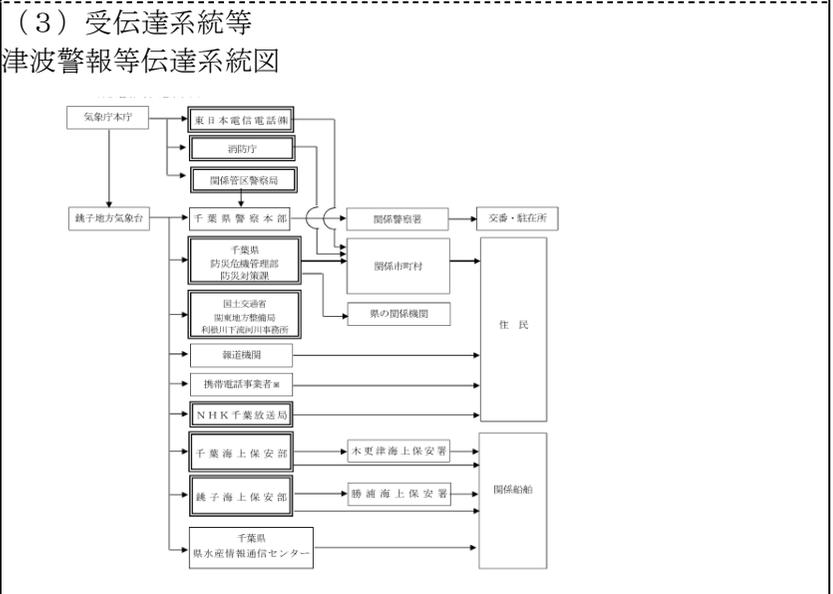
担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策課 支援室 地-2-74	文言の修正	<p align="center">第12節 帰宅困難者等対策</p> <p>2 一斉帰宅の抑制 (3) 帰宅困難者等への情報提供</p> <p align="center">(中略)</p> <p>また、駅周辺ごとに市町村が事務局となり設立される駅周辺帰宅困難者等対策協議会においても、情報連絡体制及び提供方法を検討し、情報提供していく。</p>	<p align="center">第12節 帰宅困難者等対策</p> <p>2 一斉帰宅の抑制 (3) 帰宅困難者等への情報提供</p> <p align="center">(中略)</p> <p>また、駅周辺ごとに設立される、駅周辺帰宅困難者等対策協議会においても、情報連絡体制及び提供方法を検討し、情報提供していく。</p>
危機管理政策課 危機管理室 地-2-77	千葉県業務継続計画修正のため	<p align="center">第13節 防災体制の整備</p> <p>2 県の業務継続計画〔震災編（BCP）〕（防災危機管理部） 県は、大規模地震等が発生した場合においても、県民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図るとともに、行政機能を維持する必要がある。このため、平成22年5月に千葉県業務継続計画〔震災編（BCP）〕を策定しており、<u>その後も全国で発生している大規模災害の知見等を踏まえた計画の見直しを実施している。</u>今後も、さらに実効性を高めるため、必要に応じ計画の見直しを適宜行っていく。</p> <p align="center">(中略)</p> <p>(3) 災害時優先業務 ※応急・復旧業務 ……職員の安否確認、被害情報の収集、医療や救護の派遣 など 優先すべき通常業務 ……<u>許認可業務、所管施設等維持管理業務</u> など</p>	<p align="center">第13節 防災体制の整備</p> <p>2 県の業務継続計画〔震災編（BCP）〕（防災危機管理部） 県は、大規模地震等が発生した場合においても、県民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図るとともに、行政機能を維持する必要がある。このため、平成22年5月に千葉県業務継続計画〔震災編（BCP）〕を策定しており、<u>東日本大震災の経験を踏まえ、平成25年1月に同計画の見直しを実施し、また、新たな地震被害想定調査や熊本地震での課題を踏まえ、平成29年3月に再度計画の見直しを実施した。</u>今後も、さらに実効性を高めるため、必要に応じ計画の見直しを適宜行っていく。</p> <p align="center">(中略)</p> <p>(3) 災害時優先業務 ※応急・復旧業務 ……職員の安否確認、被害情報の収集、医療や救護の派遣 など 優先すべき通常業務 ……<u>生活保護業務、情報システム等管理運営業務</u> など</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行								
防災対策課 災害対策室 地-3-4	北海道・三陸沖 後発地震注意情 報の運用開始及 び長周期地震動 の観測情報見直 しのため	<p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画 第1節 災害対策本部活動</p> <p>1 県の活動体制 (1) 災害対策本部設置前の初動対応 ア 情報収集体制 気象庁が県内の震度観測点で震度4を観測し、防災危機管理部 長が必要と認めたとき、又は南海トラフ地震臨時情報（調査中） 若しくは同（巨大地震注意）<u>及び北海道・三陸沖後発地震注意情 報</u>が発表されたとき<u>又は県内で長周期地震動の階級3以上が観 測されたとき</u>は、防災対策課、関係部局<u>及び関係出先機関</u>は、次 の措置を講ずる。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画 第1節 災害対策本部活動</p> <p>1 県の活動体制 (1) 災害対策本部設置前の初動対応 ア 情報収集体制 気象庁が県内の震度観測点で震度4を観測し、防災危機管理部 長が必要と認めたとき、又は南海トラフ地震臨時情報（調査中） 若しくは同（巨大地震注意）が発表されたときは、防災対策課、 関係部局は、次の措置を講ずる。</p>								
防災対策課 災害対策室 地-3-10	北海道・三陸沖 後発地震注意情 報の運用開始の ため 長周期地震動の 観測情報見直し のため	<p>(4) 職員の配備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">情 報 収 集 体 制</td> <td style="width: 25%;"> 1 県内で震 度4を観測し、 防災危機管 理部長が必要 と認めたとき。 2 南海トラフ 地震臨時情報 （調査中）又 は、同（巨 大地震注意） が発表された とき （自動配備） <u>3 北海道・三 陸沖後発地震 注意情報が発 表されたとき （自動配備）</u> <u>4 県内で長 周期地震動の 階級3以上が 観測されたと き（自動配備）</u> </td> <td style="width: 25%;"> 災害関係課 等の職員で情 報収集連絡活 動が円滑に行 える体制とし、 その所要人員 は所掌業務等 を勘案して、あ らかじめ各課 等において定 める。 </td> <td style="width: 35%;"> 【本庁】 防災対策課（※ 4） 【<u>出先機関</u>】 <u>地域振興事務 所（※3）</u> </td> </tr> </table>	情 報 収 集 体 制	1 県内で震 度4を観測し、 防災危機管 理部長が必要 と認めたとき。 2 南海トラフ 地震臨時情報 （調査中）又 は、同（巨 大地震注意） が発表された とき （自動配備） <u>3 北海道・三 陸沖後発地震 注意情報が発 表されたとき （自動配備）</u> <u>4 県内で長 周期地震動の 階級3以上が 観測されたと き（自動配備）</u>	災害関係課 等の職員で情 報収集連絡活 動が円滑に行 える体制とし、 その所要人員 は所掌業務等 を勘案して、あ らかじめ各課 等において定 める。	【本庁】 防災対策課（※ 4） 【 <u>出先機関</u> 】 <u>地域振興事務 所（※3）</u>	<p>(4) 職員の配備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">情 報 収 集 体 制</td> <td style="width: 25%;"> 1 県内で震 度4を観測し、 防災危機管 理部長が必要 と認め たとき。 2 南海トラフ 地震臨時 情報（調査 中）又は、同 （巨大地震 注意）が発表 されたとき （自動配備） </td> <td style="width: 25%;"> 災害関係課 等の職員で情 報収集連絡活 動が円滑に行 える体制とし、 その所要人員 は所掌業務等 を勘案して、あ らかじめ各課 等において定 める。 </td> <td style="width: 35%;"> 【本庁】 防災対策課（※ 4） </td> </tr> </table>	情 報 収 集 体 制	1 県内で震 度4を観測し、 防災危機管 理部長が必要 と認め たとき。 2 南海トラフ 地震臨時 情報（調査 中）又は、同 （巨大地震 注意）が発表 されたとき （自動配備）	災害関係課 等の職員で情 報収集連絡活 動が円滑に行 える体制とし、 その所要人員 は所掌業務等 を勘案して、あ らかじめ各課 等において定 める。	【本庁】 防災対策課（※ 4）
情 報 収 集 体 制	1 県内で震 度4を観測し、 防災危機管 理部長が必要 と認めたとき。 2 南海トラフ 地震臨時情報 （調査中）又 は、同（巨 大地震注意） が発表された とき （自動配備） <u>3 北海道・三 陸沖後発地震 注意情報が発 表されたとき （自動配備）</u> <u>4 県内で長 周期地震動の 階級3以上が 観測されたと き（自動配備）</u>	災害関係課 等の職員で情 報収集連絡活 動が円滑に行 える体制とし、 その所要人員 は所掌業務等 を勘案して、あ らかじめ各課 等において定 める。	【本庁】 防災対策課（※ 4） 【 <u>出先機関</u> 】 <u>地域振興事務 所（※3）</u>								
情 報 収 集 体 制	1 県内で震 度4を観測し、 防災危機管 理部長が必要 と認め たとき。 2 南海トラフ 地震臨時 情報（調査 中）又は、同 （巨大地震 注意）が発表 されたとき （自動配備）	災害関係課 等の職員で情 報収集連絡活 動が円滑に行 える体制とし、 その所要人員 は所掌業務等 を勘案して、あ らかじめ各課 等において定 める。	【本庁】 防災対策課（※ 4）								

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策課 支援室 地-3-14	文言の修正	<p>2 市町村の活動体制（市町村） （2）活動体制 イ 災害救助法が適用された場合の体制 災害救助法が適用された場合は、<u>救助実施市（その防災体制、財政状況その他の事情を勘案し、災害に際し円滑かつ迅速に救助を行うことができるものとして内閣総理大臣が指定する市をいう。以下同じ。）</u>は、災害救助法に基づく救助事務を実施し、<u>救助実施市以外の市町村は</u>、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施又は知事が行う救助を補助する。</p>	<p>2 市町村の活動体制（市町村） （2）活動体制 イ 災害救助法が適用された場合の体制 市町村は、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施又は知事が行う救助を補助する。</p>
防災対策課 災害情報室 地-3-15	文言の修正	<p>5 市町村支援（防災危機管理部） （1）情報連絡員の派遣について 県は、災害即応体制時から、あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。 その他、必要な事項については、<u>リエゾンハンドブック</u>の定めによるものとする。</p>	<p>5 市町村支援（防災危機管理部） （1）情報連絡員の派遣について 県は、災害即応体制時から、あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。 その他、必要な事項については、<u>情報連絡員業務要領</u>の定めによるものとする。</p>
危機管理政策課 支援室 地-3-18	文言の修正	<p>6 災害救助法の適用手続等（防災危機管理部） （3）救助の実施機関 イ 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市町村長 <u>（救助実施市の長を除く。）</u> が行うこととすることができる。 ウ 市町村長 <u>（救助実施市の長を除く。）</u> は、上記イにより行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。</p>	<p>6 災害救助法の適用手続等（防災危機管理部） （3）救助の実施機関 イ 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を<u>災害発生市町村の長</u>が行うこととすることができる。 ウ <u>救助実施市（その防災体制、財政状況その他の事情を勘案し、災害に際し円滑かつ迅速に救助を行うことができるものとして内閣総理大臣が指定する市をいう。以下同じ。）を除く市町村の長は</u>、上記イにより<u>災害発生市町村の長</u>が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
防災対策課 情報通信管理室 地-3-20	連絡系統の整理	<p>通信連絡系統</p>	<p>通信連絡系統</p>
防災対策課 情報通信管理室 地-3-21	現在使用しているのは、衛星携帯電話や移動系無線などであるため	<p>第2節 情報収集・伝達体制</p> <p>(2) 通信連絡手段</p> <p>県</p> <p>1 千葉県防災行政無線及び千葉県防災情報システムを主体に、東日本電信電話㈱の加入電話（災害時優先電話の利用を含む。）、衛星携帯電話をはじめ、各電気通信事業者の携帯電話・携帯メールや全県移動系無線、防災相互通信用無線のほか、各種機関が保有する通信施設の活用（非常通信）により、市町村、県出先機関、警察、消防本部及び防災関係機関と情報連絡を行う。</p> <p>市町村</p> <p>2 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）等により、総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。</p>	<p>第2節 情報収集・伝達体制</p> <p>(2) 通信連絡手段</p> <p>県</p> <p>1 千葉県防災行政無線及び千葉県防災情報システムを主体に、東日本電信電話㈱の加入電話（災害時優先電話の利用を含む。）、孤立防止用衛星電話をはじめ、各電気通信事業者の携帯電話・携帯メールや自動車電話、防災相互通信用無線のほか、各種機関が保有する通信施設の活用（非常通信）により、市町村、県出先機関、警察、消防本部及び防災関係機関と情報連絡を行う。</p> <p>市町村</p> <p>2 千葉県防災行政無線等（地域衛星通信ネットワーク）により、総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
防災対策課 災害情報室 地-3-23	地震被害予測システムについて 明記	<p>2 <u>県における地震・津波に関する</u>情報の収集と伝達</p> <p>(1) <u>震度情報</u>の収集</p> <p>(2) <u>震度情報</u>の伝達</p> <p>(3) <u>地震被害予測システムによる被害予測</u> <u>震度情報ネットワークシステムで収集した震度情報等を基に、地震発生直後に震度分布や人的被害、建物被害等を推計し、県災害対策本部において活用するほか、県内市町村へ配信する。</u></p> <p>(4) <u>津波浸水予測システムによる予測</u> <u>国立研究開発法人防災科学技術研究所が整備したS-netで観測した水圧データ等を基に、九十九里・外房地域を対象に津波浸水域等を予測し、県災害対策本部において活用するほか、気象庁の予報業務許可を取得した地域の市町村へ配信する。</u></p>	<p>2 <u>震度情報ネットワークによる震度情報</u>の収集と伝達</p> <p>(1) <u>情報</u>の収集</p> <p>(2) <u>情報</u>の伝達 (新規)</p> <p>(新規)</p>
防災対策課 災害対策室 地-3-24	情報の運用変更に伴う追加 ※変更予定日： 令和5年2月1日	<p>3 気象官署の地震・津波に関する警報及び情報</p> <p>(1) 警報及び情報等の種類</p> <p>地震関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急地震速報(警報) 震度速報 震源に関する情報 震源・震度に関する情報 各地の震度に関する情報 その他の情報 推計震度分布図 長周期地震動の観測情報 遠地地震に関する情報 	<p>3 気象官署の地震・津波に関する警報及び情報</p> <p>(1) 警報及び情報等の種類</p> <p>地震関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急地震速報(警報) 震度速報 震源に関する情報 震源・震度に関する情報 各地の震度に関する情報 その他の情報 推計震度分布図 遠地地震に関する情報

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>(2) 情報等の発表 ア 地震情報 (ア) 緊急地震速報（警報） <u>ある地域で最大震度5弱又は長周期地震動階級3以上を予想した時に発表する。発表対象地域は、震度4又は長周期地震動階級3以上を予想した地域となる。</u>千葉県の名域名は、北西部、北東部、南部で発表する。</p>	<p>(2) 情報等の発表 ア 地震情報 (ア) 緊急地震速報（警報） 最大震度5弱以上を予想した時に、震度4以上を予想した地域に対して発表する。千葉県の名域名は、北西部、北東部、南部で発表する。</p>
<p>防災対策課 災害対策室 地-3-25</p>	<p>情報の運用変更に伴う追加 震度観測点の追加</p>	<p><u>(ク) 長周期地震動に関する観測情報</u> <u>長周期地震動階級1以上を観測したときに、10分程度で発表する。</u> (ケ) (省略) (コ) 各情報に用いる震度について 各情報の作成に用いる千葉県内の震度は、千葉県(74ヶ所)、気象庁(20ヶ所)、防災科学技術研究所(13ヶ所)、千葉市(4ヶ所)、松戸市(1ヶ所)により設置された震度計のデータを用いている(令和4年11月24日現在)。</p>	<p>(新規) (ク) 遠地震に関する情報 (省略) (ケ) 各情報に用いる震度について 各情報の作成に用いる千葉県内の震度は、千葉県(74ヶ所)、気象庁(20ヶ所)、防災科学技術研究所(11ヶ所)、千葉市(4ヶ所)、松戸市(1ヶ所)により設置された震度計のデータを用いている(令和3年4月1日現在)。</p>
<p>防災対策課 災害対策室 地-3-29</p>	<p>気象庁から海上保安部の伝達系統変更や緊急速報メールの運用変更に伴う見直しのため</p>	<p>(3) 受伝達系統等 津波警報等伝達系統図</p> 	<p>(3) 受伝達系統等 津波警報等伝達系統図</p> 

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>3 銚子地方気象台から千葉県庁への伝達は、「<u>気象情報伝送処理システム (アデス)</u>」等により行う。</p> <p>※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、<u>携帯電話事業者から</u>関係するエリアに配信される。</p>	<p>3 銚子地方気象台から千葉県庁への伝達は、「<u>気象庁防災情報提供システム</u>」等により行う。</p> <p>※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、<u>気象台から携帯電話事業者を通じて</u>関係するエリアに配信される。</p>
警察本部 地-3-30	県の措置内容と重複しているため	<p>4 関係機関における措置 県警察</p> <p>1 <u>津波を始めとした気象警報等の通報を受けた警察本部長は、知事から要請があった場合、警察署長を通じて市町村長に伝達する。</u></p> <p>2 警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、直ちに関係市町村に通報する。</p>	<p>4 関係機関における措置 県警察</p> <p>1 <u>津波警報等の通報を受けた警察本部長は、警察署長を通じて市町村長に伝達する。津波注意報・警報以外の注意報・警報について、知事から要請があった場合は、前記に準じて市町村長に伝達する。</u></p> <p>2 警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、直ちに関係市町村に通報する。</p>
防災対策課 災害情報室 地-3-34	「災害時における安否不明者の氏名情報等に係る公表方針」策定のため	<p>5 被害情報等収集・報告（防災危機管理部、警察本部、市町村） (4) 収集報告に当たって留意すべき事項 <u>キ 市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても積極的に情報収集し、都道府県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めること。</u></p>	<p>5 被害情報等収集・報告（防災危機管理部、警察本部、市町村） (4) 収集報告に当たって留意すべき事項 <u>(新規)</u></p>
防災対策課 情報通信管理室 地-3-35	回線の詳細について説明を加える	<p>(7) 勤務時間内における国及び県への連絡方法 ア 総務省消防庁 (ア) 消防防災無線（県防災行政無線を使用。<u>地上系は県庁のみ使用可能。</u>）</p>	<p>(7) 勤務時間内における国及び県への連絡方法 ア 総務省消防庁 (ア) 消防防災無線（県防災行政無線を使用）</p>
防災対策課 情報通信管理室 地-3-35	回線の詳細について説明を加える	<p>(8) 勤務時間外における国及び県への連絡方法 ア 総務省消防庁 (ア) 消防防災無線（県防災行政無線を使用。<u>地上系は県庁のみ使用可能。</u>）</p>	<p>(8) 勤務時間外における国及び県への連絡方法 ア 総務省消防庁 (ア) 消防防災無線（県防災行政無線を使用）</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策課 支援室 地-3-38	文言の修正	<p align="center">第3節 地震・火災避難計画</p> <p>2 実施機関（防災危機管理部、県土整備部、警察本部、市町村） （2）避難所の設置 ア 避難所の設置は、市町村長が行うものとし、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市町村長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うこととすることができる。</p>	<p align="center">第3節 地震・火災避難計画</p> <p>2 実施機関（防災危機管理部、県土整備部、警察本部、市町村） （2）避難所の設置 ア 避難所の設置は、市町村長が行うものとし、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。 ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。</p>
防災対策課 災害情報室 危機管理政策課 地域室 地-3-41	防災基本計画 修正のため	<p>5 避難所の開設・運営 （5）市町村は、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</p>	<p>5 避難所の開設・運営 （5）市町村は、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるものとする。</p>
防災対策課 災害情報室 地-3-42	気象予報業務 許可取得を反映	<p align="center">第4節 津波避難計画</p> <p>1 津波警報等の伝達（防災危機管理部、市町村） （3）県及び県が気象庁の予報業務許可を取得した地域の市町村は、県津波浸水予測システムにより得た情報を活用し、迅速な津波災害対応に努める。</p>	<p align="center">第4節 津波避難計画</p> <p>1 津波警報等の伝達（防災危機管理部、市町村） （3）県は、県津波浸水予測システムにより得た情報を活用し、迅速な津波災害対応に努める。</p>
危機管理政策課 支援室 地-3-45	文言の修正	<p>3 福祉避難所の設置（防災危機管理部、健康福祉部、市町村） （1）福祉避難所の設置は、市町村長が発災後に福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡をとり、行うものとする。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市町村長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うこととすることができる。</p>	<p>3 福祉避難所の設置（防災危機管理部、健康福祉部、市町村） （1）福祉避難所の設置は、市町村長が発災後に福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡をとり、行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行												
防災対策課 災害対策室 地-3-47	防災基本計画 修正のため	<p align="center">第6節 消防・救助救急・医療救護活動</p> イ 消防団 (エ) 避難誘導 <u>避難の指示等</u> がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させるものとする。	<p align="center">第6節 消防・救助救急・医療救護活動</p> イ 消防団 (エ) 避難誘導 <u>避難の指示・勧告</u> がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させるものとする。												
警察本部 地-3-49	担当部署の追記	4 危険物等の対策（防災危機管理部、健康福祉部、教育庁、市町村、 <u>警察本部</u> ）	4 危険物等の対策（防災危機管理部、健康福祉部、教育庁、市町村）												
危機管理政策課 支援室 地-3-55	文言の修正	5 医療救護（防災危機管理部、健康福祉部、病院局、市町村） (3) 災害救助法による医療及び助産 災害救助法が適用された場合には、災害救助法に基づく医療及び助産については知事 <u>又は救助実施市の長</u> が行い、市町村長 <u>（救助実施市の長を除く。）</u> は知事を補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長 <u>（救助実施市の長を除く。）</u> が行うことができる。 また、知事 <u>又は救助実施市の長</u> は、日本赤十字社千葉県支部長と締結した委託契約に基づき、救助又はその応援を実施させることができる。	5 医療救護（防災危機管理部、健康福祉部、病院局、市町村） (3) 災害救助法による医療及び助産 災害救助法が適用された場合には、災害救助法に基づく医療及び助産については知事が行い、市町村長は <u>これを補助するものとする。</u> なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うことができる。 また、知事は、日本赤十字社千葉県支部長と締結した委託契約に基づき、救助又はその応援を実施させることができる。												
医療整備課 地-3-57	災害拠点病院 追加のため	医療救護活動の体系図 地域災害拠点病院 <u>2 3</u> か所	医療救護活動の体系図 地域災害拠点病院 <u>2 2</u> か所												
医療整備課 地-3-58	災害拠点病院 追加のため	災害拠点病院一覧図 修正原稿別添<図>	災害拠点病院一覧図												
医療整備課 地-3-59	災害拠点病院 追加のため	医療機関隣接ヘリコプター離着陸場一覧 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th>地 域</th> <th>医 療 機 関</th> <th>隣接ヘリコプター離着陸場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>成田市</u></td> <td><u>国際医療福祉大学成田病院</u></td> <td><u>国際医療福祉大学成田病院 専用ヘリポート</u></td> </tr> </tbody> </table>	地 域	医 療 機 関	隣接ヘリコプター離着陸場	<u>成田市</u>	<u>国際医療福祉大学成田病院</u>	<u>国際医療福祉大学成田病院 専用ヘリポート</u>	医療機関隣接ヘリコプター離着陸場一覧 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th>地 域</th> <th>医 療 機 関</th> <th>隣接ヘリコプター離着陸場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>（新規）</u></td> <td><u>（新規）</u></td> <td><u>（新規）</u></td> </tr> </tbody> </table>	地 域	医 療 機 関	隣接ヘリコプター離着陸場	<u>（新規）</u>	<u>（新規）</u>	<u>（新規）</u>
地 域	医 療 機 関	隣接ヘリコプター離着陸場													
<u>成田市</u>	<u>国際医療福祉大学成田病院</u>	<u>国際医療福祉大学成田病院 専用ヘリポート</u>													
地 域	医 療 機 関	隣接ヘリコプター離着陸場													
<u>（新規）</u>	<u>（新規）</u>	<u>（新規）</u>													

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
防災対策課 災害対策室 地-3-60	無人航空機の運用調整に関する項目追加のため	<p>6 航空機の運用調整等</p> <p>県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部事務局に航空機の運用を調整する航空運用調整班を設置し、国の現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。</p> <p>航空運用調整班は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMA T調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。</p> <p><u>航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</u></p>	<p>6 航空機の運用調整等</p> <p>県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機の運用に関し、災害対策本部事務局に航空機の運用を調整する航空運用調整班を設置し、国の現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。</p> <p>航空運用調整班は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMA T調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p>
警察本部 地-3-61	現行の千葉県警察災害警備実施計画に合わせるため	<p style="text-align: center;">第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策</p> <p>1 千葉県警察災害警備実施計画</p> <p>(1) 基本方針</p> <p><u>警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における公共の安全と秩序の維持に当たるため、平素から管内の実態を把握するとともに、防災関係機関と緊密な連絡協調を図り、積極的な関係情報の収集と的確な情勢判断により、早期に警備態勢を確立して、災害情報の収集、共有、避難誘導、交通の確保、犯罪の予防検挙、人命の救助、財産の保護等の諸活動を行うことを基本とする。</u></p> <p>(2) 警備体制</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>ア <u>災害警備連絡室</u> 県内に震度4の地震が発生した場合、津波注意報が発表さ</p>	<p style="text-align: center;">第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策</p> <p>1 千葉県警察災害警備実施計画</p> <p>(1) 基本方針</p> <p><u>警察は、災害時において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。</u></p> <p>(2) 警備体制</p> <p><u>警察本部及び警察署は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。</u></p> <p>ア <u>連絡室</u> 県内に震度4の地震が発生した場合、津波注意報が発表さ</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
警察本部 地-3-61	現行の千葉県警察災害警備実施計画に合わせるため	<p>れた場合等</p> <p>イ <u>災害警備</u>対策室 県内に震度5弱の地震が発生した場合、津波警報が発表された場合等</p> <p>ウ 災害警備本部 県内に震度5強以上の地震が発生した場合、大津波警報が発表された場合等</p> <p>8 震災発生時における運転者のとるべき措置 震災発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。</p> <p>(1) <u>車両運転中の場合</u></p> <p>ア <u>できる限り安全な方法により</u>車両を道路の左側に停止させること。</p> <p>イ 停止後は、<u>カーラジオやSNS</u>等により災害情報及び交通情報を<u>収集し、その情報及び周囲の状況に応じて</u>行動すること。</p> <p>ウ <u>引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること。</u></p> <p>エ <u>車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に駐車しておくこと。</u>やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の<u>左側に寄せて</u>駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは<u>付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。</u>駐車するときは、<u>避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>れた場合、及び東海地震に関連する調査情報が発表された場合等</p> <p>イ <u>対策室</u> 県内に震度5弱の地震が発生した場合、津波警報が発表された場合、及び東海地震注意情報が発表された場合等</p> <p>ウ <u>災害警備本部</u> 県内に震度5強以上の地震が発生した場合、大津波警報が発表された場合、又は内閣総理大臣の警戒宣言が発せられた場合等</p> <p>8 震災発生時における運転者のとるべき措置 震災発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。</p> <p>(1) <u>走行中の車両の運転者は、次の行動をとること</u></p> <p>ア <u>直ちに、車両を道路の左側に停止させること</u></p> <p>イ <u>停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動すること</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>ウ <u>やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと</u></p> <p>(2) <u>通行禁止区域等においては、次の措置をとること</u></p> <p>ア <u>車両を道路外の場所に置くこと</u></p> <p>イ <u>道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること</u></p> <p>ウ <u>速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の</u></p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
警察本部 地-3-61	現行の千葉県警察災害警備実施計画に合わせるため	<p>(2) 車両運転中以外の場合</p> <p>ア <u>やむを得ない場合を除き、津波から避難するために車両を使用しないこと。</u></p> <p>イ <u>津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、避難者、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に注意しながら運転すること。</u></p> <p>(3) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、通行禁止区域等内の一般車両については次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア <u>速やかに、車両を次の場所に移動させること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所 ・区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所 <p>イ <u>速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。</u></p> <p>ウ <u>通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること（その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置を執ることができないときは、警察官が自らその措置を執ることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。）。</u></p>	<p><u>左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>
競技スポーツ 振興課 地-3-63	施設名称の修正	<p>4 緊急輸送</p> <p>(4) 飛行場等</p> <p>ウ 臨時離発着場 千葉県総合スポーツセンター</p>	<p>4 緊急輸送</p> <p>(4) 飛行場等</p> <p>ウ 臨時離発着場 千葉県スポーツセンター</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策課 支援室 地-3-69	文言の修正	<p align="center">第8節 救援物資供給活動</p> <p>1 応急給水（総合企画部、防災危機管理部、企業局、市町村） （1）実施機関 ア 飲料水の供給は、市町村長が行うものとする。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事 <u>又は救助実施市の長</u>が行い、市町村長 <u>（救助実施市の長を除く。）</u>は知事を補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長 <u>（救助実施市の長を除く。）</u>が行うこととすることができる。</p>	<p align="center">第8節 救援物資供給活動</p> <p>1 応急給水（総合企画部、防災危機管理部、企業局、市町村） （1）実施機関 ア 飲料水の供給は、市町村長が行うものとする。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。</p>
競技スポーツ 振興課 地-3-76	施設名称の修正	<p align="center">第9節 広域応援の要請及び県外支援</p> <p>3 千葉県大規模災害時応援受援計画 （1）救援部隊 広域防災拠点（広域活動拠点等）32施設 海匝・山武ゾーン <u>県総合スポーツセンター</u>東総運動場</p>	<p align="center">第9節 広域応援の要請及び県外支援</p> <p>3 千葉県大規模災害時応援受援計画 （1）救援部隊 広域防災拠点（広域活動拠点等）32施設 海匝・山武ゾーン <u>県東総運動場</u></p>
医療整備課 地-3-77	災害拠点病院 追加のため	<p>（2）医療救護 広域防災拠点（災害拠点病院等）<u>28</u>施設 成田・印西ゾーン <u>国際医療福祉大学成田病院</u></p>	<p>（2）医療救護 広域防災拠点（災害拠点病院等）<u>27</u>施設 成田・印西ゾーン <u>（新規）</u></p>
防災対策課 災害情報室 地-3-79	文言の修正	<p>4 県の市町村への応援（防災危機管理部） （1）情報連絡員の派遣について 県は、災害即応体制時から、あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。 その他、必要な事項については、<u>リエゾンハンドブック</u>の定めによるものとする。</p>	<p>4 県の市町村への応援（防災危機管理部） （1）情報連絡員の派遣について 県は、災害即応体制時から、あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。その他、必要な事項については、<u>情報連絡員業務要領</u>の定めによるものとする。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
防災対策課 災害対策室 地-3-88	防災基本計画 修正のため	<p align="center">第10節 自衛隊への災害派遣要請</p> <p>6 災害派遣部隊の受入体制 (5) 災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容 ケ <u>給食</u>及び給水 被災者に対し、<u>給食</u>及び給水を実施する。 コ <u>入浴支援</u> <u>被災者に対し、入浴支援を実施する。</u></p>	<p align="center">第10節 自衛隊への災害派遣要請</p> <p>6 災害派遣部隊の受入体制 (5) 災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容 ケ <u>炊飯</u>及び給水 被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。 <u>(新規)</u></p>
危機管理政策課 支援室 地-3-90	文言の修正	<p align="center">第11節 学校等の安全対策・文化財の保護</p> <p>2 学用品の調達及び支給（総務部、防災危機管理部、教育庁、市町村） (1) 実施機関 教材・学用品の給与は、市町村長が行うものとする。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事<u>又は救助実施市の長</u>が行い、市町村長<u>（救助実施市の長を除く。）</u>は<u>知事</u>を補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長<u>（救助実施市の長を除く。）</u>が行うこととすることができる。</p>	<p align="center">第11節 学校等の安全対策・文化財の保護</p> <p>2 学用品の調達及び支給（総務部、防災危機管理部、教育庁、市町村） (1) 実施機関 教材・学用品の給与は、市町村長が行うものとする。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。</p>
危機管理政策課 支援室 地-3-96	文言の修正	<p align="center">第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策</p> <p>4 死体の捜索処理等（防災危機管理部、健康福祉部、病院局、警察本部、市町村） (1) 実施機関 ア 死体の捜索、収容、処理及び埋葬等は、市町村長が行う。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事<u>又は救助実施市の長</u>が行い、市町村長<u>（救助実施市の長を除く。）</u>は<u>知事</u>を補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長<u>（救助実施市の長を除く。）</u>が行うこととすることができる。</p>	<p align="center">第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策</p> <p>4 死体の捜索処理等（防災危機管理部、健康福祉部、病院局、警察本部、市町村） (1) 実施機関 ア 死体の捜索、収容、処理及び埋葬等は、市町村長が行う。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。</p>
警察本部 地-3-97	現行の千葉県警察災害警備実施計画に合わせる	<p>4 死体の捜索処理等 (4) その他 ア 県警察における計画</p>	<p>4 死体の捜索処理等 (4) その他 ア 県警察における計画</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
	ため	<p><u>(ア) 検視・身元確認体制の確立</u> 災害警備本部長は、<u>県、市町村その他の団体の協力を得て、遺体安置場所を確保するとともに、遺体の身元を明らかにするための措置を行う医師等の確保に努めるものとする。また、他の都道府県警察の応援を得て、検視及び死体発見時の調査等を行う職員の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>(イ) 遺体の取扱状況の集約</u> 災害警備本部長は、<u>遺体を取り扱った署長があるときは、当該署長に取扱状況及びその結果を報告させるものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 身元を明らかにするための措置</u> 災害警備本部長は、<u>身元不明遺体について、署長から報告される身元確認に資する資料又は情報を収集及び整理し、必要に応じ、当該身元不明遺体の人相、着衣、所持品、特徴等の写真を関係方面に手配し、又は当該身元不明遺体の写真を掲示することにより、市町村が行う身元不明遺体の身元確認に協力するものとする。</u></p>	<p>(ア) <u>死体の調査</u> 警察官は、<u>死体を発見し、又は死体発見の届出を受けたときは、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律等により死体の調査を行い、身元が判明したものについては、所定の手続を経て遺族に引渡す。</u></p> <p>(イ) <u>身元不明者に対する措置</u> 警察本部長又は警察署長は、<u>知事又は市町村長と緊密に連絡し、県、市町村の行う身元不明者の措置について協力する。</u> <u>この場合、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに死者の写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるよう協力すること。</u></p> <p>(ウ) <u>死体の捜索及び収容に対する協力</u> 警察官は、<u>災害時において救出活動とあわせて関係機関の行う死体及び行方不明者の捜索及び収容等に対し、必要な協力を行う。</u></p>
循環型社会 推進課 地-3-98	策定モデルは市町村災害廃棄物処理計画の一助として作成したものであるため計画策定促進は平時の取組であり、災害時の取組についても県計画から抜粋し追記した	<p>6 清掃及び障害物の除去</p> <p>(1) 災害廃棄物処理 県は、<u>平時には災害廃棄物対策指針（環境省）（以下「対策指針」という。）、千葉県災害廃棄物処理計画（以下「県計画」という。）に基づき、市町村災害廃棄物処理計画策定モデル（千葉県内用）等を活用し、市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。</u> <u>災害時には、県内の市町村、近接する都県、国及び関係団体との間で支援及び協力体制を整えるなど、災害廃棄物処理に関する一連の業務についての連絡調整を行うとともに、市町村や関係機関と連携し、県内における処理全体の進捗管理を行う。</u></p>	<p>6 清掃及び障害物の除去</p> <p>(1) 災害廃棄物処理 県は、<u>災害廃棄物対策指針（環境省）（以下「対策指針」という。）、千葉県災害廃棄物処理計画（以下「県計画」という。）及び市町村災害廃棄物処理計画策定モデル（千葉県内用）に基づき、市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。</u> <u>（新規）</u></p>
循環型社会 推進課 地-3-98	当該協定は県と各団体との間で締結したものであり、支援要請	<p>(イ) 市町村は、<u>災害等による大量の廃棄物が発生し、当該市町村等で処理が困難な場合は「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき相互に援助協力を行う。</u> また、<u>建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想される</u></p>	<p>(イ) 市町村は、<u>災害等による大量の廃棄物が発生し、当該市町村等で処理が困難な場合は「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき相互に援助協力を行う。</u> また、<u>建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想される</u></p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
	は県を通じて行うこととしているため	ことから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、 <u>県を通じて</u> 民間事業者の協力を求める。	ことから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。
循環型社会 推進課 地-3-98	県災害廃棄物処理計画に記載された、県の代行処理について追記	(ウ) 県は、市町村災害廃棄物処理計画策定に関する助言、災害廃棄物処理に関する技術的な助言、情報処理を行う。 <u>なお、甚大な被害を受けた市町村が、自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合や、県が一括して処理を行ったほうが円滑かつ迅速に災害廃棄物の処理が行えると判断される場合は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14の規定に基づき、被災市町村が県に災害廃棄物の処理に関する事務の全部または一部を委託し、県が被災市町村に代わって災害廃棄物の処理を行う。</u>	(ウ) 県は、市町村災害廃棄物処理計画策定に関する助言、災害廃棄物処理に関する技術的な助言、情報処理を行う。 <u>(新規)</u>
循環型社会 推進課 地-3-98	環境省関東地方環境事務所とも連携の必要があるため 県計画の目的と文言を揃えるため	イ 廃棄物の収集、処理 (ア) 市町村における組織体制 災害廃棄物対策組織として、必要に応じ総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置き、被害状況を把握する。また、 <u>国、県</u> 、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、必要に応じ広域処理を行う等により災害廃棄物の適正かつ円滑・ <u>迅速</u> な処理に当たる。	イ 廃棄物の収集、処理 (ア) 市町村における組織体制 災害廃棄物対策組織として、必要に応じ総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置き、被害状況を把握する。また、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、必要に応じ広域処理を行う等により災害廃棄物の適正かつ円滑な処理に当たる。
循環型社会 推進課 地-3-98	市町村の最終処分場以外の処理も想定されるため	a がれき がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減したのち、各市町村の最終処分場で適正に処分することとする。	a がれき がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減したのち、 <u>原則として</u> 各市町村の最終処分場で適正に処分することとする。
循環型社会 推進課 地-3-98	対策指針の文言と揃えるため	b <u>片付けごみ</u> <u>住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみが多量に発生することから、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。</u>	b <u>粗大ごみ</u> 粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。
循環型社会 推進課 地-3-98	当該協定は県と各団体との間で締結したものであり、支援要請	e し尿に関する処理方針 災害により水洗便所が使用できなくなる可能性があることから、発生量を適正に予測するとともに、衛生、防疫に十分配慮して処理する。	e し尿に関する処理方針 災害により水洗便所が使用できなくなる可能性があることから、発生量を適正に予測するとともに、衛生、防疫に十分配慮して処理する。

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
	は県を通じて行うこととしているため	<p>また、必要に応じ、「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、<u>県を通じて</u>民間業者の協力を求める。</p> <p><u><資料編 1-12 大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定></u></p>	<p>また、必要に応じ、「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、民間業者の協力を求める。</p>
循環型社会 推進課 地-3-99	必ずしも対策指針又は県計画で定めた推計方法を用いる必要はないため	<p>(ウ) 発生量の推計方法 各市町村において、対策指針又は県計画で定めた推計方法等によって発生量を推計し、処理体制の確立を図る。</p>	<p>(ウ) 発生量の推計方法 各市町村において、<u>原則として</u>対策指針又は県計画で定めた推計方法によって発生量を推計し、処理体制の確立を図る。</p>
循環型社会 推進課 地-3-99	対策指針の文言と揃えるため	<p>(エ) <u>仮置場</u>の確保 膨大な量が発生する<u>災害廃棄物</u>を適正に処理するためには仮置場を使用することが有効であることから、各市町村において対策指針又は県計画で定めた推計方法等によって必要面積を推計し、設置場所について調整を行う。</p>	<p>(エ) <u>一時集積場所</u>の確保 膨大な量が発生する<u>がれき</u>を適正に処理するためには仮置場を使用することが有効であることから、各市町村において対策指針又は県計画で定めた推計方法によって必要面積を推計し、設置場所について調整を行う。</p>
危機管理政策課 支援室 地-3-99	文言の修正	<p>6 清掃及び障害物の除去（防災危機管理部、環境生活部、農林水産部、県土整備部、市町村）</p> <p>(2) 障害物の除去 ウ 住宅関連障害物除去計画 (ア) 実施機関 住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は、市町村長が行うものとする。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事<u>又は救助実施市の長</u>が行い、市町村長<u>（救助実施市の長を除く。）</u>は知事を補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長<u>（救助実施市の長を除く。）</u>が行うことができる。</p>	<p>6 清掃及び障害物の除去（防災危機管理部、環境生活部、農林水産部、県土整備部、市町村）</p> <p>(2) 障害物の除去 ウ 住宅関連障害物除去計画 (ア) 実施機関 住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は、市町村長が行うものとする。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長は<u>これを</u>補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うことができる。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策課 支援室 地-3-101	文言の修正	<p style="text-align: center;">第14節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理</p> <p>1 応急仮設住宅の供与等（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部、市町村）</p> <p>（1）応急仮設住宅の供与</p> <p>ア 実施機関</p> <p>（ア）応急仮設住宅の供与は、市町村長が行うものとする。</p> <p>ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市町村長 <u>（救助実施市の長を除く。）</u> は知事を補助するものとする。</p> <p>なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長 <u>（救助実施市の長を除く。）</u> が行うこととすることができる。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（2）被災した住宅の応急修理計画</p> <p>ア 実施機関</p> <p>（ア）被災した住宅の応急修理は、市町村長が行うものとする。</p> <p>ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市町村長 <u>（救助実施市の長を除く。）</u> は知事を補助するものとする。</p> <p>なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長 <u>（救助実施市の長を除く。）</u> が行うこととすることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第14節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理</p> <p>1 応急仮設住宅の供与等（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部、市町村）</p> <p>（1）応急仮設住宅の供与</p> <p>ア 実施機関</p> <p>（ア）応急仮設住宅の供与は、市町村長が行うものとする。</p> <p>ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、<u>救助実施市以外の市町村の長</u> は知事を補助するものとする。</p> <p>なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、<u>災害発生市町村の長</u> が行うこととすることができる。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（2）被災した住宅の応急修理計画</p> <p>ア 実施機関</p> <p>（ア）被災した住宅の応急修理は、市町村長が行うものとする。</p> <p>ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、<u>救助実施市以外の市町村の長</u> は知事を補助するものとする。</p> <p>なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、<u>災害発生市町村の長</u> が行うこととすることができる。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策課 地域室 地-3-103	所要の修正	<p>4 罹災証明書の交付体制の確立 (略)</p> <p>県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムやWEB会議等を活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をする。また、被害の規模や被災市町村からの要請に応じ、職員の派遣による人的支援や他自治体からの応援調整を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じないよう、被災市町村間の調整を図る。</p>	<p>4 罹災証明書の交付体制の確立 (略)</p> <p>県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をする。また、被害の規模や被災市町村からの要請に応じ、職員の派遣による人的支援や他自治体からの応援調整を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じないよう、被災市町村間の調整を図る。</p>
防災対策課 災害情報室 地-3-111	指定公共機関に 指定されたため	<p>第15節 液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧</p> <p>5 通信施設</p> <p><u>(5) 楽天モバイル㈱</u></p> <p><u>楽天モバイル㈱では、災害が発生した場合は、防災業務計画に基づく対策組織を設置して被災の回復措置を講じ、基地局の損傷等が生じた場合は、移動基地局車や可搬型基地局を出動させ、被災地域での携帯電話やメールなどの通信手段を確保する。</u></p> <p><u>また、携帯電話の通信・通話が集中し、輻輳が発生した場合は、電気通信サービスを一時的に規制することで一定の電気通信サービスを維持・確保するとともに、一般県民を対象に災害用伝言板による安否情報の伝達に努める。</u></p>	<p>第15節 液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧</p> <p>5 通信施設 (新規)</p>
危機管理政策課 地域室 地-4-2	所要の修正	<p>第4章 災害復旧計画</p> <p>第1節 被災者生活安定のための支援</p> <p>1 被災者に関する支援の情報の提供等 (略)</p> <p>県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムやWEB会議等を活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるとともに、被災者台帳を作成する市町村からの要請により、被災者に対して実施した支援に関する情報を提供する。</p>	<p>第4章 災害復旧計画</p> <p>第1節 被災者生活安定のための支援</p> <p>1 被災者に関する支援の情報の提供等 (略)</p> <p>県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるとともに、被災者台帳を作成する市町村からの要請により、被災者に対して実施した支援に関する情報を提供する。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策課 支援室 地-4-4	災害救助法修正 のため	<p>4 災害援護資金（防災危機管理部、市町村）</p> <p>イ 世帯の所得制限</p> <p>上記アに掲げる被害を受けた世帯であって、当該世帯に属する者（以下「同一世帯員」という。）の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が、同一世帯員が1人であるときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を加えた額に満たないものの世帯主</p> <p>ただし、当該世帯の住居が滅失した場合にあつては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が1,270万円に満たない世帯の世帯主</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(中略)</p> <p>(3) 貸付条件</p> <p>ア 貸付期間 10年（据置期間を含む）</p> <p>イ 据置期間 3年（特別な場合5年）</p> <p>ウ 利子 年3%以内で市町村等が条例で定める率（据置期間中は無利子）</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>4 災害援護資金（防災危機管理部、市町村）</p> <p>イ 世帯の所得制限</p> <p>上記アに掲げる被害を受けた世帯であって、当該世帯に属する者（以下「同一世帯員」という。）の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が、同一世帯員が1人であるときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を加えた額に満たないものの世帯主</p> <p>ただし、当該世帯の住居が滅失した場合にあつては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が1,270万円に満たない世帯の世帯主</p> <p><u>ア 世帯主が療養に要する期間がおおむね1月以上である負傷を負った場合</u></p> <p><u>イ 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格のおおむね3分の1以上の損害であると認められる場合</u></p> <p>(中略)</p> <p>(3) 貸付条件</p> <p>ア 貸付期間 10年（据置期間を含む）</p> <p>イ 据置期間 3年（特別な場合5年）</p> <p>ウ 利子 年3%以内で市町村等が条例で定める率（据置期間中は無利子）</p> <p><u>エ 保証人 連帯保証人になること</u></p>
団体指導課 地-4-11	令和4年度に 資金の発動が あったため	<p>12 農林漁業者への融資</p> <p>令和4年8月1日現在</p> <p>経営安定資金 災害の都度決定（令和4年の適用例0%）</p> <p>施設復旧資金 災害の都度決定（令和4年の適用例0%）</p>	<p>12 農林漁業者への融資</p> <p>令和3年8月1日現在</p> <p>経営安定資金 災害の都度決定（令和元年の適用例0%）</p> <p>施設復旧資金 災害の都度決定（令和元年の適用例0%）</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
循環型社会 推進課 地-4-14	処理は収集・運搬及び処分を含むため 県計画の目的と文言を揃えるため	<p style="text-align: center;">第2節 津波災害復旧対策</p> <p>4 津波災害廃棄物処理 津波災害廃棄物処理については、災害廃棄物処理計画に基づき実施するものであるが、津波被害の被災地においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な<u>処理</u>など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない<u>処理</u>方法を検討する。</p> <p>市町村は、災害廃棄物の広域処理を含めた<u>処理方法</u>を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の<u>適正かつ円滑・迅速</u>な処理を行うものとする。なお、県は、迅速な災害廃棄物処理について必要な支援を行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第2節 津波災害復旧対策</p> <p>4 津波災害廃棄物処理 津波災害廃棄物処理については、災害廃棄物処理計画に基づき実施するものであるが、津波被害の被災地においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な<u>処分</u>など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない<u>処分</u>方法を検討する。</p> <p>市町村は、災害廃棄物の広域処理を含めた<u>処理処分方法</u>を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の<u>円滑かつ適正</u>な処理を行うものとする。なお、県は、迅速な災害廃棄物処理について必要な支援を行うものとする。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
防災対策課 地-5-3	<p>国の南海トラフ地震防災対策基本計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例に併せて節の順番を変更。 (旧第7節)</p>	<p align="center">第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p align="center">第4節 <u>地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</u></p> <p><u>県、市町村及び防災関係機関は、南海トラフ地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、次の地震防災上緊急に整備すべき施設等について、計画的な整備を推進する。</u></p> <p><u>(1) 避難場所・避難施設、避難経路等の整備</u> <u>避難所等に指定される公共・公用施設の耐震化を図るとともに、津波に対しては、最大クラスの津波にも対応できるよう整備に努める。</u></p> <p><u>(2) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設</u> <u>市町村は、避難誘導や救助活動のための拠点施設、資機材、車両等の整備に努める。</u> <u>県は、補助金の交付等消防防災施設の整備強化に努める。</u></p> <p><u>(3) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路</u> <u>市街地において幅員6メートル以上の道路からホースが到達しない区域において、幅員6メートル以上の道路の整備に努める。</u></p> <p><u>(4) 延焼防止上必要な道路、公園、緑地等の整備</u> <u>住宅密集地における延焼防止上必要な道路、公園、緑地、広場その他公共空地等の整備に努める。</u></p> <p><u>(5) 道路、緊急輸送道路、ヘリポート、港湾施設、漁港施設等</u> <u>緊急輸送道路、ヘリポート、港湾施設、漁港施設等の輸送機能を確保するため必要な施設の整備に努める。</u> <u>緊急輸送道路に指定されている県管理道路については、線形不良や隘路区間などの改善のため、必要に応じてバイパス及び拡幅整備等を推進する。港湾施設、漁港施設については、耐震強化岸壁の整備を推進する。</u></p> <p><u>(6) 共同溝、電線共同溝等</u> <u>災害時のライフライン機能の維持を図るため、電線類の無電柱化やガス管、水管、下水道管等公益物件を地下に埋設する共</u></p>	<p align="center">第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p align="center">第4節 <u>関係者との連携協力の確保</u></p> <p><u>1 物資等の調達手配</u> <u>物資等の供給体制については、第2編第3章第8節「救援物資供給活動」によるものとする。</u></p> <p><u>2 広域応援の要請</u> <u>県は、市町村から応急措置実施のための応援要請があった場合には、職員の派遣や必要物資の提供等の応援を実施する。また、県で対処することが困難な場合には、国や他都道府県等関係機関に応援要請を行う。応援要請に関する事項は、第2編第3章第9節「広域応援の要請及び県外支援」によるものとする。</u> <u>また、自衛隊への災害派遣要請に関する事項は、第2編第3章第10節「自衛隊への災害派遣要請」によるものとする。</u> <u>なお、南海トラフ地震では被害が超広域に及び、従来の応援システムが機能しなくなることも考慮し、人的・物的資源の絶対的不足、発災直後の情報不足等を前提に、優先順位を付けて対処する。</u></p> <p><u>3 帰宅困難者への対応</u> <u>県は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の呼びかけや、帰宅困難者等への速やかな情報提供、帰宅支援等を実施する。帰宅困難者対策に関する事項は、第2編第3章第12節「帰宅困難者等対策」によるものとする。</u></p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>同溝等の整備に努める。</u></p> <p>(7) <u>海岸保全施設等</u> 津波被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設等の整備に努める。</p> <p>(8) <u>砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等</u> 避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要な砂防設備、地すべり防止施設等の整備に努める。</p> <p>(9) <u>医療機関、社会福祉施設、学校等</u> 県立病院その他の公的医療機関、休日・夜間診療病院等、社会福祉施設、公立学校、その他不特定多数の利用者がある施設の耐震化の促進に努める。</p> <p>(10) <u>ため池</u> 老朽化、降雨、地震等によりため池が決壊した場合に影響が大きい農業用ため池について、「ため池データベース」を整備し、改修を必要とするものから計画的に改修を行うものとする。 また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を促進する。</p> <p>(11) <u>地域防災拠点施設</u> 災害時の応急対策活動の拠点となる庁舎等の耐震化、防災機能の強化等整備に努める。</p> <p>(12) <u>防災行政無線施設</u> 災害時に迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民への情報伝達を行うため必要な防災行政無線等の整備に努める。</p> <p>(13) <u>備蓄施設等</u> 飲料水、食料等を確保するため必要な備蓄倉庫、自家発電設備等の整備に努める。</p> <p>(14) <u>救助用資機材等の備蓄倉庫、救護設備等の整備</u> 災害時の応急措置に必要な救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫の整備に努める。また、負傷者を一時的に収容、保護す</p>	

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
防災対策課 地-5-5	国の南海トラフ地震防災対策基本計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例に併せて内容を変更。	<p style="text-align: center;"><u>るための救護設備、その他応急措置に必要な設備等の整備に努める。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p style="text-align: center;">第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p style="text-align: center;">7 県が管理又は運営する施設に関する対策</p> <p>(1) 不特定多数の者が出入りする施設 県が管理する庁舎、ホール、社会教育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置は次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p>この場合において、安全確保対策に従事する者の避難に要する時間を十分確保した上で、必要な対策を実施するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p style="text-align: center;">第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p style="text-align: center;">7 県が管理又は運営する施設に関する対策</p> <p>(1) 不特定多数の者が出入りする施設 県が管理する庁舎、ホール、社会教育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置は次のとおりとする。</p> <p><u>なお、具体的な措置については、施設ごとに第10節「南海トラフ地震防災対策計画」に準じた計画を策定するものとする。</u></p> <p>この場合において、安全確保対策に従事する者の避難に要する時間を十分確保した上で、必要な対策を実施するものとする。</p>
防災対策課 地-5-6		<p style="text-align: center;"><u>8 県が自ら管理又は運営する南海トラフ地震防災対策計画の対象となる施設又は事業に相当する施設又は事業に関する対策</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第2節に定める推進地域に指定された地域で、南海トラフ地震に伴い発生する津波により30cm以上の浸水が想定される区域において、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令」(平成15年政令第324号)第3条各号に掲げる県が管理又は運営する施設については、施設ごとに第10節「南海トラフ地震防災対策計画」に準じた計画を策定するものとする。</u></p>	(新規)
防災対策課 地-5-7		<p><u>9</u> 迅速な救助</p> <p>被災者の救助、救急活動等については、第2編第3章第6節「消防・救助救急・医療救護活動」によるものとする。</p>	<p><u>8</u> 迅速な救助</p> <p>被災者の救助、救急活動等については、第2編第3章第6節「消防・救助救急・医療救護活動」によるものとする。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
防災対策課 地-5-7	<p>国の南海トラフ地震防災対策基本計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例に併せて節の順番を変更。 (旧第4節)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第6節 <u>関係者との連携協力の確保</u></p> <p><u>1 物資等の調達手配</u> <u>物資等の供給体制については、第2編第3章第8節「救援物資供給活動」によるものとする。</u></p> <p><u>2 広域応援の要請</u> <u>県は、市町村から応急措置実施のための応援要請があった場合には、職員の派遣や必要物資の提供等の応援を実施する。また、県で対処することが困難な場合には、国や他都道府県等関係機関に応援要請を行う。応援要請に関する事項は、第2編第3章第9節「広域応援の要請及び県外支援」によるものとする。</u> <u>また、自衛隊への災害派遣要請に関する事項は、第2編第3章第10節「自衛隊への災害派遣要請」によるものとする。</u> <u>なお、南海トラフ地震では被害が超広域に及び、従来の応援システムが機能しなくなることも考慮し、人的・物的資源の絶対的不足、発災直後の情報不足等を前提に、優先順位を付けて対処する。</u></p> <p><u>3 帰宅困難者への対応</u> <u>県は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の呼びかけや、帰宅困難者等への速やかな情報提供、帰宅支援等を実施する。帰宅困難者対策に関する事項は、第2編第3章第12節「帰宅困難者等対策」によるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第6節 <u>時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項</u></p> <p><u>1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</u> <u>（1）南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等</u> <u>ア 県は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、情報収集体制をとるものとする。ただし、南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表前に発生した地震に関し、既に情報収集体制又は災害即応体制の配備若しくは災害対策本部の設置がされている場合は、この限りでない。</u> <u>また、情報収集体制の配備、運営方法その他の事項については、第2編第3章第1節「災害対策本部活動」によるものとする。</u> <u>イ 市町村は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行うものとし、その情報伝達の経路、体制及び方法について推進計画に明示するものとする。</u></p> <p><u>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</u> <u>（1）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等</u> <u>ア 県は、災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）については、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意するものとする。この場合における情報伝達の経路、体制及び方法については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」によるものとする。</u></p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
			<p>イ 県が行う住民等及び防災関係機関に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」及び同章第4節「津波避難計画」によるものとする。</p> <p>ウ 県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、災害対策本部を設置するものとする。ただし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表前に発生した地震に関し、既に災害対策本部を設置している場合は、この限りでない。</p> <p>また、災害対策本部の設置、運営方法その他の事項については、第2編第3章第1節「災害対策本部活動」によるものとする。</p> <p>エ 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等については、その機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、市町村は、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意するものとする。</p> <p>オ 市町村は、管轄区域内の地域住民等並びに防災関係機関に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が正確かつ広範に伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、防災行政無線、緊急速報メール等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行うものとするよう留意するものとする。なお、地域住民等に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。</p> <p>カ 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の災害対策本部等の設置、運営方法その他の事項について、推進計画に明示するものとする。</p> <p>キ 県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
			<p><u>な措置を講じるとともに地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知</u></p> <p><u>ア 県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとする。この場合における周知については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」及び同章第4節「津波避難計画」によるものとする。</u></p> <p><u>イ 県は、外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、第2編第2章第8節「要配慮者等の安全確保のための体制整備」及び同編第3章第5節「要配慮者等の安全確保対策」に定めるところにより行うものとする。</u></p> <p><u>ウ 県は、推進地域外の住民等に対しても、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通対策の実施状況等についての的確な周知を行い、これらの者に冷静かつ適切な対応を促すよう努めるものとする。</u></p> <p><u>エ 県は、地域住民等からの問い合わせに対応する窓口等については、「千葉県災害対策本部要綱」及び「千葉県災害発生時の応急対応マニュアル」に定めるところによるものとする。</u></p> <p><u>オ 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法について推進計画に明示するものとする。</u></p> <p><u>カ 市町村が行う周知については、テレビ及びラジオ等を活用するほか、同報無線による情報伝達を実施するものとする。</u></p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
			<p><u>この場合において、地域の自主消防組織やその他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用いるものとする。</u> <u>なお、外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>キ 市町村は、地域住民等からの問い合わせに対応できるよう、窓口等の体制を整備するものとし、その体制について推進計画に明示するものとする。</u></p> <p><u>ク 市町村は、管轄区域内において、住民以外の者等に対しても南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通対策の実施状況等についての的確な周知を行い、これらの者に冷静かつ適切な対応を促すよう努めるものとする。</u></p> <p><u>ケ 港長等は在泊船舶等に対して、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、津波の発生に備えた南海トラフ地震警戒強化についての的確に周知を行い、適切な対応を促すものとする。</u></p> <p><u>(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等</u></p> <p><u>ア 県は、災害応急対策の実施状況及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集、伝達及び報告等については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」により行うものとする。</u></p> <p><u>イ 市町村は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、末端からの各種の情報の収集体制を整備し、その収集体制を推進計画に明示するものとする。</u> <u>この場合において、これらの情報が正確かつ迅速に災害対策本部等に集約するために必要な措置をとるものとする。</u></p> <p><u>ウ 市町村は、災害対策本部等からの指示事項等の伝達が正確かつ迅速に行われるよう、その経路及び方法について推進計</u></p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
			<p><u>画に明示するものとする。</u></p> <p><u>エ 市町村は、避難状況等の災害応急対策に係る措置の実施状況の報告等については、それぞれ報告等の送受を行う部局、報告等の対象となる事項等を推進計画に具体的に明示するものとする。</u></p> <p><u>(4) 災害応急対策をとるべき期間等</u></p> <p><u>ア 県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、本節中2「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項」に定めるところにより、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、本節中3「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項」に定めるところにより、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。</u></p> <p><u>イ 市町村は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとし、それらの内容を推進計画に明示するものとする。</u></p> <p><u>(5) 避難対策等</u></p> <p><u>ア 地域住民等の避難行動等</u></p> <p><u>(ア) 市町村は、国からの指示が発せられた場合において、地域住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として、市町村があらかじめ定めた地域（以下「事前避難対象地域」という。）並びに事前避難対象地域のうち全ての地域住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域として、市町村があらかじめ定めた地域（以下「住民事前避難対象地域」という。）及び事前避難対象地域のうち要配慮者等に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「高齢者等事前避難対象地域」という。）を推進計画に明示するとともに、後発地震に備えて一定期</u></p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
			<p>間避難生活をする避難所、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る津波等災害の特性に応じた避難計画について、推進計画に明示するものとする。なお、各種防災施設の整備等の状況や被害想定の実施等による検証を通じて、当該避難計画を見直していくものとする。</p> <p>(イ) 国からの指示が発せられた場合において、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等は、大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後、市町村の避難情報に従い、避難場所等から知人宅や指定された指定避難所へ避難するものとし、市町村はその方針、避難所の場所、その経路及び方法について、推進計画に明示するものとする。</p> <p>(ウ) 県は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するように努めるよう周知するものとする。この場合における周知については、第2編第2章第2節「津波災害予防対策」によるものとする。</p> <p>(エ) 県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発せられた場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等を除く。）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。この場合における周知については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」及び同章第4節「津波避難計画」によるものとする。</p> <p>(オ) 市町村は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知するものとし、その方針を推進計画に明示するものとする。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
			<p>(カ) 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く。）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとし、その方針を推進計画に明示するものとする。</p> <p>(キ) 住民等の自主的な避難行動及び市町村等が行う避難誘導については、第2編第2章第2節「津波災害予防対策」及び同編第3章第4節「津波避難計画」によるものとする。</p> <p>イ 避難所の運営 避難所の運営・安全確保については、第2編第3章第3節「地震・火災避難計画」による。特に要配慮者については、同章第5節「要配慮者の安全確保対策」によるものとする。</p> <p>(6) 関係機関のとりべき措置</p> <p>ア 消防機関等の活動 市町村等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等に関して講ずる措置につき、次の事項を重点としてその対策を推進計画に明示するものとする。</p> <p>(ア) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達</p> <p>(イ) 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保</p> <p>イ 警備対策 警察本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、第2編第3章第7節「警備・交通の確保・緊急輸送対策」に定めるところにより、犯罪及び混乱の防止等に関して必要な措置を講ずる。</p> <p>ウ 水道 県及び市町村は、飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、第2編第3章第8節「救援物資供給活</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
			<p>動」に定めるところにより、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。</p> <p><u>エ 交通</u></p> <p><u>(ア) 道路</u></p> <p>a 警察本部は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。なお、住民事前避難対象地域内における車両の走行の自粛については、日頃から地域住民等に対する広報等に努めるものとする。</p> <p>b 県は、道路管理者等と、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合に提供する交通対策等の情報及びその提供方法について、調整を行うものとする。</p> <p>c 県は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとする。この場合における周知については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」及び同章第4節「津波避難計画」によるものとする。</p> <p>d 市町村は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとし、その方法について推進計画に明示するものとする。</p> <p>e 市町村は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、周知方法の内容を定め、推進計画に明示するものとする。</p> <p><u>(イ) 船舶及び港湾</u></p> <p>a 県は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意するとともに、後発地震の発生に備えた海上輸送路の確保についても考慮し、地域別に検討するものとする。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
			<p>b <u>市町村は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意するものとし、地域別に推進計画に明示するものとする。この場合においては、後発地震の発生に備えた海上輸送路の確保についても考慮するものとする。</u></p> <p>c <u>港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、検討するものとする。</u></p> <p>d <u>港長等は在泊船舶に対し津波の発生に備えた警戒行動を実施するよう促す。</u></p> <p>オ <u>県及び市町村が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策</u></p> <p><u>(ア) 県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において講ずる道路管理上の必要な措置について検討するものとする。この場合において、県は、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意するものとする。</u></p> <p><u>(イ) 県は、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、それらの情報に応じた水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等の津波の発生に備えて講じるべき措置について検討するものとする。この場合において、県は、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の措置について検討するものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、庁舎等公共施設のうち、後発地震の発生後における災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、その機能を果たすために講ずる措置について検討するものとする。この場合において、県は、非常用発電装置の準備、水や食料等の備蓄、コンピューター・システム等重要資機材の点検その他所要の措置を実施するための体制について検討するものとする。</u></p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
			<p>(エ) 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において講ずる道路管理上の措置について、推進計画に明示するものとする。この場合において、市町村は、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意するものとする。</p> <p>(オ) 市町村は、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、それらの情報に応じた水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置について推進計画に明示するものとする。この場合において、市町村は、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>(カ) 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、庁舎等公共施設のうち、後発地震の発生後における災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、その機能を果たすため、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、市町村は、非常用発電装置の準備、水や食料等の備蓄、コンピューター・システム等重要資機材の点検その他所要の措置を実施するための体制について、推進計画に明示するものとする。</p> <p>カ 県及び市町村が自ら管理又は運営する南海トラフ地震防災対策計画の対象となる施設又は事業に相当する施設又は事業に関する対策は本章第10節2（2）に準ずるものとする。</p> <p>(7) 関係者との連携協力の確保 滞留旅客等に対する措置</p> <p>ア 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとし、その内容について推進計画に明示するものとする。</p> <p>イ 市町村以外の計画主体で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
			<p><u>震警戒)等が発表された場合における滞留旅客等の避難誘導及び保護を実施すべき機関が行う、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市町村が実施する活動との連携体制等の措置については、本章第10節2(2)に準ずるものとする。</u></p> <p>3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</p> <p><u>(1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等の伝達、活動体制等</u></p> <p><u>ア 県は、災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容その他これらに関連する情報(以下「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等」という。)については、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意するものとする。この場合における情報伝達の経路、体制及び方法については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」によるものとする。</u></p> <p><u>イ 県が行う住民等及び防災関係機関に対する南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等の伝達については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」及び同章第4節「津波避難計画」によるものとする。</u></p> <p><u>ウ 県は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合は、情報収集体制をとるものとする。ただし、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の発表前に発生した地震に関し、既に情報収集体制又は災害即応体制の配備若しくは災害対策本部の設置がされている場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>また、情報収集体制の配備、運営方法その他の事項については、第2編第3章第1節「災害対策本部活動」によるものとする。</u></p> <p><u>エ 市町村は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等については、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を</u></p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
			<p><u>推進計画に明示するものとする。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が行われるよう留意するものとする。</u></p> <p>オ 市町村は、管轄区域内の地域住民等並びに防災関係機関に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が正確かつ広範に伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、防災行政無線、緊急速報メール等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行うものとするよう留意するものとする。なお、地域住民等に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。</p> <p>カ 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の災害対策本部等の設置、運営方法その他の事項について、推進計画に明示するものとする。</p> <p>キ 県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努めるものとする。 （2）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知</p> <p>ア 県は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項について、周知するものとする。この場合における周知については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」及び同章第4節「津波避難計画」によるものとする。</p> <p>イ 市町村は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項について、周知するも</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
			<p><u>のとし、その体制及び周知方法について推進計画に明示するものとする。</u></p> <p><u>(3) 災害応急対策をとるべき期間等</u> <u>県及び市町村は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震(太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。)が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、本節中3「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項」に定めるところにより、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。</u></p> <p><u>(4) 県及び市町村のとるべき措置</u> <u>ア 県は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。この場合における周知については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」及び同章第4節「津波避難計画」によるものとする。</u> <u>イ 県は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。</u> <u>ウ 市町村は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとし、その方針を推進計画に明示するものとする。</u> <u>エ 市町村は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとし、その内容を推進計画に明示するものとする。</u></p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
防災対策課 地-5-7	<p>国の南海トラフ地震防災対策基本計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例に併せて節の順番、内容を変更。 (旧第6節)</p>	<p>第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第7節 <u>時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項</u></p> <p><u>1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</u> <u>(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等</u> <u>ア 県は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、情報収集体制をとるものとする。ただし、南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表前に発生した地震に関し、既に情報収集体制又は災害即応体制の配備若しくは災害対策本部の設置がされている場合は、この限りでない。</u> <u>また、情報収集体制の配備、運営方法その他の事項については、第2編第3章第1節「災害対策本部活動」によるものとする。</u> <u>イ 市町村は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に係る事項に関する周知、その他必要な措置を行うものとし、その情報伝達の経路、体制及び方法について推進計画に明示するものとする。</u></p> <p><u>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</u> <u>(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等</u> <u>ア 県は、災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）については、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意するものとする。この場合における情報伝達の経路、体制及び方法については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」によるものとする。</u></p>	<p>第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第7節 <u>地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</u></p> <p><u>県、市町村及び防災関係機関は、南海トラフ地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、次の地震防災上緊急に整備すべき施設等について、計画的な整備を推進する。</u></p> <p><u>(1) 避難場所・避難施設、避難経路等の整備</u> <u>避難所等に指定される公共・公用施設の耐震化を図るとともに、津波に対しては、最大クラスの津波にも対応できるよう整備に努める。</u> <u>(2) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設</u> <u>市町村は、避難誘導や救助活動のための拠点施設、資機材、車両等の整備に努める。</u> <u>県は、補助金の交付等消防防災施設の整備強化に努める。</u> <u>(3) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路</u> <u>市街地において幅員6メートル以上の道路からホースが到達しない区域において、幅員6メートル以上の道路の整備に努める。</u> <u>(4) 延焼防止上必要な道路、公園、緑地等の整備</u> <u>住宅密集地における延焼防止上必要な道路、公園、緑地、広場その他公共空地等の整備に努める。</u> <u>(5) 道路、緊急輸送道路、ヘリポート、港湾施設、漁港施設等</u> <u>緊急輸送道路、ヘリポート、港湾施設、漁港施設等の輸送機能を確保するため必要な施設の整備に努める。</u> <u>緊急輸送道路に指定されている県管理道路については、線形不良や隘路区間などの改善のため、必要に応じてバイパス及び拡幅整備等を推進する。港湾施設、漁港施設については、耐震強化岸壁の整備を推進する。</u> <u>(6) 共同溝、電線共同溝等</u></p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>イ 県が行う住民等及び防災関係機関に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」及び同章第4節「津波避難計画」によるものとする。</u></p> <p><u>ウ 県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、災害対策本部を設置するものとする。ただし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表前に発生した地震に関し、既に災害対策本部を設置している場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>また、災害対策本部の設置、運営方法その他の事項については、第2編第3章第1節「災害対策本部活動」によるものとする。</u></p> <p><u>エ 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等については、その機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、市町村は、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実にされるよう留意するものとする。</u></p> <p><u>オ 市町村は、管轄区域内の地域住民等及び防災関係機関に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が正確かつ広範に伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、防災行政無線、緊急速報メール等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行うものとするよう留意するものとする。なお、地域住民等に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。</u></p> <p><u>カ 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の災害対策本部等の設置、運営方法その他の事項について、推進計画に明示するものとする。</u></p> <p><u>キ 県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要</u></p>	<p><u>災害時のライフライン機能の維持を図るため、電線類の無電柱化やガス管、水管、下水道管等公益物件を地下に埋設する共同溝等の整備に努める。</u></p> <p><u>（7）海岸保全施設等</u></p> <p><u>津波被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設等の整備に努める。</u></p> <p><u>（8）砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要な砂防設備、地すべり防止施設等の整備に努める。</u></p> <p><u>（9）医療機関、社会福祉施設、学校等</u></p> <p><u>県立病院その他の公的医療機関、休日・夜間診療病院等、社会福祉施設、公立学校、その他不特定多数の利用者がある施設の耐震化の促進に努める。</u></p> <p><u>（10）ため池</u></p> <p><u>老朽化、降雨、地震等によりため池が決壊した場合に影響が大きい農業用ため池について、「ため池データベース」を整備し、改修を必要とするものから計画的に改修を行うものとする。</u></p> <p><u>また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を促進する。</u></p> <p><u>（11）地域防災拠点施設</u></p> <p><u>災害時の応急対策活動の拠点となる庁舎等の耐震化、防災機能の強化等整備に努める。</u></p> <p><u>（12）防災行政無線施設</u></p> <p><u>災害時に迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民への情報伝達を行うため必要な防災行政無線等の整備に努める。</u></p> <p><u>（13）備蓄施設等</u></p> <p><u>飲料水、食料等を確保するため必要な備蓄倉庫、自家発電設備等の整備に努める。</u></p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>な措置を講じるとともに地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知</u></p> <p><u>ア 県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとする。この場合における周知については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」及び同章第4節「津波避難計画」によるものとする。</u></p> <p><u>イ 県は、外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、第2編第2章第8節「要配慮者等の安全確保のための体制整備」及び同編第3章第5節「要配慮者等の安全確保対策」に定めるところにより行うものとする。</u></p> <p><u>ウ 県は、推進地域外の住民等に対しても、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通対策の実施状況等についての的確な周知を行い、これらの者に冷静かつ適切な対応を促すよう努めるものとする。</u></p> <p><u>エ 県は、地域住民等からの問い合わせに対応する窓口等については、「千葉県災害対策本部要綱」及び「千葉県災害発生時の応急対応マニュアル」に定めるところによるものとする。</u></p> <p><u>オ 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法について推進計画に明示するものとする。</u></p> <p><u>カ 市町村が行う周知については、テレビ及びラジオ等を活用するほか、同報無線による情報伝達を実施するものとする。</u></p>	<p><u>(14) 救助用資機材等の備蓄倉庫、救護設備等の整備</u></p> <p><u>災害時の応急措置に必要な救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫の整備に努める。また、負傷者を一時的に収容、保護するための救護設備、その他応急措置に必要な設備等の整備に努める。</u></p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>この場合において、地域の自主消防組織やその他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用いるものとする。</u> <u>なお、外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>キ 市町村は、地域住民等からの問い合わせに対応できるよう、窓口等の体制を整備するものとし、その体制について推進計画に明示するものとする。</u></p> <p><u>ク 市町村は、管轄区域内において、住民以外の者等に対しても南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通対策の実施状況等についての的確な周知を行い、これらの者に冷静かつ適切な対応を促すよう努めるものとする。</u></p> <p><u>ケ 港長等は在泊船舶等に対して、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、津波の発生に備えた南海トラフ地震警戒強化についての的確に周知を行い、適切な対応を促すものとする。</u></p> <p><u>(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等</u></p> <p><u>ア 県は、災害応急対策の実施状況及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集、伝達及び報告等については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」により行うものとする。</u></p> <p><u>イ 市町村は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、末端からの各種の情報の収集体制を整備し、その収集体制を推進計画に明示するものとする。</u> <u>この場合において、これらの情報が正確かつ迅速に災害対策本部等に集約するために必要な措置をとるものとする。</u></p> <p><u>ウ 市町村は、災害対策本部等からの指示事項等の伝達が正確かつ迅速に行われるよう、その経路及び方法について推進計</u></p>	

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>画に明示するものとする。</u></p> <p><u>エ 市町村は、避難状況等の災害応急対策に係る措置の実施状況の報告等については、それぞれ報告等の送受を行う部局、報告等の対象となる事項等を推進計画に具体的に明示するものとする。</u></p> <p><u>(4) 災害応急対策をとるべき期間等</u></p> <p><u>ア 県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間。以下同じ。）、本節中2「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項」に定めるところにより、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、本節中3「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項」に定めるところにより、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。</u></p> <p><u>イ 市町村は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間（対象地震発生から336時間経過した以降の正時までの期間）、後発地震に対して注意する措置をとるものとし、それらの内容を推進計画に明示するものとする。</u></p> <p><u>(5) 避難対策等</u></p> <p><u>ア 地域住民等の避難行動等</u></p> <p><u>(ア) 市町村は、国からの指示が発せられた場合において、地域住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として、市町村があらかじめ定めた地域（以下「事前避難対象地域」という。）並びに事前避難対象地域のうち全ての地域住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域として、市町村があらかじめ定めた地域（以下「住民事前避難対象地域」という。）及び事前避難対象地域のうち要</u></p>	現行

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>配慮者等に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「高齢者等事前避難対象地域」という。）を推進計画に明示するとともに、後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る津波等災害の特性に応じた避難計画について、推進計画に明示するものとする。なお、各種防災施設の整備等の状況や被害想定の実施等による検証を通じて、当該避難計画を見直していくものとする。</u></p> <p><u>(イ) 国からの指示が発せられた場合において、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等は、大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後、市町村の避難情報に従い、避難場所等から知人宅や指定された指定避難所へ避難するものとし、市町村はその方針、避難所の場所、その経路及び方法について、推進計画に明示するものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 県は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するように努めるよう周知するものとする。この場合における周知については、第2編第2章第2節「津波災害予防対策」によるものとする。</u></p> <p><u>(エ) 県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等を除く。）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。この場合における周知については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」及び同章第4節「津波避難計画」によるものとする。</u></p> <p><u>(オ) 市町村は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時か</u></p>	現行

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>ら確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知するものとし、その方針を推進計画に明示するものとする。</u></p> <p><u>(カ) 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く。）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとし、その方針を推進計画に明示するものとする。</u></p> <p><u>(キ) 住民等の自主的な避難行動及び市町村等が行う避難誘導については、第2編第2章第2節「津波災害予防対策」及び同編第3章第4節「津波避難計画」によるものとする。</u></p> <p><u>イ 避難所の運営</u> <u>避難所の運営・安全確保については、第2編第3章第3節「地震・火災避難計画」による。特に要配慮者については、同章第5節「要配慮者の安全確保対策」によるものとする。</u></p> <p><u>(6) 関係機関のとりべき措置</u></p> <p><u>ア 消防機関等の活動</u> <u>市町村等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等に関して講ずる措置につき、次の事項を重点としてその対策を推進計画に明示するものとする。</u></p> <p><u>(ア) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達</u> <u>(イ) 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保</u></p> <p><u>イ 警備対策</u> <u>警察本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、第2編第3章第7節「警備・交通の確保・緊急輸送対策」に定めるところにより、犯罪及び混乱の防止等に関して必要な措置を講ずる。</u></p> <p><u>ウ 水道</u> <u>県及び市町村は、飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情</u></p>	

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、第2編第3章第8節「救援物資供給活動」に定めるところにより、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。</u></p> <p><u>エ 交通</u></p> <p><u>（ア）道路</u></p> <p><u>a 警察本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。なお、住民事前避難対象地域内における車両の走行の自粛については、日頃から地域住民等に対する広報等に努めるものとする。</u></p> <p><u>b 県は、道路管理者等と、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に提供する交通対策等の情報及びその提供方法について、調整を行うものとする。</u></p> <p><u>c 県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとする。この場合における周知については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」及び同章第4節「津波避難計画」によるものとする。</u></p> <p><u>d 市町村は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとし、その方法について推進計画に明示するものとする。</u></p> <p><u>e 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、周知方法の内容を定め、推進計画に明示するものとする。</u></p> <p><u>（イ）船舶及び港湾</u></p> <p><u>a 県は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する</u></p>	

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>安全性に留意するとともに、後発地震の発生に備えた海上輸送路の確保についても考慮し、地域別に検討するものとする。</u></p> <p><u>b 市町村は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意するものとし、地域別に推進計画に明示するものとする。この場合においては、後発地震の発生に備えた海上輸送路の確保についても考慮するものとする。</u></p> <p><u>c 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、検討するものとする。</u></p> <p><u>d 港長等は在泊船舶に対し津波の発生に備えた警戒行動を実施するよう促す。</u></p> <p><u>オ 県及び市町村が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策</u></p> <p><u>(ア) 県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において講ずる道路管理上の必要な措置について検討するものとする。この場合において、県は、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意するものとする。</u></p> <p><u>(イ) 県は、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、それらの情報に応じた水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等の津波の発生に備えて講じるべき措置について検討するものとする。この場合において、県は、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の措置について検討するものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、庁舎等公共施設のうち、後発地震の発生後における災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、その機能を果たすために講ずる措置について検討するものとする。この場合において、</u></p>	

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>県は、非常用発電装置の準備、水や食料等の備蓄、コンピューター・システム等重要資機材の点検その他所要の措置を実施するための体制について検討するものとする。</u></p> <p><u>(エ) 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において講ずる道路管理上の措置について、推進計画に明示するものとする。この場合において、市町村は、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意するものとする。</u></p> <p><u>(オ) 市町村は、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、それらの情報に応じた水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置について推進計画に明示するものとする。この場合において、市町村は、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>(カ) 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、庁舎等公共施設のうち、後発地震の発生後における災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、その機能を果たすため、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、市町村は、非常用発電装置の準備、水や食料等の備蓄、コンピューター・システム等重要資機材の点検その他所要の措置を実施するための体制について、推進計画に明示するものとする。</u></p> <p><u>(7) 関係者との連携協力の確保</u> <u>滞留旅客等に対する措置</u> <u>ア 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとし、その内容について推進計画に明示するものとする。</u> <u>イ 市町村以外の計画主体で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の避難誘導</u></p>	

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>及び保護を実施すべき機関が行う、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあつせん、市町村が実施する活動との連携体制等の措置については、本章第10節2（2）に準ずるものとする。</u></p> <p><u>3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</u></p> <p><u>（1）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、活動体制等</u></p> <p><u>ア 県は、災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等」という。）については、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意するものとする。この場合における情報伝達の経路、体制及び方法については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」によるものとする。</u></p> <p><u>イ 県が行う住民等及び防災関係機関に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」及び同章第4節「津波避難計画」によるものとする。</u></p> <p><u>ウ 県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、情報収集体制をとるものとする。ただし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表前に発生した地震に関し、既に情報収集体制又は災害即応体制の配備若しくは災害対策本部の設置がされている場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>また、情報収集体制の配備、運営方法その他の事項については、第2編第3章第1節「災害対策本部活動」によるものとする。</u></p> <p><u>エ 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等については、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、勤務時</u></p>	

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意するものとする。</u></p> <p><u>オ 市町村は、管轄区域内の地域住民等及び防災関係機関に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が正確かつ広範に伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、防災行政無線、緊急速報メール等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行うものとするよう留意するものとする。なお、地域住民等に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。</u></p> <p><u>カ 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の災害対策本部等の設置、運営方法その他の事項について、推進計画に明示するものとする。</u></p> <p><u>キ 県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>（２）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知</u></p> <p><u>ア 県は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項について、周知するものとする。この場合における周知については、第２編第３章第２節「情報収集・伝達体制」及び同章第４節「津波避難計画」によるものとする。</u></p> <p><u>イ 市町村は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項について、周知するものとし、その体制及び周知方法について推進計画に明示する</u></p>	

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>ものとする。</u></p> <p><u>(3) 災害応急対策をとるべき期間等</u></p> <p><u>県及び市町村は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震(太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。)が発生するケースの場合は1週間(対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間。)、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、本節中3「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項」に定めるところにより、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。</u></p> <p><u>(4) 県及び市町村のとりべき措置</u></p> <p><u>ア 県は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合において、市町村等と協力し、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認や円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。この場合における周知については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」及び同章第4節「津波避難計画」によるものとする。</u></p> <p><u>イ 県は、日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備えるものとする。</u></p> <p><u>ウ 市町村は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認や円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとし、その方針を推進計画に明示するものとする。</u></p> <p><u>エ 市町村は、日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保</u></p>	

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>するよう備えるものとし、その内容を推進計画に明示するものとする。</u> <u>(後発地震に対して注意する具体的措置は、以下のとおり)</u> <u>(1) 家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震の備えの再確認</u> <u>(2) 避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、非常持出品の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備え</u> <u>(3) 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え</u> <u>(4) 個々の病気・障害等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え</u></p>	
防災対策課 地-5-13	国の南海トラフ地震防災対策基本計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画作成例に併せて項目名を変更	<u>第 8 節 防災訓練に関する事項</u>	第 8 節 防災訓練計画
防災対策課 地-6-2	県内市町村が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されたため	<u>第 6 章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</u> <u>第 1 節 総則</u> <u>1 推進計画の目的</u> <u>本章は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号。以下この章において「法」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画として、日本海</u>	<u>(新規)</u>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</u></p> <p><u>なお、この章に記載のない事項は、第1編総則及び第2編地震・津波編によるものとする。</u></p> <p><u>2 定義</u></p> <p><u>この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 後発地震</u></p> <p><u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定震源域周辺でM7以上の地震が発生した後に発生する、更に大きな規模の後発の地震をいう。</u></p> <p><u>(2) 北海道・三陸沖後発地震注意情報</u></p> <p><u>日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域（「三陸・日高沖」や「十勝・根室沖」の海域）及び想定震源域に影響を与える外側のエリアで、Mw7.0以上の地震が発生した場合に気象庁から発表される情報をいう。</u></p> <p><u>第2節 推進地域及び特別強化地域</u></p> <p><u>法第3条第1項の規定により、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として内閣総理大臣が指定する。</u></p> <p><u>本県における推進地域は次のとおりである。</u></p> <p><u>千葉市、銚子市、館山市、成田市、佐倉市、旭市、勝浦市、八千代市、我孫子市、四街道市、印西市、匝瑳市、香取市、山武市、</u></p>	

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>いすみ市、大網白里市、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、長生村、白子町及び御宿町（27市町村（令和4年10月3日内閣府告示第99号））</u></p> <p><u>なお、法第9条第1項の規定により、推進地域のうち、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波に対し、津波避難対策を特別に強化すべき地域を日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域（以下「特別強化地域」という。）として内閣総理大臣が指定しており、本県における特別強化地域は、銚子市（1市（令和4年10月3日内閣府告示第100号））である。</u></p> <p><u>第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</u></p> <p><u>県、市町村ほか防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者、県民、事業者等の処理すべき事務又は大綱については、第1編第3章「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」によるものとする。</u></p> <p><u>第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</u></p> <p><u>県、市町村及び防災関係機関は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、第5章第4節に基づき地震防災上緊急に整備すべき施設等について、計画的な整備を推進する。</u></p> <p><u>第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</u></p> <p><u>第5章第5節に準ずる。</u></p>	

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>第6節 関係者との連携協力の確保</u></p> <p><u>第5章第6節に準ずる。</u></p> <p><u>第7節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項</u></p> <p><u>1 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達、活動体制等</u></p> <p><u>(1) 県は、北海道・三陸沖後発地震注意情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）については、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意するものとする。この場合における情報伝達の経路、体制及び方法については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」によるものとする。</u></p> <p><u>(2) 県が行う住民等及び防災関係機関に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」及び同章第4節「津波避難計画」によるものとする。</u></p> <p><u>(3) 県は、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合は、情報収集体制をとるものとする。ただし、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表前に発生した地震に関し、既に情報収集体制又は災害即応体制の配備若しくは災害対策本部の設置がされている場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>また、情報収集体制の配備、運営方法その他の事項については、第2編第3章第1節「災害対策本部活動」によるものとする。</u></p> <p><u>(4) 市町村は、後発地震への注意を促す情報等については、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意するものとする。</u></p>	

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>る。</u></p> <p><u>(5) 市町村は、管轄区域内の地域住民等及び防災関係機関に対し、後発地震への注意を促す情報等が正確かつ広範に伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、防災行政無線、緊急速報メール等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行いうるものとするよう留意するものとする。なお、地域住民等に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。</u></p> <p><u>(6) 市町村は、後発地震への注意を促す情報等が発表された場合の活動体制、運営方法その他の事項について、推進計画に明示するものとする。</u></p> <p><u>(7) 県及び市町村は、後発地震への注意を促す情報等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>2 後発地震への注意を促す情報等が発表された後の周知</u></p> <p><u>(1) 県は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について、周知するものとする。この場合における周知については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」及び同章第4節「津波避難計画」によるものとする。</u></p> <p><u>(2) 市町村は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項について、周知するものとし、その体制及び周知方法について推進計画に明示するものとする。</u></p> <p><u>3 災害応急対策をとるべき地域及び期間等</u> <u>北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に伴い、防災対応をと</u></p>	

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>るべき地域は、内閣府の「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」で推計された震度分布及び津波高において、震度6弱以上の揺れ又は津波高3m以上の津波が想定される地域とされ、本県では次のとおりである。</u></p> <p><u>銚子市、館山市、旭市、勝浦市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、九十九里町、横芝光町、一宮町、長生村、白子町、御宿町（14市町村）</u></p> <p><u>県及び市町村は、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に至った地震の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間）、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。</u></p> <p><u>4 県及び市町村のとりべき措置</u></p> <p><u>県及び市町村が、後発地震への注意を促す情報等が発表された場合において、とりべき措置は、第5章第7節3（4）に準ずる。</u></p> <p><u>第8節 防災訓練に関する事項</u></p> <p><u>第5章第8節に準ずる。</u></p> <p><u>第9節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画</u></p> <p><u>県、市町村及び防災関係機関は、地震防災上の必要な教育及び広報の充実に努める。防災教育及び広報の実施については、第2編第2章第1節「防災意識の向上」及び同章第2節「津波災害予防対策」によるものとする。</u></p> <p><u>なお、北海道・三陸沖後発地震注意情報についての防災教育及び広報は、次に掲げる事項によるものとする。</u></p> <p><u>1 県、市町村及び防災関係機関の職員に対する教育</u></p>	

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>(1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u></p> <p><u>(2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</u></p> <p><u>(3) 北海道・三陸沖後発地震注意情報の内容及びこれらに基づきとられる措置の内容</u></p> <p><u>(4) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識</u></p> <p><u>(5) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割</u></p> <p><u>(6) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題</u></p> <p><u>2 地域住民等に対する教育及び広報</u></p> <p><u>(1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u></p> <p><u>(2) 北海道・三陸沖後発地震注意情報の内容及びこれらに基づきとられる措置の内容</u></p> <p><u>(3) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合の防災上とるべき行動に関する知識</u></p> <p><u>第10節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画</u></p> <p><u>第2節に定める推進地域に指定された地域内で、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波により30cm以上の浸水が想定される区域において、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令」(平成17年政令第282号)第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者は、法第7条第1項の規定により次の事項を定めた対策計画を作成するものとする。</u></p>	

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>なお、作成義務が生じていない事業者についても、自主的に対策計画に準じた計画の作成に努める。</u></p> <p><u>また、この節に記載のない事項については、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画によるものとする。</u></p> <p><u>1 津波からの円滑な避難の確保に関する事項</u> 第5章第10節1に準ずる。</p> <p><u>2 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合にとるべき防災対応に関する事項</u> (1) 後発地震への注意を促す情報等の伝達等 (2) 災害応急対策をとるべき期間等 (3) 関係機関のとるべき措置</p> <p><u>3 防災訓練に関する事項</u></p> <p><u>4 地震防災上必要な教育及び広報</u></p>	

○千葉県地域防災計画【地震・津波附編〔東海地震に係る周辺地域としての対応計画〕】

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
東日本旅客鉄道 東-2-4	名称修正	<p align="center">第2章 防災機関の業務</p> <p>5 指定公共機関 東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社 <u>首都圏本部</u></p>	<p align="center">第2章 防災機関の業務</p> <p>5 指定公共機関 東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社 東京支社</p>
防災対策課 災害情報室 東-2-5	指定公共機関に 指定されたため	<u>楽天モバイル株式会社</u> <u>電話、携帯電話等の通信の確保に関すること</u>	<u>(新規)</u>
産業保安課 東-2-6	公益法人化のため	6 指定地方公共機関 <u>公益</u> 社団法人千葉県LPガス協会	6 指定地方公共機関 <u>一般</u> 社団法人千葉県LPガス協会
東日本旅客鉄道 東-3-2	名称修正	<p align="center">第3章 事前の措置</p> <p align="center">第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項</p> <p>東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社 <u>首都圏本部</u></p>	<p align="center">第3章 事前の措置</p> <p align="center">第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項</p> <p>東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社 東京支社</p>
産業保安課 東-3-6	公益法人化のため	<p align="center">第2節 事業所に対する指導、要請</p> <p>(<u>公</u>社) 千葉県LPガス協会</p>	<p align="center">第2節 事業所に対する指導、要請</p> <p>(<u>一</u>社) 千葉県LPガス協会</p>
防災対策課 情報通信管理室	現在使用しているシステムに 時点修正	<p align="center">第4章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置</p> <p align="center">第1節 東海地震注意情報の伝達</p> <p><u>気象情報伝送処理システム (アデス)</u></p>	<p align="center">第4章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置</p> <p align="center">第1節 東海地震注意情報の伝達</p> <p><u>気象庁防災情報提供システム</u> ※銚子地方气象台と県防災危機管理部間の伝達手段</p>
災害情報室	指定公共機関に 指定されたため	<u>楽天モバイル(株)</u>	<u>(新規)</u>
産業保安課 東-4-2	公益法人化のため	(<u>公</u> 社) 千葉県LPガス協会	(<u>一</u> 社) 千葉県LPガス協会

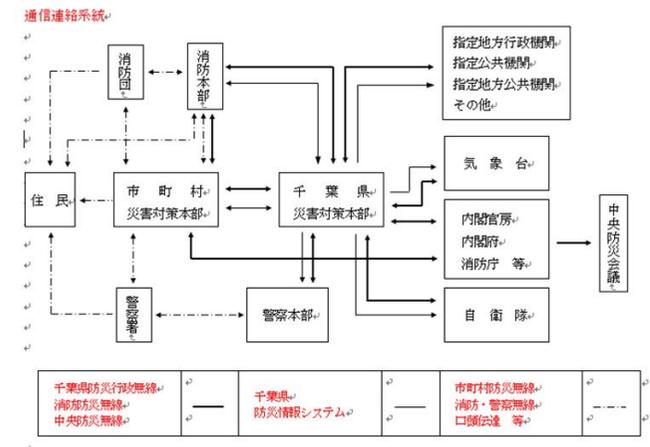
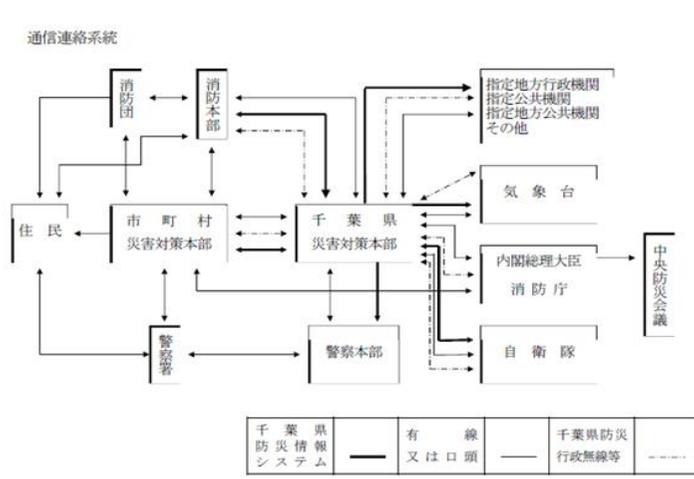
担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行				
警察本部 東-4-4	現行の千葉県警察災害警備実施計画に合わせるため	<p align="center">第2節 活動体制の準備等</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="465 252 656 363">県警察</td> <td data-bbox="656 252 1272 363">(1) 災害警備本部の設置 (2) 関係機関との連絡調整 (3) 情報の受理伝達等</td> </tr> </table>	県警察	(1) 災害警備 本部 の設置 (2) 関係機関との連絡調整 (3) 情報の受理伝達等	<p align="center">第2節 活動体制の準備等</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1294 252 1485 363">県警察</td> <td data-bbox="1485 252 2101 363">(1) 災害警備対策室の設置 (2) 関係機関との連絡調整 (3) 情報の受理伝達等</td> </tr> </table>	県警察	(1) 災害警備対策室の設置 (2) 関係機関との連絡調整 (3) 情報の受理伝達等
県警察	(1) 災害警備 本部 の設置 (2) 関係機関との連絡調整 (3) 情報の受理伝達等						
県警察	(1) 災害警備対策室の設置 (2) 関係機関との連絡調整 (3) 情報の受理伝達等						
防災対策課 災害情報室 東-4-4	指定公共機関に指定されたため	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="465 403 656 590"> (株)NTTドコモ 千葉支店 KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株) </td> <td data-bbox="656 403 1272 590"> 東海地震注意情報を受けた場合、次の初動措置を実施する体制をとる。 (1) 通信量、通信疎通状況の監視 (2) 設備運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の規制措置 </td> </tr> </table>	(株)NTTドコモ 千葉支店 KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	東海地震注意情報を受けた場合、次の初動措置を実施する体制をとる。 (1) 通信量、通信疎通状況の監視 (2) 設備運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の規制措置	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1294 403 1485 590"> (株)NTTドコモ 千葉支店 (新規) </td> <td data-bbox="1485 403 2101 590"> 東海地震注意情報を受けた場合、次の初動措置を実施する体制をとる。 (1) 通信量、通信疎通状況の監視 (2) 設備運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の規制措置 </td> </tr> </table>	(株)NTTドコモ 千葉支店 (新規)	東海地震注意情報を受けた場合、次の初動措置を実施する体制をとる。 (1) 通信量、通信疎通状況の監視 (2) 設備運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の規制措置
(株)NTTドコモ 千葉支店 KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	東海地震注意情報を受けた場合、次の初動措置を実施する体制をとる。 (1) 通信量、通信疎通状況の監視 (2) 設備運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の規制措置						
(株)NTTドコモ 千葉支店 (新規)	東海地震注意情報を受けた場合、次の初動措置を実施する体制をとる。 (1) 通信量、通信疎通状況の監視 (2) 設備運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の規制措置						
東日本旅客鉄道 東-4-5	名称修正	<p align="center">東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社 首都圏本部</p> <p>(1) 地震防災対策本部の設置 東海地震注意情報を受けたときは、支社及び、関係現業機関に各地震防災対策本部を設置し、警戒宣言が発令された場合の地震防災応急対策等が円滑に実施できるよう準備体制に入る。</p>	<p align="center">東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社 東京支社</p> <p>(1) 地震防災対策本部の設置 東海地震注意情報を受けたときは、支社、地区指導センター及び、現業機関に各地震防災対策本部を設置し、警戒宣言が発令された場合の地震防災応急対策等が円滑に実施できるよう準備体制に入る。</p>				
東日本旅客鉄道 東-4-8	名称修正	<p align="center">第4節 混乱防止の措置</p> <p align="center">東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社 首都圏本部</p>	<p align="center">第4節 混乱防止の措置</p> <p align="center">東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社 東京支社</p>				
防災対策課 災害情報室 東-4-9	指定公共機関に指定されたため	<p align="center">第4節 混乱防止の措置</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="465 1029 622 1284">ソフトバンク株式会社</td> <td data-bbox="622 1029 1272 1284"><u>東海地震注意情報が発せられた場合であっても、原則として平常時と同様に通信に係る業務を行うものとする。警戒宣言の発令により、通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、「電気通信事業法」第8条第2項および「電気通信事業法施行規則」第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとる。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="465 1284 622 1420">楽天モバイル株式会社</td> <td data-bbox="622 1284 1272 1420"><u>東海地震注意情報が発せられた場合は、報道による情報の拡散に伴い通信・通話が集中することも予想されるため、重要な通信の疎通を確保するため向け速やかに社内情報を連絡または伝達し、必要な対応を講じる。</u></td> </tr> </table>	ソフトバンク株式会社	<u>東海地震注意情報が発せられた場合であっても、原則として平常時と同様に通信に係る業務を行うものとする。警戒宣言の発令により、通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、「電気通信事業法」第8条第2項および「電気通信事業法施行規則」第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとる。</u>	楽天モバイル株式会社	<u>東海地震注意情報が発せられた場合は、報道による情報の拡散に伴い通信・通話が集中することも予想されるため、重要な通信の疎通を確保するため向け速やかに社内情報を連絡または伝達し、必要な対応を講じる。</u>	<p align="center">第4節 混乱防止の措置</p> <p align="center">(新規)</p>
ソフトバンク株式会社	<u>東海地震注意情報が発せられた場合であっても、原則として平常時と同様に通信に係る業務を行うものとする。警戒宣言の発令により、通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、「電気通信事業法」第8条第2項および「電気通信事業法施行規則」第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとる。</u>						
楽天モバイル株式会社	<u>東海地震注意情報が発せられた場合は、報道による情報の拡散に伴い通信・通話が集中することも予想されるため、重要な通信の疎通を確保するため向け速やかに社内情報を連絡または伝達し、必要な対応を講じる。</u>						

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
東日本旅客鉄道 東-5-16	名称修正	<p style="text-align: center;">第5節 公共輸送対策</p> <p>1 東日本旅客鉄道株式会社の措置 (4) 主要駅の対応措置 ア 帰宅ラッシュ時に伴う駅構内における混乱防止のため、千葉支社社員、地区指導センター社員等を派遣するなどして客扱い要員を増強して重点的に配置するとともに、状況により警察機関の協力を得て警備体制を確立する。</p>	<p style="text-align: center;">第5節 公共輸送対策</p> <p>1 東日本旅客鉄道株式会社の措置 (4) 主要駅の対応措置 ア 帰宅ラッシュ時に伴う駅構内における混乱防止のため、千葉支社社員、<u>地区指導センター社員</u>等を派遣するなどして客扱い要員を増強して重点的に配置するとともに、状況により警察機関の協力を得て警備体制を確立する。</p>
防災対策課 災害情報室 東-5-34	指定公共機関に 指定されたため	<p style="text-align: center;">第7節 上下水道、電気、ガス、通信等対策</p> <p>5 通信対策 <u>ソフトバンク株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講ずる。</u> (1) <u>防災体制の確立・動員</u> <u>必要に応じて、防災業務計画に基づく対策組織を設置する。</u> <u>必要な要員については、別に定める参集体制に基づき、可能な限り必要要員を確保するものとする。</u> (2) <u>災害対策用資機材の配備および確保</u> <u>重要通信を確保し、また災害を迅速に復旧するため、非常用無線装置、非常用電源装置等の災害対策用機器を事前に配備し、災害対策用資機材、車両等の所在および数量等を確認し、必要な手配等を実施する。</u> (3) <u>重要通信のそ通確保</u> <u>警戒宣言の発令により、通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、「電気通信事業法」第8条第2項および「電気通信事業法施行規則」第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとる。</u> <u>楽天モバイル株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講ずる。</u> (1) <u>防災体制の確立</u> <u>防災業務計画に基づく対策組織を設置する。</u> (2) <u>動員</u> <u>参集体制に基づき、可能な限り必要要員を確保するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第7節 上下水道、電気、ガス、通信等対策</p> <p>5 通信対策 <u>(新規)</u></p> <p style="text-align: right;">(新規)</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>(3) 災害対策用資機材の確保</u> <u>災害対策用資機材、車両等の所在および数量等を確認し、必要な手配等を実施する。なお、人員、資機材の緊急輸送、もしくは災害発生後における電気通信設備等の迅速な復旧に必要な車両については、緊急輸送用としての事前届出を実施する。</u></p> <p><u>(4) 通信の利用制限等の措置</u> <u>地震防災応急対策の実施上重要な通信を確保するため、利用制限等臨機の措置を取る。</u></p>	現行
公園緑地課 東-5-43	令和4年3月31日に市野谷の森公園が供用開始されたため。	<p style="text-align: center;">第11節 その他の対策</p> <p>(3) 県土整備部 警戒宣言が発せられた場合、各施設管理者は、原則として供用を自粛する。 各施設においては利用者に協力を呼びかける。 該当施設 青葉の森公園、幕張海浜公園、柏の葉公園、行田公園、印旛沼公園、北総花の丘公園、蓮沼海浜公園、長生の森公園、富津公園、羽衣公園、館山運動公園、手賀沼自然ふれあい緑道、八千代広域公園、<u>市野谷の森公園</u></p>	<p style="text-align: center;">第11節 その他の対策</p> <p>(3) 県土整備部 警戒宣言が発せられた場合、各施設管理者は、原則として供用を自粛する。 各施設においては利用者に協力を呼びかける。 該当施設 青葉の森公園、幕張海浜公園、柏の葉公園、行田公園、印旛沼公園、北総花の丘公園、蓮沼海浜公園、長生の森公園、富津公園、羽衣公園、館山運動公園、手賀沼自然ふれあい緑道、八千代広域公園 <u>(新規)</u></p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策課 地域室 風-2-3	防災基本計画 修正のため	<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画 第1節 防災意識の向上</p> <p>1 防災教育（全庁、市町村） （略） 特に幼少期からの防災教育が有効であることから、児童生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断の元に適切に対応し避難する力を養うため、教育機関においては、家庭や地域<u>の消防団員</u>等と連携し、防災に関する教育の充実に努める。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画 第1節 防災意識の向上</p> <p>1 防災教育（全庁、市町村） （略） 特に幼少期からの防災教育が有効であることから、児童生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断の元に適切に対応し避難する力を養うため、教育機関においては、家庭や<u>地域等</u>と連携し、防災に関する教育の充実に努める。</p>
河川環境課 風-2-5	用語の修正	<p>4 自主防災体制の強化 自主防災組織の活動形態</p> <p>2 災害危険度の把握（土砂災害<u>警戒</u>区域、地域の災害履歴、ハザードマップ）</p>	<p>4 自主防災体制の強化 自主防災組織の活動形態</p> <p>2 災害危険度の把握（土砂災害<u>危険</u>区域、地域の災害履歴、ハザードマップ）</p>
河川環境課 風-2-10 風-2-11	水防法改正のため 洪水浸水想定区域一覧表追加のため 時点更新	<p style="text-align: center;">第2節 水防予防対策</p> <p>1 水害予防計画 （5）浸水想定区域等の作成及び公表 ア 浸水想定区域の調査 （ア）洪水浸水想定区域等の作成及び公表 県は水害リスク情報を住民に分かりやすく伝え、住民の適切な避難行動を促すため、県管理の一・二級河川、湖沼のうち、<u>水防法の規定により作成が必要な河川において</u>、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図を作成・公表し、水災による被害の軽減に努めるものとする。 <u><資料編8-5 洪水浸水想定区域一覧表></u> （7）気象（降水量）、河川水位等の観測 イ 県管理河川 このほか、<u>既存の水位計の補完と、よりきめ細かな河川の監視体制の構築のため</u>、危機管理型水位計を78箇所設置している。<u>また、市町村の避難判断の指標とされている水位計近傍において増水の切迫性を確認できるよう、河川監視カメラを41箇所設置している。</u></p>	<p style="text-align: center;">第2節 水防予防対策</p> <p>1 水害予防計画 （5）浸水想定区域等の作成及び公表 ア 浸水想定区域の調査 （ア）洪水浸水想定区域等の作成及び公表 県は水害リスク情報を住民に分かりやすく伝え、住民の適切な避難行動を促すため、県管理の一・二級河川、湖沼のうち、<u>水位周知河川及びその支川においては</u>、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図を、<u>その他の河川については氾濫推定図</u>を作成・公表し、水災による被害の軽減に努めるものとする。 <u>（新規資料）</u> （7）気象（降水量）、河川水位等の観測 イ 県管理河川 このほか、<u>水位周知河川の基準水位観測所等を補完する危機管理型水位計を34箇所に設置している。また、よりきめ細やかな河川の監視体制の構築に向け</u>、水位周知河川とその支川29箇所設置している。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
河川環境課 風-2-14	高潮浸水想定区域の一覧表追加のため	<p>2 高潮予防計画</p> <p>(10) 高潮浸水想定区域の指定等</p> <p>県は、水防法に基づき、高潮浸水想定区域の指定等の必要な措置をとるものとする。</p> <p>市町村は、高潮浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための事項を定めるなど、必要な措置をとるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u><資料編 8-7 高潮浸水想定区域一覧表></u></p>	<p>2 高潮予防計画</p> <p>(10) 高潮浸水想定区域の指定等</p> <p>県は、水防法に基づき、高潮浸水想定区域の指定等の必要な措置をとるものとする。</p> <p>市町村は、高潮浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための事項を定めるなど、必要な措置をとるものとする。</p> <p style="text-align: right;"><u>(新規資料)</u></p>
ヤード・残土 対策課 森林課 農地・農村振興 課 風-2-19	盛土の崩落を防ぐ安全対策について項目追加のため	<p style="text-align: center;">第3節 土砂災害予防対策</p> <p>4 県土保全事業の推進</p> <p><u>(6) 盛土の崩落を防ぐ安全対策</u></p> <p><u>県及び市町村は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第3節 土砂災害予防対策</p> <p>4 県土保全事業の推進</p> <p><u>(新規)</u></p>
防災対策課 風-2-25	防災基本計画の改正により	<p style="text-align: center;">第5節 雪害予防対策</p> <p>1 道路雪害防止対策（県土整備部・<u>防災危機管理部</u>）</p> <p><u>(4) 滞留車両における乗員保護活動の実施</u></p> <p><u>県は、国や関係機関などと連携して、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合に、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第5節 雪害予防対策</p> <p>1 道路雪害防止対策（県土整備部）</p> <p><u>(新規)</u></p>

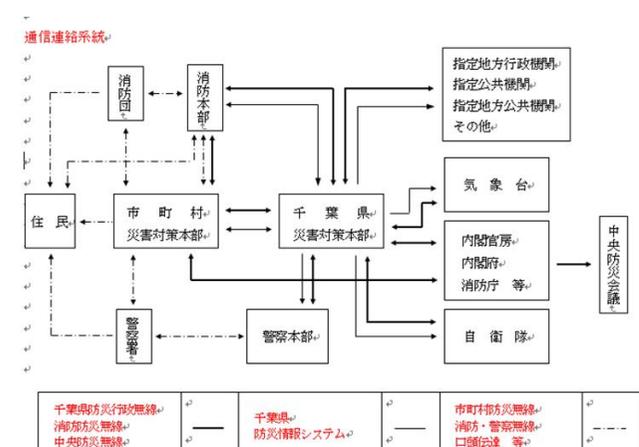
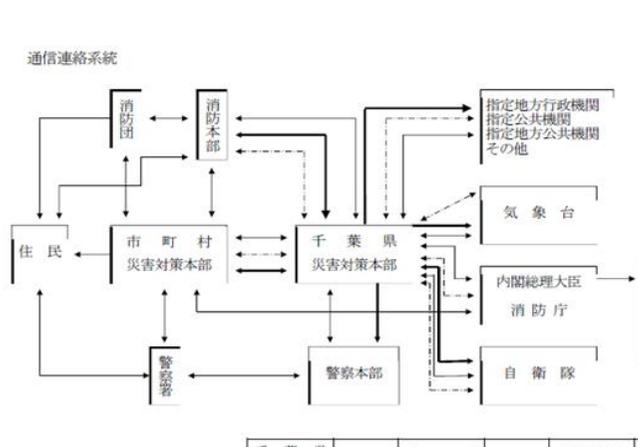
担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
国際課 風-2-37	現状として、翻訳機器やアプリの普及が徐々に進みつつあるため。	<p align="center">第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備</p> <p>4 外国人への対応 (2) 外国人への対応 また、日本語理解が十分でない外国人と、コミュニケーションをとるため、翻訳機器の配置やアプリの活用などを検討していく。</p>	<p align="center">第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備</p> <p>4 外国人への対応 (2) 外国人への対応 また、日本語理解が十分でない外国人が、自身の情報（氏名、国籍、連絡先、既往歴等）を伝える手段（ツール）について今後検討していく。</p>
防災対策課 情報通信管理室 風-2-38	連絡系統の整理	<p align="center">第9節 情報連絡体制の整備</p> <p>通信連絡系統</p> 	<p align="center">第9節 情報連絡体制の整備</p> <p>通信連絡系統</p> 
防災対策課 情報通信管理室 風-2-38	設置箇所数等の修正	<p>(ア) 無線設備設置機関</p> <p>県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所(一部)、保健所（健康福祉センター）、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関258機関に無線設備を設置している。</p>	<p>(ア) 無線設備設置機関</p> <p>県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所(一部)、保健所（健康福祉センター）、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関258機関に無線設備を設置している。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
防災対策課 情報通信管理室 風-2-38	設置箇所数等の 修正	(イ) 通信回線 b 衛星系通信回線 県庁、地域振興事務所、土木事務所、農業事務所、 (一部) 、保健所（健康福祉センター）、教育事務所等の県出先機関、市町村、消防本部、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関との間を衛星系通信回線で結んでいる。	(イ) 通信回線 b 衛星系通信回線 県庁、地域振興事務所、土木事務所、農業事務所、 <u>(一部)</u> 、保健所（健康福祉センター）、教育事務所等の県出先機関、市町村、消防本部、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関との間を衛星系通信回線で結んでいる。
防災対策課 情報通信管理室 風-2-39	設置箇所数等の 修正	c 移動系通信回線 県内に整備した9箇所の基地局を通じて、県庁と県内全エリア内の移動局との通信が可能な全県移動系回線を整備し運用している。 (エ) 災害時等に対する設備対策 c 通信回線の2ルート化 県庁と 地域振興事務所 、土木事務所等の県出先機関、市町村及び消防本部等の間は、衛星系通信回線と地上系通信回線により通信回線を2ルート化しており、情報伝達の確実性を図っている。 d 予備電源の配備 停電に備えて、全局に予備電源装置（発動発電機、無停電電源装置、直流電源装置等）を配備している。 また、県庁においては、津波発生時にも有効に稼働するよう電源装置の移設を行う。 f 可搬型地球局の配備 災害現場や通信設備が停止した機関に搬送して、衛星系通信回線による電話及びファクシミリによる通信ができる可搬型地球局を県庁、 地域振興事務所及び西部防災センター に配備している。	c 移動系通信回線 県内に整備した10箇所の基地局を通じて、県庁と県内全エリア内の移動局との通信が可能な全県移動系回線を整備し運用している。 (エ) 災害時等に対する設備対策 c 通信回線の2ルート化 県庁と <u>土木事務所</u> 等の県出先機関、市町村及び消防本部等の間は、衛星系通信回線と地上系通信回線により通信回線を2ルート化しており、情報伝達の確実性を図っている。 d 予備電源の配備 停電に備えて、全局に予備電源装置（発動発電機、無停電電源装置、直流電源装置等）を配備している。 <u>また、県庁においては、津波発生時にも有効に稼働するよう電源装置の移設を行う。</u> f 可搬型地球局の配備 災害現場や通信設備が停止した機関に搬送して、衛星系通信回線による電話及びファクシミリによる通信ができる可搬型地球局を県庁、 <u>地域振興事務所及び西部防災センター</u> に配備している。
防災対策課 災害情報室 風-2-40	法改正に伴う 用語の修正	1 県における災害情報通信施設の整備（防災危機管理部） (4) 防災情報システムの整備 イ 防災情報システムの機能概要 (カ) 報道機関への緊急情報発信機能 各防災機関が入力した 避難情報 、避難所情報、災害対策本部設置情報を「Lアラート（災害情報共有システム）」を通じて各報道機関へ発信する。	1 県における災害情報通信施設の整備（防災危機管理部） (4) 防災情報システムの整備 イ 防災情報システムの機能概要 (カ) 報道機関への緊急情報発信機能 各防災機関が入力した 避難準備・勧告・指示情報 、避難所情報、災害対策本部設置情報を「Lアラート（災害情報共有システム）」を通じて各報道機関へ発信する。
危機管理政策課	地-2-19におい	2 市町村における災害通信施設の整備（防災危機管理部、市町村）	2 市町村における災害通信施設の整備（防災危機管理部、市町村）

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行								
危機室 風-2-41	て、Jアラートが県内全市町村に整備されている旨記載されているため	(削除)	<p>(2) 全国瞬時警報システム（Jアラート）の整備状況（平成28年3月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="1301 248 2094 403"> <thead> <tr> <th data-bbox="1301 248 1583 330">種別</th> <th data-bbox="1583 248 1753 330">整備済</th> <th data-bbox="1753 248 1924 330">未整備</th> <th data-bbox="1924 248 2094 330">整備率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1301 330 1583 403">全国瞬時警報システム</td> <td data-bbox="1583 330 1753 403">54</td> <td data-bbox="1753 330 1924 403">0</td> <td data-bbox="1924 330 2094 403">100</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考：市町村防災行政無線との接続は県内全市町村で実施している。</p>	種別	整備済	未整備	整備率(%)	全国瞬時警報システム	54	0	100
種別	整備済	未整備	整備率(%)								
全国瞬時警報システム	54	0	100								
防災対策課 災害情報室 風-2-42	指定公共機関に指定されたため	<p><u>9 楽天モバイル株式会社における災害通信施設等の整備</u> <u>楽天モバイル株式会社では、電気通信サービスへの被害の防止・軽減を図るため、電気通信設備と建物を含む附帯設備については、耐震、耐火、耐水、耐雪等を備えた防災設計としており、それら設備は、複数拠点化され、設備間をつなぐ通信網についても冗長性を高める等、ネットワーク強靱化に継続的に取り組んでいる。</u></p>	(新規)								
防災対策課 災害情報室 風-2-43	防災基本計画修正のため	<p>第10節 備蓄・物流計画</p> <p>1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備</p> <p>(2) 市町村における備蓄・調達体制の整備</p> <p>市町村における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、市町村は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料・生活必需物資等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。</p> <p>ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・簡易トイレ・携帯トイレ・常備薬・マスク・消毒液・段ボール<u>ベッド</u>・パーティション・炊き出し用具・毛布・その他生活必需物資や感染症対策を含む避難所運営に必要な資機材等を中心とした備蓄に努めるものとする。なお、備蓄物資の選定に際しては、過去の災害を踏まえ、地域特性や要配慮者、女性、子供（特に乳幼児）の避難生活や<u>食物アレルギー</u>等に配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 県における備蓄・調達体制の整備</p> <p>ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・その他生活必需物資・資機材を中心とした備蓄に努める。備蓄目標の設定に</p>	<p>第10節 備蓄・物流計画</p> <p>1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備</p> <p>(2) 市町村における備蓄・調達体制の整備</p> <p>市町村における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、市町村は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料・生活必需物資等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。</p> <p>ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・簡易トイレ・携帯トイレ・常備薬・マスク・消毒液・段ボール<u>ベット</u>・パーティション・炊き出し用具・毛布・その他生活必需物資や感染症対策を含む避難所運営に必要な資機材等を中心とした備蓄に努めるものとする。なお、備蓄物資の選定に際しては、過去の災害を踏まえ、地域特性や要配慮者、女性、子供（特に乳幼児）の避難生活等に配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 県における備蓄・調達体制の整備</p> <p>ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・その他生活必需物資・資機材を中心とした備蓄に努める。備蓄目標の設定に</p>								

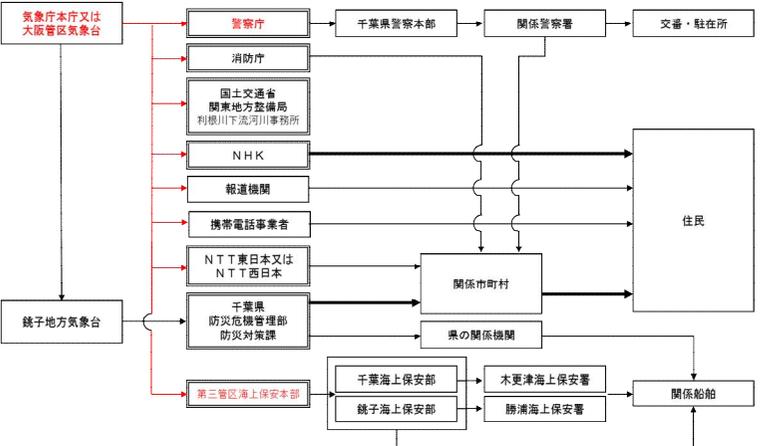
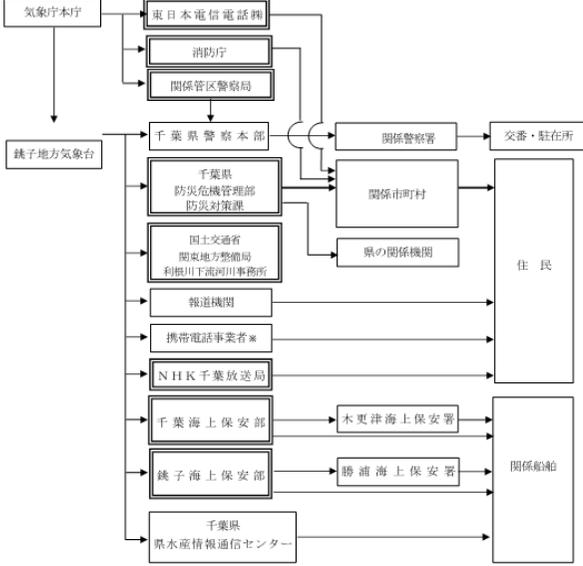
担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>際しては、民間からの調達を組み合わせた上で、市町村を補完する立場から、備蓄量等を算定することにより、計画的な備蓄物資の整備を図るものとする。なお、備蓄物資の選定に際しては、過去の災害を踏まえ、要配慮者、<u>女性、子供（特に乳幼児）</u>の避難生活や<u>食物アレルギー</u>等に配慮する。 (略)</p> <p>ウ 被災地に物資を迅速に提供するため、平時から<u>の</u>備蓄物資に係る県・市町村間の情報共有や、県内<u>13</u>か所に備蓄拠点を分散し、相互補完による効果的な物資の支援体制を図るとともに、民間物流事業者との連携による輸送体制の構築に努める。</p>	<p>際しては、民間からの調達を組み合わせた上で、市町村を補完する立場から、備蓄量等を算定することにより、計画的な備蓄物資の整備を図るものとする。なお、備蓄物資の選定に際しては、過去の災害を踏まえ、要配慮者や女性の避難生活等に配慮する。 (略)</p> <p>ウ 被災地に物資を迅速に提供するため、平時から備蓄物資に係る県・市町村間の情報共有を図るとともに、県内<u>13</u>か所の備蓄拠点による分散備蓄により相互補完による効果的な物資の支援体制を図るとともに、民間物流事業者との連携による輸送体制の構築に努める。</p>
薬務課 風-2-44	時点更新	<p>2 医薬品及び応急医療資機材等の整備（健康福祉部） (1) 災害用医薬品等の備蓄 <u>(令和5年1月1日現在)</u></p>	<p>2 医薬品及び応急医療資機材等の整備（健康福祉部） (1) 災害用医薬品等の備蓄 <u>(令和3年9月1日現在)</u></p>
危機管理政策課 地域室 風-2-47	防災基本計画 修正のため	<p style="text-align: center;">第11節 防災施設の整備</p> <p>4 避難施設の整備 イ 指定避難所の整備等 (イ) 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。 (ウ) 上記(イ)の設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図る。また、その際、<u>停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大や再生可能エネルギーの活用を含めた</u>エネルギーの多様化に努める。 (中略)</p> <p>(ク) 避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な<u>障害者、医療的ケアを必要とする者等の</u>要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮した資機材等の整備及び生活相談職員（おおむね10人の要配慮者に1人）等の配置等に努める。 <u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引</u></p>	<p style="text-align: center;">第11節 防災施設の整備</p> <p>4 避難施設の整備 イ 指定避難所の整備等 (イ) 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。 (ウ) 上記(イ)の設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図る。また、その際、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大やエネルギーの多様化に努める。 (中略)</p> <p>(ク) 避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮した資機材等の整備及び生活相談職員（おおむね10人の要配慮者に1人）等の配置等に努める。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。</u> また、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示し、平常時からその周知に努める。</p> <p>(中略)</p> <p>(ソ) 県及び市町村は、災害発生後に、避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。</p> <p><u>(タ) 市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。</u></p>	<p>また、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示し、平常時からその周知に努める。</p> <p>(中略)</p> <p>(ソ) 県及び市町村は、災害発生後に、避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p>
危機管理政策課 支援室 風-2-49	文言の修正	<p>第12節 帰宅困難者等対策</p> <p>2 情報連絡体制の整備</p> <p>台風等、ある程度の予測が可能な風水害の場合には、的確な気象情報の収集等により早めに行動するなど、帰宅困難となる状況を回避することが可能である。また、暴風雨が継続している状況下では、屋外での行動が制約されることから、交通機関などの関係機関との情報連絡体制の確立が重要である。</p> <p>このため、主に地震災害を想定した対策を検討・実施している千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会や、<u>駅周辺ごとに</u>市町村が事務局となり設立される駅周辺帰宅困難者等<u>対策</u>協議会の活用など、関係機関における情報収集連絡体制を整備していく。</p>	<p>第12節 帰宅困難者等対策</p> <p>2 情報連絡体制の整備</p> <p>台風等、ある程度の予測が可能な風水害の場合には、的確な気象情報の収集等により早めに行動するなど、帰宅困難となる状況を回避することが可能である。また、暴風雨が継続している状況下では、屋外での行動が制約されることから、交通機関などの関係機関との情報連絡体制の確立が重要である。</p> <p>このため、主に地震災害を想定した対策を検討・実施している千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会や、<u>今後、各地域で</u>市町村が事務局となり設立される駅周辺帰宅困難者等協議会の活用など、関係機関における情報収集連絡体制を整備していく。</p>
危機管理政策課 支援室 風-3-15	文言の修正	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 災害対策本部活動</p> <p>2 市町村の活動体制（市町村）</p> <p>(2) 活動体制</p> <p>イ 災害救助法が適用された場合の体制</p> <p>災害救助法が適用された場合は、<u>救助実施市は、災害救助法に基づく救助事務を実施し、救助実施市以外の市町村は、</u>知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施又は知事が行う救助を補助する。</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 災害対策本部活動</p> <p>2 市町村の活動体制（市町村）</p> <p>(2) 活動体制</p> <p>イ 災害救助法が適用された場合の体制</p> <p><u>市町村は、</u>災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施又は知事が行う救助を補助する。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
防災対策課 災害情報室 風-3-16	文言の修正	<p>5 市町村支援（防災危機管理部）</p> <p>(1) 情報連絡員の派遣について</p> <p>県は、災害即応体制時から、あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。</p> <p>その他、必要な事項については、<u>リエゾンハンドブック</u>の定めによるものとする。</p>	<p>5 市町村支援（防災危機管理部）</p> <p>(1) 情報連絡員の派遣について</p> <p>県は、災害即応体制時から、あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。</p> <p>その他、必要な事項については、<u>情報連絡員業務要領</u>の定めによるものとする。</p>
危機管理政策課 支援室 風-3-19	文言の修正	<p>6 災害救助法の適用手続等（防災危機管理部）</p> <p>(3) 救助の実施機関</p> <p>イ 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市町村長（<u>救助実施市の長を除く。</u>）が行うこととすることができる。</p> <p>ウ 市町村長（<u>救助実施市の長を除く。</u>）は、上記イにより行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。</p>	<p>6 災害救助法の適用手続等（防災危機管理部）</p> <p>(3) 救助の実施機関</p> <p>イ 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を<u>災害発生市町村の長</u>が行うこととすることができる。</p> <p>ウ <u>救助実施市を除く市町村の長</u>は、上記イにより災害発生市町村の長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。</p>
防災対策課 情報通信管理室 風-3-21	連絡系統の整理	<p style="text-align: center;">第2節 情報収集・伝達体制</p> <p>通信連絡系統</p>  <p style="text-align: center;">千葉県 防災情報システム</p>	<p style="text-align: center;">第2節 情報収集・伝達体制</p> <p>通信連絡系統</p>  <p style="text-align: center;">千葉県 防災情報システム</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
警察本部 風-3-24	県の措置内容と重複しているため	<p>2 気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備</p> <p>イ 警察本部長の伝達</p> <p><u>津波を始めとした気象警報等の通報を受けた警察本部長は、知事から要請があった場合、警察署長を通じて市町村長に伝達する。</u></p>	<p>2 気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備</p> <p>イ 警察本部長の伝達</p> <p>津波注意報・警報を受けた警察本部長は、警察署長を通じて市町村長に伝達する。津波注意報・警報以外の注意報・警報について、知事から要請があった場合は、前記に準じて市町村長に伝達する。</p>
防災対策課 災害対策室 風-3-28	情報の運用変更のため	<p>2 気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備</p> <p>(2) 気象通報組織の整備</p> <p>ウ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等 (表中 土砂キキクルの概要)</p> <p>・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</p> <p>・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p> <p>(中略)</p> <p>(表中 洪水キキクルの概要)</p> <p>・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</p> <p>・「危険」(紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>・「注意」(黄)：避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>	<p>2 気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備</p> <p>(2) 気象通報組織の整備</p> <p>ウ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等 (表中 土砂キキクルの概要)</p> <p>・「非常に危険」(うす紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p> <p>(中略)</p> <p>(表中 洪水キキクルの概要)</p> <p>・「非常に危険」(うす紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>・「注意」(黄)：避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
防災対策課 災害対策室 風-3-29	情報の運用変更	<p>キ 記録的短時間大雨情報 県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)し、<u>かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、</u>府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクルで確認する必要がある。</p> <p>ク 火災気象通報 消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに銚子地方気象台長が千葉県知事に対して通報し、千葉県を通じて市町村や消防本部に伝達される。火災気象通報の基準は、<u>「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一である。ただし、降雨(雪)を伴うときは、火災気象通報を行わないことがある。</u></p> <p>セ 線状降水帯に関する各種情報 <u>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている場合、「線状降水帯」というキーワードを用いて、顕著な大雨に関する気象情報(府県気象情報の一種)が発表される。また、この線状降水帯による大雨の可能性が高いことが予想された場合には、府県気象情報により発表される。</u> <u>なお、実況の気象状況で、この情報が発表されたときは、避難が必要とされる警戒レベル4相当以上の状況となる。</u></p>	<p>キ 記録的短時間大雨情報 県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。</p> <p>ク 火災気象通報 消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに銚子地方気象台長が千葉県知事に対して通報し、千葉県を通じて市町村や消防本部に伝達される。火災気象通報の基準は、次のとおりである。 (ア)実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき。 <u>(イ)平均風速13m/s以上の風が吹く見込みのとき。</u> <u>ただし、降雨(雪)を伴うときは、火災気象通報を行わない事がある。</u> (注)基準値は気象官署の値(但し、銚子地方気象台は15m/s以上)</p> <p>(新規)</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
防災対策課 災害対策室 風-3-29	情報の運用変更	<p>㊦ 特別警報・警報・注意報等の伝達系統図 津波警報等伝達系統図</p> 	 <p style="text-align: right;">セ 特別警報・警報・注意報等の伝達系統図</p>
防災対策課 災害対策室 風-3-29	気象等の特別警報に関する緊急速報メールの廃止	<p>3 銚子地方気象台から千葉県庁への伝達は、「<u>気象情報伝送処理システム (アデス)</u>」等により行う。 <u>(削除)</u></p>	<p>3 銚子地方気象台から千葉県庁への伝達は、「<u>気象庁防災情報提供システム</u>」等により行う。</p> <p>※緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
防災対策課 災害対策室 風-3-32	注意報基準の 変更	(5) 注意報・警報・特別警報実施基準 (中略) 令和3年6月8日から大雨、洪水注意報・警報基準値を改正した。 <u>令和4年11月24日から霜注意報の発表期間を改正した。</u>	(5) 注意報・警報・特別警報実施基準 (中略) 令和3年6月8日から大雨、洪水注意報・警報基準値を改正した。 <u>(新規)</u>
防災対策課 災害対策室 風-3-33	注意報基準の 変更	ア 気象官署が発表する注意報の基準 乾燥注意報 空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 気象官署(銚子)、 <u>特別地域気象観測所(千葉、館山、勝浦)</u> の最 小湿度が30% <u>以下</u> で、実効湿度60% <u>以下</u> 霜注意報 北西部、北東部： <u>晩霜期</u> に最低気温4℃以下 南部： <u>晩霜期</u> に最低気温3℃以下	ア 気象官署が発表する注意報の基準 乾燥注意報 空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 気象官署(銚子、千葉、館山、勝浦)の最小湿度が30%で、実効湿 度60% 霜注意報 北西部、北東部：4月1日～5月31日の期間に最低気温4度以下 南部：4月1日～5月31日の期間に最低気温3度以下
防災対策課 災害対策室 風-3-35	情報の運用変更 観測項目の変更	エ 記録的短時間大雨情報 <u>大雨警報発表中に</u> 数年に一度程度しか起こらないような、1時間 に100mm以上の猛烈な雨を観測し、 <u>かつ、キキクル(危険度分布)</u> <u>の「危険」(紫)が出現している場合、</u> 記録的短時間大雨情報を発 表する。 (中略) (8) 気象等の観測 ア 気象観測所及び観測の種類 (ウ) 地域気象観測所(10箇所)・地域雨量観測所(3箇所) 地域気象観測所：降水量、気温、風向、風速、 <u>湿度(一部観測所を</u> <u>除く)</u> 地域雨量観測所：降水量 ※アメダスでの日照時間 <u>は、推計気象分布(日照時間)から得る推</u> <u>計値を提供。</u>	エ 記録的短時間大雨情報 数年に1度しか起こらないような、1時間に100mm以上の猛烈 な雨を観測した場合、記録的短時間大雨情報を発表する。 (中略) (8) 気象等の観測 ア 気象観測所及び観測の種類 (ウ) 地域気象観測所(10箇所)・地域雨量観測所(3箇所) 地域気象観測所：降水量、気温、風向、風速、 <u>日照時間</u> 地域雨量観測所：降水量 ※アメダスでの日照時間の観測は、令和3年3月1日で終了した。令 和3年3月2日から推計気象分布(日照時間)から得る推計値を提供。

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
東日本旅客鉄道 風-3-35	名称変更	(6) 他機関観測施設の利活用 ア 鉄道気象通報に関する地方協定により、観測所<資料編3-1 気象庁観測所一覧表>で観測した雨、雪及び霧等の観測成果を、東日本旅客鉄道(株)千葉支社 <u>モビリティ・サービスユニット</u> 経由で、銚子地方気象台に通報している。	(6) 他機関観測施設の利活用 ア 鉄道気象通報に関する地方協定により、観測所<資料編3-1 気象庁観測所一覧表>で観測した雨、雪及び霧等の観測成果を、東日本旅客鉄道(株)千葉支社 <u>運輸部輸送課</u> 経由で、銚子地方気象台に通報している。
防災対策課 災害情報室 風-3-39	「災害時における安否不明者の氏名情報等に係る公表方針」策定のため	3 被害情報等収集・報告(防災危機管理部、警察本部、市町村) (4) 収集報告に当たって留意すべき事項 <u>カ 市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても積極的に情報収集し、都道府県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めること。</u>	3 被害情報等収集・報告(防災危機管理部、警察本部、市町村) (4) 収集報告に当たって留意すべき事項 (新設)
防災対策課 情報通信管理室 風-3-39	回線の詳細について説明を加える。	(7) 勤務時間内における国及び県への連絡方法 ア 総務省消防庁 (ア) 消防防災無線(県防災行政無線を使用。 <u>地上系は県庁のみ使用可能。</u>)	(7) 勤務時間内における国及び県への連絡方法 ア 総務省消防庁 (ア) 消防防災無線(県防災行政無線を使用)
防災対策課 情報通信管理室 風-3-40	回線の詳細について説明を加える。	(8) 勤務時間外における国及び県への連絡方法 ア 総務省消防庁 (ア) 消防防災無線(県防災行政無線を使用。 <u>地上系は県庁のみ使用可能。</u>)	(8) 勤務時間外における国及び県への連絡方法 ア 総務省消防庁 (ア) 消防防災無線(県防災行政無線を使用)
河川環境課 風-3-45	水防計画(本編)変更のため	第3節 水防計画 5 水防本部の組織 各班事務分掌表の最下段の枠内 本部関係各課 (<u>河川整備課、港湾課</u>)	第3節 水防計画 5 水防本部の組織 各班の事務分掌表の最下段の枠内 本部関係各課(<u>河川整備課、道路環境課、道路整備課、港湾課、県土整備政策課、漁港課、耕地課、農林水産政策課、道路計画課</u>)
河川環境課 風-3-46	水防計画(本編)変更のため	6 水防本部の配備体制と活動内容 (1) 水防配備 ア 水防本部水防配備指令による配備 水防本部の水防配備指令により、配備体制をとることとする。 <u>(自動配備を除く)</u> (中略) (2) 水防配備体制00	6 水防本部の配備体制と活動内容 (1) 水防配備 ア 水防本部水防配備指令による配備 水防本部の水防配備指令により、配備体制をとることとする。 (中略) (2) 水防配備体制

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>「水防配備人員一覧表」 千葉港湾事務所 各体制 <u>2</u>名 (中略) 7 水防配備指令伝達系統 (令和<u>5</u>年4月現在)</p>	<p>「水防配備人員一覧表」 千葉港湾事務所 各体制 3名 (中略) 7 水防配備指令伝達系統 (令和4年4月現在)</p>
<p>危機管理政策課 支援室 風-3-51</p>	<p>災害救助法修正 のため</p>	<p style="text-align: center;">第4節 避難計画</p> <p>2 実施機関 (防災危機管理部、県土整備部、警察本部、市町村) (2) 避難所の設置 ア 避難所の設置は、市町村長が行うものとし、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事 <u>又は救助実施市の長</u>が行い、市町村長 <u>(救助実施市の長を除く。)</u> は知事を補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長 <u>(救助実施市の長を除く。)</u> が行うことができる。</p>	<p style="text-align: center;">第4節 避難計画</p> <p>2 実施機関 (防災危機管理部、県土整備部、警察本部) (2) 避難所の設置 ア 避難所の設置は、市町村長が行うものとし、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは市町村長が行うこととすることができる。</p>
<p>防災対策課 災害情報室 危機管理政策課 地域室 風-3-54</p>	<p>防災基本計画 修正のため</p>	<p>5 避難所の開設・運営 (5) 市町村は、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるとともに、<u>避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める</u>ものとする。</p>	<p>5 避難所の開設・運営 (5) 市町村は、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるものとする。</p>
<p>危機管理政策課 支援室 風-3-57</p>	<p>文言の修正</p>	<p style="text-align: center;">第5節 要配慮者等の安全確保対策</p> <p>3 福祉避難所の設置 (防災危機管理部、健康福祉部、<u>市町村</u>) (1) 福祉避難所の設置は、市町村長が発災後に福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡をとり、行うものとする。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事 <u>又は救助実施市の長</u>が行い、市町村長 <u>(救助実施市の長を除く。)</u> は知事を補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長 <u>(救助実施市の長を除く。)</u> が行うこととすることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第5節 要配慮者等の安全確保対策</p> <p>3 福祉避難所の設置 (防災危機管理部、健康福祉部) (1) 福祉避難所の設置は、市町村長が発災後に福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡をとり、行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、<u>知事が行い、市町村長がこれを補助するものとする。</u> なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行												
警察本部 風-3-59	担当部署の追記	<p align="center">第6節 消防・救助救急・医療救護活動</p> <p>3 危険物等の対策（防災危機管理部、健康福祉部、教育庁、市町村、<u>警察本部</u>）</p>	<p align="center">第6節 消防・救助救急・医療救護活動</p> <p>3 危険物等の対策（防災危機管理部、健康福祉部、教育庁、市町村）</p>												
危機管理政策課 支援室 風-3-66	文言の修正	<p>4 医療救護（防災危機管理部、健康福祉部、病院局、市町村） （3）災害救助法による医療及び助産 災害救助法が適用された場合には、災害救助法に基づく医療及び助産については知事<u>又は救助実施市の長</u>が行い、市町村長（<u>救助実施市の長を除く。</u>）は知事を補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長（<u>救助実施市の長を除く。</u>）が行うことができる。 また、知事<u>又は救助実施市の長</u>は、日本赤十字社千葉県支部長と締結した委託契約に基づき、救助又はその応援を実施させることができる。</p>	<p>4 医療救護（防災危機管理部、健康福祉部、病院局、市町村） （3）災害救助法による医療及び助産 災害救助法が適用された場合には、災害救助法に基づく医療及び助産については知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うことができる。 また、知事は日本赤十字社千葉県支部長と締結した委託契約に基づき、救助又はその応援を実施させることができる。</p>												
医療整備課 風-3-67	災害拠点病院追加のため	医療救護活動の体系図 地域災害拠点病院 <u>2 3</u> か所	医療救護活動の体系図 地域災害拠点病院 <u>2 2</u> か所												
医療整備課 風-3-68	災害拠点病院追加のため	災害拠点病院一覧図 修正原稿別添<図>	災害拠点病院一覧図												
医療整備課 風-3-69	災害拠点病院追加のため	医療機関隣接ヘリコプター離着陸場一覧 <table border="1"> <thead> <tr> <th>地 域</th> <th>医 療 機 関</th> <th>隣接ヘリコプター離着陸場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>成田市</u></td> <td><u>国際医療福祉大学成田病院</u></td> <td><u>国際医療福祉大学成田病院専用ヘリポート</u></td> </tr> </tbody> </table>	地 域	医 療 機 関	隣接ヘリコプター離着陸場	<u>成田市</u>	<u>国際医療福祉大学成田病院</u>	<u>国際医療福祉大学成田病院専用ヘリポート</u>	医療機関隣接ヘリコプター離着陸場一覧 <table border="1"> <thead> <tr> <th>地 域</th> <th>医 療 機 関</th> <th>隣接ヘリコプター離着陸場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>(新規)</u></td> <td><u>(新規)</u></td> <td><u>(新規)</u></td> </tr> </tbody> </table>	地 域	医 療 機 関	隣接ヘリコプター離着陸場	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>
地 域	医 療 機 関	隣接ヘリコプター離着陸場													
<u>成田市</u>	<u>国際医療福祉大学成田病院</u>	<u>国際医療福祉大学成田病院専用ヘリポート</u>													
地 域	医 療 機 関	隣接ヘリコプター離着陸場													
<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>													
防災対策課 災害対策室 風-3-70	無人航空機の運用調整に関する項目追加のため	<p>6 航空機の運用調整等 県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機<u>及び無人航空機</u>の運用に関し、災害対策本部事務局に航空機の運用を調整する航空運用調整班を設置し、国の現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。 航空運用調整班は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMA T調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、</p>	<p>6 航空機の運用調整等 県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機の運用に関し、災害対策本部事務局に航空機の運用を調整する航空運用調整班を設置し、国の現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。 航空運用調整班は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMA T調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、</p>												

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。</p> <p><u>航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</u></p>	<p>各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p>
<p>警察本部 風-3-71</p> <p>警察本部 風-3-71</p>	<p>現行の千葉県警察災害警備実施計画に合わせるため</p> <p>現行の千葉県警察災害警備実施計画に合わせるため</p>	<p>第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策</p> <p>1 災害警備計画</p> <p>(1) 千葉県警察災害警備実施計画</p> <p>ア 基本方針</p> <p><u>警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における公共の安全と秩序の維持に当たるため、平素から管内の実態を把握するとともに、防災関係機関と緊密な連絡調整を図り、積極的な関係情報の収集と的確な情勢判断により、早期に警備態勢を確立して、災害情報の収集、共有、避難誘導、交通の確保、犯罪の予防検挙、人命の救助、財産の保護等の諸活動を行うことを基本とする。</u></p> <p>イ 警備体制</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(ア) 災害警備連絡室 <u>県内に警報（波浪警報を除く。）が発表された場合等</u></p> <p>(イ) 災害警備対策室 <u>県内で各種警報（波浪を除く。）に加えて土砂災害警戒情報又は氾濫危険情報が発表され、要救助事案が発生し又は発生する可能性がある場合等</u></p> <p>(ウ) 災害警備本部 <u>県内に特別警報が発表された場合等</u></p>	<p>第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策</p> <p>1 災害警備計画</p> <p>(1) 千葉県警察災害警備実施計画</p> <p>ア 基本方針</p> <p><u>警察は、災害時において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の確保、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。</u></p> <p>イ 警備体制</p> <p><u>警察本部及び警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。</u></p> <p><u>(ア) 災害警備本部</u> 大規模災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合</p> <p><u>(イ) 対策室</u> 災害発生のおそれがある場合又は被害程度が小規模の場合</p> <p><u>(ウ) 連絡室</u> 県内に、大雨、洪水、暴風・高潮警報が発表された場合、又は台風が接近・上陸するおそれがある場合</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策課 支援室 風-3-81	文言の修正	<p align="center">第8節 救援物資供給活動</p> <p>1 応急給水（総合企画部、防災危機管理部、企業局、市町村） （1）実施機関 ア 飲料水の供給は、市町村長が行うものとする。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事 <u>又は救助実施市の長</u>が行い、市町村長 <u>（救助実施市の長を除く。）</u>は知事を補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長 <u>（救助実施市の長を除く。）</u>が行うこととすることができる。</p>	<p align="center">第8節 救援物資供給活動</p> <p>1 応急給水（総合企画部、防災危機管理部、企業局、市町村） （1）実施機関 ア 飲料水の供給は、市町村長が行うものとする。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。</p>
競技スポーツ 振興課 風-3-88	施設名称の修正	<p align="center">第9節 広域応援の要請及び県外支援</p> <p>3 千葉県大規模災害時応援受援計画 （1）救援部隊 広域防災拠点（広域活動拠点等）32施設 海匝・山武ゾーン 県 <u>総合スポーツセンター</u> 東総運動場</p>	<p align="center">第9節 広域応援の要請及び県外支援</p> <p>3 千葉県大規模災害時応援受援計画 （1）救援部隊 広域防災拠点（広域活動拠点等）32施設 海匝・山武ゾーン 県東総運動場</p>
医療整備課 風-3-89	災害拠点病院追加のため	<p>（2）医療救護 広域防災拠点（災害拠点病院等） <u>28</u>施設 成田・印西ゾーン <u>国際医療福祉大学成田病院</u></p>	<p>（2）医療救護 広域防災拠点（災害拠点病院等） <u>27</u>施設 成田・印西ゾーン <u>（新規）</u></p>
防災対策課 災害情報室 風-3-91	文言の修正	<p>4 県の市町村への応援（防災危機管理部） （1）情報連絡員の派遣について 県は、災害即応体制時から、あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。 その他、必要な事項については、<u>リエゾンハンドブック</u>の定めによるものとする。</p>	<p>4 県の市町村への応援（防災危機管理部） （1）情報連絡員の派遣について 県は、災害即応体制時から、あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。 その他、必要な事項については、<u>情報連絡員業務要領</u>の定めによるものとする。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
防災対策課 災害対策室 風-3-100	防災基本計画 修正のため	<p style="text-align: center;">第10節 自衛隊への災害派遣要請</p> <p>6 災害派遣部隊の受入体制 (5) 災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容 ケ <u>給食</u>及び給水 被災者に対し、<u>給食</u>及び給水を実施する。 コ <u>入浴支援</u> <u>被災者に対し、入浴支援を実施する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第10節 自衛隊への災害派遣要請</p> <p>6 災害派遣部隊の受入体制 (5) 災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容 ケ <u>炊飯</u>及び給水 被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。 <u>(新規)</u></p>
危機管理政策課 支援室 風-3-102	文言の修正	<p style="text-align: center;">第11節 学校等の安全対策・文化財の保護</p> <p>2 学用品の調達及び支給（総務部、防災危機管理部、教育庁、市町村） (1) 実施機関 教材・学用品の給与は、市町村長が行うものとする。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事<u>又は救助実施市の長</u>が行い、市町村長<u>（救助実施市の長を除く。）</u>は<u>知事</u>を補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長<u>（救助実施市の長を除く。）</u>が行うこととすることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第11節 学校等の安全対策・文化財の保護</p> <p>2 学用品の調達及び支給（総務部、防災危機管理部、教育庁、市町村） (1) 実施機関 教材・学用品の給与は、市町村長が行うものとする。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長は<u>これを補助するものとする。</u> なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。</p>
危機管理政策課 支援室 風-3-107	文言の修正	<p style="text-align: center;">第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策</p> <p>4 死体の搜索処理等（防災危機管理部、健康福祉部、病院局、警察本部、市町村） (1) 実施機関 ア 死体の搜索、収容、処理及び埋葬等は、市町村長が行う。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事<u>又は救助実施市の長</u>が行い、市町村長<u>（救助実施市の長を除く。）</u>は<u>知事</u>を補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長<u>（救助実施市の長を除く。）</u>が行うこととすることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策</p> <p>4 死体の搜索処理等（防災危機管理部、健康福祉部、病院局、警察本部、市町村） (1) 実施機関 ア 死体の搜索、収容、処理及び埋葬等は、市町村長が行う。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長は<u>これを補助するものとする。</u> なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
警察本部 風-3-108	現行の千葉県警察災害警備実施計画に合わせるため	<p>4 死体の捜索処理等 (4) その他 ア 県警察における計画 <u>(ア) 検視・身元確認体制の確立</u> <u>災害警備本部長は、県、市町村その他の団体の協力を得て、遺体安置場所を確保するとともに、遺体の身元を明らかにするための措置を行う医師等の確保に努めるものとする。また、他の都道府県警察の応援を得て、検視及び死体発見時の調査等を行う職員の確保に努めるものとする。</u> <u>(イ) 遺体の取扱状況の集約</u> <u>災害警備本部長は、遺体を取り扱った署長があるときは、当該署長に取扱状況及びその結果を報告させるものとする。</u> <u>(ウ) 身元を明らかにするための措置</u> <u>災害警備本部長は、身元不明遺体について、署長から報告される身元確認に資する資料又は情報を収集及び整理し、必要に応じ、当該身元不明遺体の人相、着衣、所持品、特徴等の写真を関係方面に手配し、又は当該身元不明遺体の写真を掲示することにより、市町村が行う身元不明遺体の身元確認に協力するものとする。</u></p>	<p>4 死体の捜索処理等 (4) その他 ア 県警察における計画 <u>(ア) 死体の調査</u> <u>警察官は、死体を発見し、又は死体発見の届出を受けたときは、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律等により死体の調査を行い、身元が判明したものについては、所定の手続を経て遺族に引渡す。</u> <u>(イ) 身元不明者に対する措置</u> <u>警察本部長又は警察署長は、知事又は市町村長と緊密に連絡し、県、市町村の行う身元不明者の措置について協力する。</u> <u>この場合、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに死者の写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるよう協力すること。</u> <u>(ウ) 死体の捜索及び収容に対する協力</u> <u>警察官は、災害時において救出活動とあわせて関係機関の行う死体及び行方不明者の捜索及び収容等に対し、必要な協力を行う。</u></p>
循環型社会 推進課 風-3-109	策定モデルは市町村災害廃棄物処理計画の一助として作成したもので計画策定促進は平時の取組であり、災害時の取組についても県計画から抜粋し追記した	<p>6 清掃及び障害物の除去 (1) 災害廃棄物処理 県は、<u>平時には</u>災害廃棄物対策指針（環境省）（以下「対策指針」という。）、千葉県災害廃棄物処理計画（以下「県計画」という。）<u>に基づき</u>、市町村災害廃棄物処理計画策定モデル（千葉県内用）<u>等を活用し</u>、市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。 <u>災害時には、県内の市町村、近接する都県、国及び関係団体との間で支援及び協力体制を整えるなど、災害廃棄物処理に関する一連の業務についての連絡調整を行うとともに、市町村や関係機関と連携し、県内における処理全体の進捗管理を行う。</u></p>	<p>6 清掃及び障害物の除去 (1) 災害廃棄物処理 県は、災害廃棄物対策指針（環境省）（以下「対策指針」という。）、千葉県災害廃棄物処理計画（以下「県計画」という。）<u>及び市町村災害廃棄物処理計画策定モデル（千葉県内用）に基づき</u>、市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。 <u>(新規)</u></p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
循環型社会 推進課 風-3-109	当該協定は県と各団体との間で締結したものであり、支援要請は県を通じて行うこととしているため	(イ) 市町村は、災害等による大量の廃棄物が発生し、当該市町村等で処理が困難な場合は「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき相互に援助協力を行う。 また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、 <u>県を通じて</u> 民間事業者の協力を求める。	(イ) 市町村は、災害等による大量の廃棄物が発生し、当該市町村等で処理が困難な場合は「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき相互に援助協力を行う。 また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。
循環型社会 推進課 風-3-109	県災害廃棄物処理計画に記載された、県の代行処理について追記	(ウ) 県は、市町村災害廃棄物処理計画策定に関する助言、災害廃棄物処理に関する技術的な助言、情報処理を行う。 <u>なお、甚大な被害を受けた市町村が、自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合や、県が一括して処理を行ったほうが円滑かつ迅速に災害廃棄物の処理が行えると判断される場合は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14の規定に基づき、被災市町村が県に災害廃棄物の処理に関する事務の全部または一部を委託し、県が被災市町村に代わって災害廃棄物の処理を行う。</u>	(ウ) 県は、市町村災害廃棄物処理計画策定に関する助言、災害廃棄物処理に関する技術的な助言、情報処理を行う。
循環型社会 推進課 風-3-109	環境省関東地方環境事務所とも連携の必要があるため 県計画の目的と文言を揃えるため	イ 廃棄物の収集、処理 (ア) 市町村における組織体制 災害廃棄物対策組織として、必要に応じ総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置き、被害状況を把握する。また、 <u>国、県</u> 、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、必要に応じ広域処理を行う等により災害廃棄物の適正かつ円滑・ <u>迅速</u> な処理に当たる。	イ 廃棄物の収集、処理 (ア) 市町村における組織体制 災害廃棄物対策組織として、必要に応じ総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置き、被害状況を把握する。また、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、必要に応じ広域処理を行う等により災害廃棄物の適正かつ円滑な処理に当たる。
循環型社会 推進課 風-3-109	市町村の最終処分場以外の処理も想定されるため	a がれき がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減したのち、 <u>原則として</u> 各市町村の最終処分場で適正に処分することとする。	a がれき がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減したのち、 <u>原則として</u> 各市町村の最終処分場で適正に処分することとする。
循環型社会 推進課 風-3-109	対策指針の文言と揃えるため	b <u>片付けごみ</u> <u>住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみが多量に発生する</u> ことから、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。	b <u>粗大ごみ</u> <u>粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。</u>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
循環型社会 推進課 風-3-110	当該協定は県と各団体との間で締結したものであり、支援要請は県を通じて行うこととしているため	<p>e し尿に関する処理方針 災害により水洗便所が使用できなくなる可能性があることから、発生量を適正に予測するとともに、衛生、防疫に十分配慮して処理する。 また、必要に応じ、「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、<u>県を通じて</u>民間業者の協力を求める。 <u><資料編 1-12 大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定></u></p>	<p>e し尿に関する処理方針 災害により水洗便所が使用できなくなる可能性があることから、発生量を適正に予測するとともに、衛生、防疫に十分配慮して処理する。 また、必要に応じ、「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、民間業者の協力を求める。</p>
循環型社会 推進課 風-3-110	必ずしも対策指針又は県計画で定めた推計方法を用いる必要はないため	(ウ) 発生量の推計方法 各市町村において、対策指針又は県計画で定めた推計方法等によって発生量を推計し、処理体制の確立を図る。	(ウ) 発生量の推計方法 各市町村において、 <u>原則として</u> 対策指針又は県計画で定めた推計方法によって発生量を推計し、処理体制の確立を図る。
循環型社会 推進課 風-3-110	対策指針の文言と揃えるため	(エ) <u>仮置場</u> の確保 膨大な量が発生する <u>災害廃棄物</u> を適正に処理するためには仮置場を使用することが有効であることから、各市町村において対策指針又は県計画で定めた推計方法等によって必要面積を推計し、設置場所について調整を行う。	(エ) <u>一時集積場所</u> の確保 膨大な量が発生する <u>がれき</u> を適正に処理するためには仮置場を使用することが有効であることから、各市町村において対策指針又は県計画で定めた推計方法によって必要面積を推計し、設置場所について調整を行う。
危機管理政策課 支援室 風-3-111	文言の修正	<p>6 清掃及び障害物の除去（防災危機管理部、環境生活部、農林水産部、県土整備部、市町村） (2) 障害物の除去 ウ 住宅関連障害物除去計画 (ア) 実施機関 住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は、市町村長が行うものとする。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事<u>又は救助実施市の長</u>が行い、市町村長<u>（救助実施市の長を除く。）</u>は知事を補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長<u>（救助実施市の長を除く。）</u>が行うことができる。</p>	<p>6 清掃及び障害物の除去（防災危機管理部、環境生活部、農林水産部、県土整備部、市町村） (2) 障害物の除去 ウ 住宅関連障害物除去計画 (ア) 実施機関 住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は、市町村長が行うものとする。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うことができる。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策課 支援室 風-3-112	文言の修正	<p>第14節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理</p> <p>1 応急仮設住宅の供与等（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部、市町村）</p> <p>（1）応急仮設住宅の供与</p> <p>ア 実施機関</p> <p>（ア）応急仮設住宅の供与は、市町村長が行うものとする。</p> <p>ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市町村長（<u>救助実施市の長を除く。</u>）は知事を補助するものとする。</p> <p>なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長（<u>救助実施市の長を除く。</u>）が行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（2）被災した住宅の応急修理計画</p> <p>ア 実施機関</p> <p>（ア）被災した住宅の応急修理は、市町村長が行うものとする。</p> <p>ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市町村長（<u>救助実施市の長を除く。</u>）は知事を補助するものとする。</p> <p>なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長（<u>救助実施市の長を除く。</u>）が行うことができる。</p>	<p>第14節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理</p> <p>1 応急仮設住宅の供与等（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部、市町村）</p> <p>（1）応急仮設住宅の供与</p> <p>ア 実施機関</p> <p>（ア）応急仮設住宅の供与は、市町村長が行うものとする。</p> <p>ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、<u>救助実施市以外の市町村の長</u>は知事を補助するものとする。</p> <p>なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、<u>災害発生市町村の長</u>が行うこととすることができる。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（2）被災した住宅の応急修理計画</p> <p>ア 実施機関</p> <p>（ア）被災した住宅の応急修理は、市町村長が行うものとする。</p> <p>ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、<u>救助実施市以外の市町村の長</u>は知事を補助するものとする。</p> <p>なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、<u>災害発生市町村の長</u>が行うこととすることができる。</p>
危機管理政策課 地域室 風-3-113	所要の修正	<p>3 罹災証明書の交付体制の確立</p> <p>（略）</p> <p>県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムやWEB会議等を活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をする。また、被害の規模や被災市町村からの要請に応じ、職員の派遣による人的支援や他自治体からの応援調整を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調</p>	<p>3 罹災証明書の交付体制の確立</p> <p>（略）</p> <p>県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、<u>ビデオ会議システム</u>を活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をする。また、被害の規模や被災市町村からの要請に応じ、職員の派遣による人的支援や他自治体からの応援調整を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法に</p>

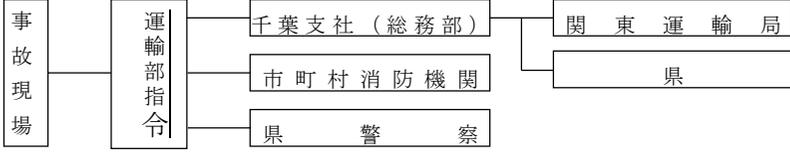
担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>査・判定方法にばらつきが生じないよう、被災市町村間の調整を図る。</p>	<p>ばらつきが生じないよう、被災市町村間の調整を図る。</p>
<p>防災対策課 災害情報室 風-3-128</p>	<p>指定公共機関に 指定されたため</p>	<p>第15節 ライフライン関連施設等の応急復旧 5 通信施設 <u>(5) 楽天モバイル(株)</u> <u>楽天モバイル(株)では、災害が発生した場合は、防災業務計画に基づく対策組織を設置して被災の回復措置を講じ、基地局の損傷等が生じた場合は、移動基地局車や可搬型基地局を出動させ、被災地域での携帯電話やメールなどの通信手段を確保する。</u> <u>また、携帯電話の通信・通話が集中し、輻輳が発生した場合は、電気通信サービスを一時的に規制することで一定の電気通信サービスを維持・確保するとともに、一般県民を対象に災害用伝言板による安否情報の伝達に努める。</u></p>	<p>第15節 ライフライン関連施設等の応急復旧 5 通信施設 <u>(新規)</u></p>
<p>危機管理政策課 地域室 風-4-2</p>	<p>所要の修正</p>	<p>第4章 災害復旧計画 第1節 被災者生活安定のための支援 1 被災者に関する支援の情報の提供等 (略) 県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムやWEB会議等を活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるとともに、被災者台帳を作成する市町村からの要請により、被災者に対して実施した支援に関する情報を提供する。</p>	<p>第4章 災害復旧計画 第1節 被災者生活安定のための支援 1 被災者に関する支援の情報の提供等 (略) 県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるとともに、被災者台帳を作成する市町村からの要請により、被災者に対して実施した支援に関する情報を提供する。</p>
<p>危機管理政策課 支援室 風-4-4</p>	<p>災害救助法修正 のため</p>	<p>4 災害援護資金（防災危機管理部、市町村） イ 世帯の所得制限 上記アに掲げる被害を受けた世帯であって、当該世帯に属する者（以下「同一世帯員」という。）の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が、同一世帯員が1人であるときは220万円、</p>	<p>4 災害援護資金（防災危機管理部、市町村） イ 世帯の所得制限 上記アに掲げる被害を受けた世帯であって、当該世帯に属する者（以下「同一世帯員」という。）の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が、同一世帯員が1人であるときは220万円、</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を加えた額に満たないものの世帯主</p> <p>ただし、当該世帯の住居が滅失した場合にあっては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が1,270万円に満たない世帯の世帯主</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(中略)</p> <p>(3) 貸付条件</p> <p>ア 貸付期間 10年(据置期間を含む)</p> <p>イ 据置期間 3年(特別な場合5年)</p> <p>ウ 利子 年3%以内で市町村等が条例で定める率(据置期間中は無利子)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を加えた額に満たないものの世帯主</p> <p>ただし、当該世帯の住居が滅失した場合にあっては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が1,270万円に満たない世帯の世帯主</p> <p><u>ア 世帯主が療養に要する期間がおおむね1月以上である負傷を負った場合</u></p> <p><u>イ 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格のおおむね3分の1以上の損害であると認められる場合</u></p> <p>(中略)</p> <p>(3) 貸付条件</p> <p>ア 貸付期間 10年(据置期間を含む)</p> <p>イ 据置期間 3年(特別な場合5年)</p> <p>ウ 利子 年3%以内で市町村等が条例で定める率(据置期間中は無利子)</p> <p><u>エ 保証人 連帯保証人になること</u></p>
<p>団体指導課 風-4-11</p>	<p>令和4年度に 資金の発動が あったため</p>	<p>1 2 農林漁業者への融資 令和4年8月1日現在</p> <p>経営安定資金 災害の都度決定(令和4年の適用例0%)</p> <p>施設復旧資金 災害の都度決定(令和4年の適用例0%)</p>	<p>1 2 農林漁業者への融資 令和3年8月1日現在</p> <p>経営安定資金 災害の都度決定(令和元年の適用例0%)</p> <p>施設復旧資金 災害の都度決定(令和元年の適用例0%)</p>

○千葉県地域防災計画【第5編 大規模火災等編】

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
教育振興部 文化財課 大-1-4	国の建造物等防災施設整備事業指針が示されたため	<p>第1章 大規模火災対策 第2節 予防計画 8 文化財の防火対策</p> <p>本県には、歴史的、学術的価値が高い数多くの文化財が残され、指定文化財として保護しているが、文化財建造物は木造建築が多く、火災などの災害を受けやすいため、適切かつ周到な火災予防に関する努力が必要である。</p> <p>(1) 消防設備の設置・整備</p> <p>文化財の所有者及び管理者は、消火器、消火設備、動力消防設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備などの消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備を行う。</p> <p><u>防火施設の整備にあたっては、重要文化財(建造物)については、「重要文化財(建造物)等防災施設整備事業(防災施設等)指針(令和3年12月6日文化庁文化資源活用課長裁定)に基づき行い、それ以外の指定・登録文化財(建造物)についても、本指針を勘案して行う。</u></p>	<p>第1章 大規模火災対策 第2節 予防計画 8 文化財の防火対策</p> <p>本県には、歴史的、学術的価値が高い数多くの文化財が残され、指定文化財として保護しているが、文化財建造物は木造建築が多く、火災などの災害を受けやすいため、適切かつ周到な火災予防に関する努力が必要である。</p> <p>(2) 消防設備の設置・整備</p> <p>文化財の所有者及び管理者は、消火器、消火設備、動力消防設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備などの消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備を行う。</p> <p><u>(新規)</u></p>

○千葉県地域防災計画【第6編 公共交通等事故編】

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
防災対策課 災害情報室 公-2-8	指定公共機関に 指定されたため	<p align="center">第2章 航空機事故災害対策 第3節 応急対策計画</p> <p>【別表1】 防災関係機関 <u>楽天モバイル(株)</u></p>	<p align="center">第2章 航空機事故災害対策 第3節 応急対策計画</p> <p>【別表1】 防災関係機関 <u>(新規)</u></p>
東日本旅客鉄道 公3-4	名称修正	<p align="center">第3章 鉄道事故災害対策 第3節 応急・復旧計画</p> <p>2 情報収集・伝達体制 東日本旅客鉄道(株)千葉支社 <u>千葉総合指令室</u></p>	<p align="center">第3章 鉄道事故災害対策 第3節 応急・復旧計画</p> <p>2 情報収集・伝達体制 東日本旅客鉄道(株)千葉支社 <u>指令室</u></p>
防災対策課 情報通信管理室 公-3-4	防災電話番号簿 に合わせて修正	<p>東葉高速鉄道(株) 安全防災課 N T T 電話 047-458-0039 <u>運輸施設部電気区</u> <u>防災電話 500-9751</u> <u>防災F A X 500-9752</u> <u>N T T 電話 047-458-0127</u> <u>N T T F A X 047-458-0137</u></p>	<p>東葉高速鉄道(株) 安全防災課 N T T 電話 047-458-0039 <u>(新規)</u></p>
東日本旅客鉄道 公3-6	名称修正	<p>8 各事業者による応急・復旧対策 東日本旅客鉄道(株)千葉支社 【鉄道の事故発生時の連絡系統図】</p> 	<p>8 各事業者による応急・復旧対策 東日本旅客鉄道(株)千葉支社 【鉄道の事故発生時の連絡系統図】</p> 

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行																
危機管理政策課 支援室 公-4-5	災害救助法修正 のため	<p style="text-align: center;">第4章 道路事故災害対策 第3節 応急対策計画</p> <p>2 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処 (2) 応急活動 イ 応急活動</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">実施項目</th> <th style="width: 15%;">実施者</th> <th style="width: 75%;">実 施 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">応 急 活 動</td> <td style="text-align: center;">県</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市町村</td> <td>消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置を執るものとする。 災害の規模が大きく災害地の消防機関及び市町村では十分な応急対策を実施できないときは、周辺の消防機関及び市町村に応援を求めるものとする。また、県に対し災害救助法の適用要請 <u>(救助実施市を除く。)</u> 及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。</td> </tr> </tbody> </table>	実施項目	実施者	実 施 内 容	応 急 活 動	県	(略)	市町村	消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置を執るものとする。 災害の規模が大きく災害地の消防機関及び市町村では十分な応急対策を実施できないときは、周辺の消防機関及び市町村に応援を求めるものとする。また、県に対し災害救助法の適用要請 <u>(救助実施市を除く。)</u> 及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。	<p style="text-align: center;">第4章 道路事故災害対策 第3節 応急対策計画</p> <p>2 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処 (2) 応急活動 イ 応急活動</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">実施項目</th> <th style="width: 15%;">実施者</th> <th style="width: 75%;">実 施 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">応 急 活 動</td> <td style="text-align: center;">県</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市町村</td> <td>消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置を執るものとする。 災害の規模が大きく災害地の消防機関及び市町村では十分な応急対策を実施できないときは、周辺の消防機関及び市町村に応援を求めるものとする。また、県に対し災害救助法の適用要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。</td> </tr> </tbody> </table>	実施項目	実施者	実 施 内 容	応 急 活 動	県	(略)	市町村	消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置を執るものとする。 災害の規模が大きく災害地の消防機関及び市町村では十分な応急対策を実施できないときは、周辺の消防機関及び市町村に応援を求めるものとする。また、県に対し災害救助法の適用要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。
実施項目	実施者	実 施 内 容																	
応 急 活 動	県	(略)																	
	市町村	消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置を執るものとする。 災害の規模が大きく災害地の消防機関及び市町村では十分な応急対策を実施できないときは、周辺の消防機関及び市町村に応援を求めるものとする。また、県に対し災害救助法の適用要請 <u>(救助実施市を除く。)</u> 及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。																	
実施項目	実施者	実 施 内 容																	
応 急 活 動	県	(略)																	
	市町村	消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置を執るものとする。 災害の規模が大きく災害地の消防機関及び市町村では十分な応急対策を実施できないときは、周辺の消防機関及び市町村に応援を求めるものとする。また、県に対し災害救助法の適用要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。																	
薬務課 公-4-5	文言の修正	<p>(5) 広報 ※ 危険物等：消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」「劇物」<u>「特定劇物」</u>、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。</p>	<p>(5) 広報 ※ 危険物等：消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」「劇物」<u>「特定劇物」</u>、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。</p>																

○千葉県地域防災計画【資料編】

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
危機管理政策課 政策室 69-103	時点修正	<p>[1] 条例、要綱、協定等 [応援協定等一覧表]</p> <p>1 応援協定等一覧表<資料1-12> 修正原稿別添(No.35(相手方追加), No.44(変更日), No.68(相手方削除), No.83(相手方追加), No.103(新規), No.104(新規), No.105(新規), No.106(新規), No.115(新規))</p>	
危機管理政策課 支援室 104-110	災害救助法施行 細則の一部改正 (予定)のため	<p>[災害救助法関係]</p> <p>1 災害救助法の適用基準<資料1-13> 修正原稿別添</p>	
消防課 111	要領改正のため	<p>[その他]</p> <p>1 火災・災害等即報要領<資料1-15> (令和3年5月消防応第29号消防庁長官通知)</p> <p>(略)</p> <p>4 報告方法及び様式 火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、<u>電子メール</u>で報告をするものとする。 ただし、<u>電子メール</u>が使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。 また、第1報<u>後</u>の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料(地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など)による報告に代えることができるものとする。 なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。</p>	<p>[その他]</p> <p>1 火災・災害等即報要領<資料1-15> (令和元年6月消防応第12号消防庁長官通知)</p> <p>(略)</p> <p>4 報告方法及び様式 火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式に記載し、<u>ファクシミリ等</u>により報告をするものとする。 ただし、<u>消防機関等への通報が殺到した場合又はファクシミリ等が使用不能な場合</u>で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。 また、第1報<u>以後</u>の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料(地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など)による報告に代えることができるものとする。 なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
消防課 122	要領改正のため	<p>(8) その他参考事項</p> <p>以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況 ・ <u>避難指示等</u>の発令状況 ・ 避難所の設置状況 	<p>(8) その他参考事項</p> <p>以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況 ・ <u>避難指示(緊急)・避難勧告</u>の発令状況 ・ 避難所の設置状況
消防課 124	要領改正のため	<p>(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。</p> <p>また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難<u>指示</u>等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難<u>指示</u>等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。</p>	<p>(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。</p> <p>また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難<u>勧告</u>等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難<u>勧告</u>等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。</p>
消防課 126	要領改正のため	第4号様式(その1)別紙 <u>修正原稿別添</u>	第4号様式(その1)別紙
防災対策課 災害対策室 129	要綱改正のため	<p>2 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱 <資料1-16> 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱 <u>令和4年6月24日</u></p>	<p>2 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱 <資料1-16> 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱 <u>令和3年3月22日</u></p>
防災対策課 災害対策室 143	要綱改正のため	<p>この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附則(平成29年3月28日消防広第93号)</p> <p>この要綱は、平成29年4月1日から施行する。 附則(平成31年3月8日消防広第35号)</p> <p>この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 附則(令和2年7月17日消防広第190号)</p> <p>この要綱は、令和2年8月1日から施行する。 附則(令和3年3月22日消防広第89号)</p> <p>この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 <u>附則(令和4年6月24日消防広第211号)</u> <u>この要綱は、令和4年6月24日から施行する。</u></p>	<p>この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附則(平成29年3月28日消防広第93号)</p> <p>この要綱は、平成29年4月1日から施行する。 附則(平成31年3月8日消防広第35号)</p> <p>この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 附則(令和2年7月17日消防広第190号)</p> <p>この要綱は、令和2年8月1日から施行する。 附則(令和3年3月22日消防広第89号)</p> <p>この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 <u>(新設)</u></p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
防災対策課 災害対策室 147～173	要綱改正のため	2 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱<資料1-16> <u>様式の変更に伴う修正（修正原稿別添）</u>	2 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱<資料1-16>
防災対策課 災害対策室 174	要綱改正のため	緊急消防援助隊の運用に関する要綱 <u>令和4年6月24日改正</u>	緊急消防援助隊の運用に関する要綱 <u>令和3年3月22日改正</u>
防災対策課 災害対策室 175	要綱改正のため	(統合機動部隊の編成) 第5条 統合機動部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。 (1) 統合機動部隊指揮隊は、原則として、代表消防機関の指揮隊をもって編成するものとする。 (2) 統合機動部隊は、統合機動部隊指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支援小隊及び通信支援小隊を <u>中心として編成するものとし、対応する災害の種別や、迅速な出動や情報収集等の目的に応じ、柔軟な編成、運用により対応するものとする。</u>	(統合機動部隊の編成) 第5条 統合機動部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。 (1) 統合機動部隊指揮隊は、原則として、代表消防機関の指揮隊をもって編成するものとする。 (2) 統合機動部隊は、 <u>原則として、統合機動部隊指揮隊、消火小隊3隊程度、救助小隊3隊程度、救急小隊3隊程度、後方支援小隊及び通信支援小隊をもって編成するものとする。</u>
防災対策課 災害対策室 178	要綱改正のため	(指揮本部の設置) 第11条 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。 2 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関することのほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。 (1) 被害情報の収集に関すること。 <u>(2) 緊急消防援助隊の活動方針（活動スケジュールを含む。）に関すること。</u> (3) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。 (4) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。 (5) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。	(指揮本部の設置) 第11条 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。 2 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関することのほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。 (1) 被害情報の収集に関すること。 <u>(新設)</u> (2) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。 (3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。 (4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
防災対策課 災害対策室 179	要綱改正のため	(指揮支援部隊の出動) 第15条 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、 <u>長官の出動の求め又は指示後、おおむね1時間以内に迅速に出動するものとする。なお、</u> 原則として、航空小隊による輸送により出動するものとする。	(指揮支援部隊の出動) 第15条 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、原則として、航空小隊による輸送により出動するものとする。
防災対策課 災害対策室 181	要綱改正のため	(指揮体制) 第24条 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。 <u>また、指揮支援隊が出動していない場合は、指揮支援部隊長が任務に支障のない範囲内で、次項の指揮支援隊長の役割も担うものとする。</u>	(指揮体制) 第24条 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
防災対策課 災害対策室 182	要綱改正のため	(緊急消防援助隊指揮支援本部の設置) 第25条 指揮支援部隊長は、被災地ごとに緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）を設置するものとする。 2 指揮支援部隊長は、次に掲げる順位により、指揮支援本部長を指名するものとする。 <u>ただし、次に掲げる者を指名できない場合は、指揮支援部隊長が任務に支障のない範囲内で、指揮支援本部長の役割を担うものとする。</u> (1) 第1順位 指揮支援隊長 (2) 第2順位 都道府県大隊長 (3) 第3順位 統合機動部隊長 (4) 第4順位 代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長 3 指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。 (1) 被害状況、市町村が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。 (2) 被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の陸上に係る活動調整 <u>(活動方針の調整を含む。)</u> に関すること。 (3) 陸上に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。 (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調	(緊急消防援助隊指揮支援本部の設置) 第25条 指揮支援部隊長は、被災地ごとに緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）を設置するものとする。 2 指揮支援部隊長は、次に掲げる順位により、指揮支援本部長を指名するものとする。 (1) 第1順位 指揮支援隊長 (2) 第2順位 都道府県大隊長 (3) 第3順位 統合機動部隊長 (4) 第4順位 代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長 3 指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。 (1) 被害状況、市町村が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。 (2) 被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の陸上に係る活動調整に関すること。 (3) 陸上に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。 (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整に関すること。

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>整 <u>(活動方針の調整を含む。)</u> に関すること。</p> <p>(5) 指揮本部又は市町村災害対策本部への隊員の派遣に関すること。</p> <p>(6) 調整本部に対する報告に関すること。</p> <p>(7) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。</p> <p>(8) その他必要な事項に関すること。</p>	<p>(5) 指揮本部又は市町村災害対策本部への隊員の派遣に関すること。</p> <p>(6) 調整本部に対する報告に関すること。</p> <p>(7) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。</p> <p>(8) その他必要な事項に関すること。</p>
<p>防災対策課 災害対策室 184</p>	<p>要綱改正のため</p>	<p>(情報共有等)</p> <p>第30条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式1）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。</p> <p><u>2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊（次項において「消防庁等」という。）は、被害状況や活動状況等について、動画及び静止画により、積極的に情報収集を行うものとする。</u></p> <p><u>3 消防庁等は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置等を積極的に活用し、被害状況や活動状況について動画及び静止画により積極的に情報共有を行うものとする。</u></p> <p><u>4 指揮本部、航空指揮本部、都道府県大対本部等は、前2項により収集された情報や、前項により共有された情報を指揮に活用するものとする。</u></p>	<p>(情報共有等)</p> <p>第30条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式1）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るとともに、被害状況や活動状況について動画及び静止画による共有に努めるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p>
<p>防災対策課 災害対策室 195</p>	<p>要綱改正のため</p>	<p>3 消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱<資料1-17></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和4年6月3日から施行する。</u></p>	<p>3 消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱<資料1-17></p> <p><u>(新規)</u></p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行																																																		
防災対策課 災害対策室 198～212	要綱改正のため	様式の変更に伴う修正 (修正原稿別添)																																																			
危機管理政策課 政策室 219	国土強靱化地域 計画修正のため	6 千葉県国土強靱化地域計画の概要<資料1-20> <u>修正原稿別添</u>	6 千葉県国土強靱化地域計画の概要<資料1-20>																																																		
企業局 計画課 220	配備基準を変更 したため	7 震度4、気象警報等における災害対応機関一覧<資料1-21> 【地震】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局</th> <th>対応基準</th> <th>対応内容</th> <th>配備課等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業局</td> <td>県内で震度4を 観測したとき</td> <td>浄給水場・ダムの 点検。</td> <td>【本局】 計画課※ 浄水課※ 給水課※ 【出先】 全浄給水場※(水道事業) 全水道事務所・支所※ (水道事業) 千葉工業用水道事務所※ 君津工業用水道事務所※</td> </tr> </tbody> </table>	部局	対応基準	対応内容	配備課等	企業局	県内で震度4を 観測したとき	浄給水場・ダムの 点検。	【本局】 計画課※ 浄水課※ 給水課※ 【出先】 全浄給水場※(水道事業) 全水道事務所・支所※ (水道事業) 千葉工業用水道事務所※ 君津工業用水道事務所※	7 震度4、気象警報等における災害対応機関一覧<資料1-21> 【地震】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局</th> <th>対応基準</th> <th>対応内容</th> <th>配備課等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業局</td> <td>県内で震度4を 観測したとき</td> <td>浄給水場・ダムの 点検。</td> <td>【本局】 計画課※ 【出先】 全浄給水場※(水道事業) 千葉工業用水道事務所※ 君津工業用水道事務所※</td> </tr> </tbody> </table>	部局	対応基準	対応内容	配備課等	企業局	県内で震度4を 観測したとき	浄給水場・ダムの 点検。	【本局】 計画課※ 【出先】 全浄給水場※(水道事業) 千葉工業用水道事務所※ 君津工業用水道事務所※																																		
部局	対応基準	対応内容	配備課等																																																		
企業局	県内で震度4を 観測したとき	浄給水場・ダムの 点検。	【本局】 計画課※ 浄水課※ 給水課※ 【出先】 全浄給水場※(水道事業) 全水道事務所・支所※ (水道事業) 千葉工業用水道事務所※ 君津工業用水道事務所※																																																		
部局	対応基準	対応内容	配備課等																																																		
企業局	県内で震度4を 観測したとき	浄給水場・ダムの 点検。	【本局】 計画課※ 【出先】 全浄給水場※(水道事業) 千葉工業用水道事務所※ 君津工業用水道事務所※																																																		
関東森林管理局 223	組織名修正	[2]防災関係機関一覧 1 指定行政機関、指定地方行政機関等 <資料2-1> 関東森林管理局 千葉森林管理事務所 <u>総務グループ</u>	[2]防災関係機関一覧 1 指定行政機関、指定地方行政機関等 <資料2-1> 関東森林管理局 千葉森林管理事務所 総務調査官																																																		
東日本旅客鉄道 224	名称修正	2 指定公共機関<資料2-2> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>防災担当課</th> <th>郵便番号</th> <th>所 在 地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本旅客鉄道(株)</td> <td><u>安全企画部門</u></td> <td>151-8578</td> <td>東京都渋谷区代々木2-2-2</td> <td>03(5334)1167</td> </tr> <tr> <td><u>首都圏本部</u></td> <td><u>鉄道事業部 安全企画ユニット</u></td> <td>114-8550</td> <td>東京都北区東田端2-20-6 8</td> <td>03(5692)6055</td> </tr> <tr> <td>千葉支社</td> <td><u>鉄道事業部 安全企画ユニット</u></td> <td>260-8551</td> <td>千葉市中央区弁天2-23-3</td> <td>043(225)9136</td> </tr> <tr> <td><u>楽天モバイル(株)</u></td> <td><u>BCP運用部 災害対応支援課</u></td> <td><u>158-0094</u></td> <td><u>東京都世田谷区玉川1-14-1</u></td> <td><u>158-0094</u></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	防災担当課	郵便番号	所 在 地	電話番号	東日本旅客鉄道(株)	<u>安全企画部門</u>	151-8578	東京都渋谷区代々木2-2-2	03(5334)1167	<u>首都圏本部</u>	<u>鉄道事業部 安全企画ユニット</u>	114-8550	東京都北区東田端2-20-6 8	03(5692)6055	千葉支社	<u>鉄道事業部 安全企画ユニット</u>	260-8551	千葉市中央区弁天2-23-3	043(225)9136	<u>楽天モバイル(株)</u>	<u>BCP運用部 災害対応支援課</u>	<u>158-0094</u>	<u>東京都世田谷区玉川1-14-1</u>	<u>158-0094</u>	2 指定公共機関<資料2-2> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>防災担当課</th> <th>郵便番号</th> <th>所 在 地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本旅客鉄道(株)</td> <td>安全企画部</td> <td>151-8578</td> <td>東京都渋谷区代々木2-2-2</td> <td>03(5334)1167</td> </tr> <tr> <td>東京支社</td> <td>総務部安全企画室</td> <td>114-8550</td> <td>東京都北区東田端2-20-6 8</td> <td>03(5692)6055</td> </tr> <tr> <td>千葉支社</td> <td>総務部安全企画室</td> <td>260-8551</td> <td>千葉市中央区弁天2-23-3</td> <td>043(225)9136</td> </tr> <tr> <td>(新規)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	防災担当課	郵便番号	所 在 地	電話番号	東日本旅客鉄道(株)	安全企画部	151-8578	東京都渋谷区代々木2-2-2	03(5334)1167	東京支社	総務部安全企画室	114-8550	東京都北区東田端2-20-6 8	03(5692)6055	千葉支社	総務部安全企画室	260-8551	千葉市中央区弁天2-23-3	043(225)9136	(新規)				
機 関 名	防災担当課	郵便番号	所 在 地	電話番号																																																	
東日本旅客鉄道(株)	<u>安全企画部門</u>	151-8578	東京都渋谷区代々木2-2-2	03(5334)1167																																																	
<u>首都圏本部</u>	<u>鉄道事業部 安全企画ユニット</u>	114-8550	東京都北区東田端2-20-6 8	03(5692)6055																																																	
千葉支社	<u>鉄道事業部 安全企画ユニット</u>	260-8551	千葉市中央区弁天2-23-3	043(225)9136																																																	
<u>楽天モバイル(株)</u>	<u>BCP運用部 災害対応支援課</u>	<u>158-0094</u>	<u>東京都世田谷区玉川1-14-1</u>	<u>158-0094</u>																																																	
機 関 名	防災担当課	郵便番号	所 在 地	電話番号																																																	
東日本旅客鉄道(株)	安全企画部	151-8578	東京都渋谷区代々木2-2-2	03(5334)1167																																																	
東京支社	総務部安全企画室	114-8550	東京都北区東田端2-20-6 8	03(5692)6055																																																	
千葉支社	総務部安全企画室	260-8551	千葉市中央区弁天2-23-3	043(225)9136																																																	
(新規)																																																					
防災対策課 災害情報室 224	指定公共機関に 指定																																																				
防災対策課 災害対策室 236	所在地の修正	[3] 災害情報関係 [気象等観測] 1 気象庁観測所一覧表<資料3-1> (3) 地域気象観測所(四要素)・地域雨量観測所 山武郡横芝光町 <u>宮川</u>	[3] 災害情報関係 [気象等観測] 1 気象庁観測所一覧表<資料3-1> (3) 地域気象観測所(四要素)・地域雨量観測所 山武郡横芝光町横芝																																																		

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行																																																																																						
	観測要素の変更	※（観測要素） 四は、降水量、気温、風向、風速、 <u>日照時間、湿度（一部観測所を除く）</u> を表す。 雨は、降水量を表す。	※（観測要素） 四は、降水量、気温、風向、風速、 <u>相対湿度</u> を表す。 雨は、降水量を表す。																																																																																						
河川環境課 238～239	時点更新	3 千葉県水防テレメータ観測所一覧表＜資料3－3＞ ア 雨量観測所 令和5年4月現在 イ 水位観測所 令和5年4月現在	3 千葉県水防テレメータ観測所一覧表＜資料3－3＞ ア 雨量観測所 令和3年7月現在 イ 水位観測所 令和3年7月現在																																																																																						
銚子地方気象台 銚子漁港事務所 241	管理者及び観測項目を修正	4 海象観測所一覧表＜資料3－4＞ <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">観測所名</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th rowspan="2">管理者</th> <th colspan="6">観測項目</th> <th rowspan="2">電話番号</th> </tr> <tr> <th>風向・風速</th> <th>潮流</th> <th>潮位</th> <th>波高</th> <th>雨量</th> <th>気圧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>銚子地方気象台</td> <td>銚子市川口町 2-6431 (削除)</td> <td>気象庁</td> <td>風車型風向・風速計</td> <td></td> <td>(削除)</td> <td></td> <td>転倒ます型雨量計</td> <td>電気式気圧計</td> <td>0479(22)0074</td> </tr> <tr> <td>銚子漁港(波高)</td> <td>銚子市黒生町</td> <td rowspan="3">千葉県銚子漁港事務所</td> <td></td> <td></td> <td>TU-100X</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="3">0479(22)6503</td> </tr> <tr> <td>銚子漁港(潮位)</td> <td>銚子市川口町</td> <td>フース型</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>銚子漁港事務所</td> <td>銚子市川口町 2-6528-3</td> <td>風車型風向・風速計</td> <td></td> <td></td> <td>転倒ます型雨量計</td> <td>アネロイド式</td> </tr> </tbody> </table>	観測所名	所在地	管理者	観測項目						電話番号	風向・風速	潮流	潮位	波高	雨量	気圧	銚子地方気象台	銚子市川口町 2-6431 (削除)	気象庁	風車型風向・風速計		(削除)		転倒ます型雨量計	電気式気圧計	0479(22)0074	銚子漁港(波高)	銚子市黒生町	千葉県銚子漁港事務所			TU-100X				0479(22)6503	銚子漁港(潮位)	銚子市川口町	フース型					銚子漁港事務所	銚子市川口町 2-6528-3	風車型風向・風速計			転倒ます型雨量計	アネロイド式	4 海象観測所一覧表＜資料3－4＞ <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">観測所名</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th rowspan="2">管理者</th> <th colspan="6">観測項目</th> <th rowspan="2">電話番号</th> </tr> <tr> <th>風向・風速</th> <th>潮流</th> <th>潮位</th> <th>波高</th> <th>雨量</th> <th>気圧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>銚子地方気象台</td> <td>銚子市川口町 2-6431 銚子漁港 (潮位)</td> <td>気象庁</td> <td>風車型風向・風速計</td> <td></td> <td>遠隔自記検潮装置</td> <td></td> <td>転倒ます型雨量計</td> <td>電気式気圧計</td> <td>0479(22)0074</td> </tr> <tr> <td>銚子漁港事務所</td> <td>銚子市川口町 2-6528-3</td> <td>千葉県銚子漁港事務所</td> <td>風車型風向・風速計</td> <td></td> <td>フース型</td> <td>TU-100X</td> <td>転倒ます型雨量計</td> <td>アネロイド式</td> <td>0479(22)6503</td> </tr> </tbody> </table>	観測所名	所在地	管理者	観測項目						電話番号	風向・風速	潮流	潮位	波高	雨量	気圧	銚子地方気象台	銚子市川口町 2-6431 銚子漁港 (潮位)	気象庁	風車型風向・風速計		遠隔自記検潮装置		転倒ます型雨量計	電気式気圧計	0479(22)0074	銚子漁港事務所	銚子市川口町 2-6528-3	千葉県銚子漁港事務所	風車型風向・風速計		フース型	TU-100X	転倒ます型雨量計	アネロイド式	0479(22)6503
観測所名	所在地	管理者				観測項目							電話番号																																																																												
			風向・風速	潮流	潮位	波高	雨量	気圧																																																																																	
銚子地方気象台	銚子市川口町 2-6431 (削除)	気象庁	風車型風向・風速計		(削除)		転倒ます型雨量計	電気式気圧計	0479(22)0074																																																																																
銚子漁港(波高)	銚子市黒生町	千葉県銚子漁港事務所			TU-100X				0479(22)6503																																																																																
銚子漁港(潮位)	銚子市川口町		フース型																																																																																						
銚子漁港事務所	銚子市川口町 2-6528-3		風車型風向・風速計			転倒ます型雨量計	アネロイド式																																																																																		
観測所名	所在地	管理者	観測項目						電話番号																																																																																
			風向・風速	潮流	潮位	波高	雨量	気圧																																																																																	
銚子地方気象台	銚子市川口町 2-6431 銚子漁港 (潮位)	気象庁	風車型風向・風速計		遠隔自記検潮装置		転倒ます型雨量計	電気式気圧計	0479(22)0074																																																																																
銚子漁港事務所	銚子市川口町 2-6528-3	千葉県銚子漁港事務所	風車型風向・風速計		フース型	TU-100X	転倒ます型雨量計	アネロイド式	0479(22)6503																																																																																
防災対策課 情報通信管理室 243	接続回線の変更を時点修正	[通信] 1 千葉県防災行政無線通信施設＜資料3－5＞ (1) 防災行政無線地上系回線構成図（令和4年4月現在） <u>修正原稿別添</u>	[通信] 1 千葉県防災行政無線通信施設＜資料3－5＞ (1) 防災行政無線地上系回線構成図（令和3年4月現在） <u>※現行の構成図を参照</u>																																																																																						
防災対策課 情報通信管理室 244	配備している機器を時点修正	(2) 防災行政無線衛星系回線構成図（令和4年4月現在） <u>修正原稿別添</u>	(2) 防災行政無線衛星系回線構成図（令和3年4月現在） <u>※現行の構成図を参照</u>																																																																																						
企業局 工業用水管理課 246	凡例の修正	2 千葉県の無線通信施設（防災行政無線を除く）＜資料3－6＞ (2) 千葉県企業局工業用水部無線通信網図 <u>修正原稿別添</u>	2 千葉県の無線通信施設（防災行政無線を除く）＜資料3－6＞ (2) 千葉県企業局工業用水部無線通信網図																																																																																						

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
防災対策課 情報通信管理室 261	図の修正	[システム] 1 千葉県防災情報システム構成概念図<資料3-13> <u>修正原稿別添</u>	[システム] 1 千葉県防災情報システム構成概念図<資料3-13> (<u>図修正前</u>)
医療整備課 283	災害拠点病院 追加のため	[4] 保健・医療関係 2 救護班<資料4-2> (5) DMAT <u>修正原稿別添</u>	[4] 保健・医療関係
薬務課 284-288		3 医薬品等<資料4-3> <u>修正原稿別添</u>	
防災対策課 災害対策室 307~310	押印廃止のため	[5] 派遣・輸送・避難関係 2 自衛隊の災害派遣要請の様式<資料5-2> <u>差出人の「印」を削除</u>	[5] 派遣・輸送・避難関係 2 自衛隊の災害派遣要請の様式<資料5-2>
河川環境課 333	港緊急用船着場 の追加	8 緊急用船着場位置図及び緊急用河川敷道路計画図 (5) <u>港緊急用船着場</u> <u>修正原稿別添</u>	8 緊急用船着場位置図及び緊急用河川敷道路計画図 (<u>新規</u>)
県警察本部 337	圏央道の追加	10 南房総地域直下型地震発生時の交通規制計画<資料5-10> <u>修正原稿別添</u>	10 南房総地域直下型地震発生時の交通規制計画<資料5-10>
教育振興部 文化財課 341~348	誤字の修正	[6] 施設、航空機、艦艇、資機材、物資 [施設] 1 文化財防災設備設置一覧表 <資料6-1> <u>令和4年3月1日現在</u>	[6] 施設、航空機、艦艇、資機材、物資 [施設] 1 文化財防災設備設置一覧表 <資料6-1> <u>令和元年7月1日現在</u>
	新規指定のため	21 <u>竜</u> 正院仁王門 " 成田市 自動火災報知器 消火施設	21 <u>龍</u> 正院仁王門 " 成田市 自動火災報知器 消火施設
		31 旧吉田家住宅 " 柏市 自動火災報知器 消火施設 避雷設備	31 旧吉田家住宅 国建 柏市 自動火災報知器 消火施設 避雷設備
		<u>33</u> <u>犬吠埼灯台 灯台</u> " <u>銚子市</u> <u>避雷設備</u> <u>旧霧笛舎 旧倉庫</u>	(<u>新規</u>)
		<u>48</u> 千葉県幸田貝塚出土 国考 松戸市 自動火災報知器 消火施設	<u>47</u> 千葉県幸田貝塚出土 国考 松戸市 自動火災報知器 消火施設

担当部署名 ページ	修正理由	修正案					現行				
教育振興部 文化財課 341～348	名称の修正		品			設 収蔵庫		品			設 収蔵庫
	防災施設が整備された事案が追加になったため	49	千葉県金鈴塚古墳出土品	〃	木更津市	自動火災報知器 消火施設 収蔵庫	48	上総木更津金鈴塚古墳出土品	〃	木更津市	自動火災報知器 消火施設 収蔵庫
		50	千葉県南羽鳥中岫1遺跡土坑出土品	〃	栄町	自動火災報知器 消火施設 収蔵庫	(新規)				
	新規指定のため	115	絹本着色両界曼荼羅	県絵	袖ヶ浦市	自動火災報知器 消火施設 避雷設備 収蔵庫	113	絹本着色両界曼荼羅	県絵	袖ヶ浦市	自動火災報知器 消火施設 避雷設備 収蔵庫
		116	藁屋根 (浅井忠筆)	〃	千葉市	自動火災報知器 消火施設 収蔵庫	(新規)				
		117	漁婦 (浅井忠筆)	〃	千葉市	自動火災報知器 消火施設 収蔵庫					
		118	小丹波村 (浅井忠筆)	〃	千葉市	自動火災報知器 消火施設 収蔵庫					
		119	木華開耶媛 (石井林響筆)	〃	千葉市	自動火災報知器 消火施設 収蔵庫					
	所有者変更に伴い収蔵施設が変更となったため	190	半円方角帯神獸鏡	県工	千葉市	自動火災報知器 消火施設 収蔵庫	184	半円方角帯神獸鏡	県工	千葉市	収蔵庫
	収蔵施設が変更となったため										
	新規指定のため	246	能満上小貝塚出土土製品	〃	市原市	自動火災報知器 消火施設 避雷設備 収蔵庫	240	能満上小貝塚出土土製品	〃	市原市	自動火災報知器 消火施設 避雷設備 収蔵庫
		247	山倉1号墳出土埴輪	〃	市原市	自動火災報知器 消火施設 収蔵庫	(新規)				
		239	芝山古墳群 (殿塚・姫塚) 出土埴輪	県考	芝山町	自動火災報知器 消火施設	233	芝山古墳群出土埴輪	県考	芝山町	収蔵庫
		248	高部30号墳・32号墳	〃	木更津	自動火災報知器 消火施設					

担当部署名 ページ	修正理由	修正案					現行				
教育振興部 文化財課 341～348	新規指定のため		<u>出土品</u>		<u>市</u>	<u>設 収蔵庫</u>					
		249	<u>恩田原遺跡出土銅印</u>	〃	<u>南房総市</u>	<u>自動火災報知器 消火施設 耐火金庫</u>	255	迎接寺の鬼舞面	〃	成田市	消火施設 収蔵庫
		264	迎接寺の鬼舞面	〃	成田市	消火施設 収蔵庫	(新規)				
		265	<u>茂原庁南間人車軌道人車</u>	〃	<u>茂原市</u>	<u>消火施設</u>					
		266	<u>明治二年奥州出征米国船ハーマン号勝浦沖遭難絵巻</u>	〃	<u>千葉市</u>	<u>自動火災報知器 消火施設 収蔵庫</u>					
		280	東葉高等学校正門 (旧近藤家住宅長屋門)	国登録	船橋市	自動火災報知器	269	東葉高等学校正門 (旧近藤家住宅長屋門)	国登録	船橋市	自動火災報知器
	登録抹消のため						270	<u>玉川旅館本館ほか</u>	〃	<u>船橋市</u>	<u>自動火災報知器 消火施設</u>
		<u>(削除)</u>				324	旧森田家住宅主屋	〃	館山市	消火施設	
	新規指定のため						(新規)				
	334	旧森田家住宅主屋	〃	館山市	消火施設						
	335	<u>野田市郷土博物館</u>	〃	<u>野田市</u>	<u>自動火災報知器</u>						
	336	<u>野田市立中央小学校3年館・7年館・正門</u>	〃	<u>野田市</u>	<u>自動火災報知器 消火施設</u>						

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
防災対策課 災害対策室 351-366	調査時点更新のため	<p>[6] 施設、航空機、艦艇、資機材、物資 [航空機、艦艇、資機材]</p> <p>1 県所属船舶及び備蓄資機材一覧表<資料6-3> 表2 県有油防除資機材総括表 表2-1 県有オイルフェンス配置場所一覧 表2-2 県有油吸着マット配置場所一覧 表2-3 県有油処理剤配置場所一覧 表2-4 県有油回収ネット配置場所一覧</p> <p><u>修正原稿別添</u></p>	<p>[6] 施設、航空機、艦艇、資機材、物資 [航空機、艦艇、資機材]</p>
企業局 計画課 372	時点修正のため	<p>5 県営水道の応急給水・復旧用機材の保有状況<資料6-7> 表1 給水車・給水タンク・ポリ容器の保管内訳及び容量 <u>(令和4年12月31日現在)</u></p> <p><u>修正原稿別添</u></p>	<p>5 県営水道の応急給水・復旧用機材の保有状況<資料6-7> 表1 給水車・給水タンク・ポリ容器の保管内訳及び容量 <u>(令和3年3月31日現在)</u></p>
企業局 計画課 373	時点修正のため	<p>表2 その他の応急給水用資機材等の保有状況 <u>(令和4年12月31日現在)</u></p> <p><u>修正原稿別添</u></p> <p>表3 復旧用資材の保有量一覧 <u>(令和5年1月現在)</u></p> <p><u>修正原稿別添</u></p>	<p>表2 その他の応急給水用資機材等の保有状況 <u>(令和3年3月31日現在)</u></p> <p>表3 復旧用資材の保有量一覧 <u>(令和3年7月現在)</u></p>
水政課 375-381	時点修正	<p>6 市町村(組合、企業団) 営水道給水車両及び機材等の保有状況 <資料6-8> <u>修正原稿別添</u></p>	<p>6 市町村(組合、企業団) 営水道給水車両及び機材等の保有状況 <資料6-8></p>
防災対策課 災害情報室 388	使用予定が無く 廃棄する予定のため	<p>[物資]</p> <p>3 県の備蓄品目(防災危機管理部) <資料6-11></p> <p>避難所用品 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p>	<p>[物資]</p> <p>3 県の備蓄品目(防災危機管理部) <資料6-11></p> <p>避難所用品 炊飯装置 給水槽(組立槽、車載槽)</p>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行																														
京葉ガス(株) 392	時点修正	<p>[7] ライフライン</p> <p>1 各ガス会社の施設及び供給状況<資料7-1></p> <p>(2) 京葉瓦斯株式会社</p> <p>表1 供給区域及び供給戸数</p> <p>供給戸数 <u>令和4年12月31日時点</u> <u>976, 379戸</u></p>	<p>[7] ライフライン</p> <p>1 各ガス会社の施設及び供給状況<資料7-1></p> <p>(2) 京葉瓦斯株式会社</p> <p>表1 供給区域及び供給戸数</p> <p>供給戸数 令和3年 3月31日現在 <u>961, 346戸</u></p>																														
大多喜ガス(株) 394	時点修正	<p>(3) 大多喜ガス株式会社</p> <p>表1 供給区域及び供給戸数</p> <p>供給戸数 <u>令和4年12月31日時点</u> <u>169, 996戸</u></p> <p>表2 主要施設の状況</p> <p style="text-align: right;"><u>令和4年12月31日現在</u></p> <table border="1" data-bbox="461 600 1274 1342"> <thead> <tr> <th>事業所等の名称・所在地・連絡先</th> <th>主 要 施 設</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大多喜ガス株式会社 茂原市茂原661 TEL 0475-24-0010</td> <td>本社機能</td> <td></td> </tr> <tr> <td>茂原事業所 茂原市茂原661 TEL 0475-24-2890 <u>30, 959戸</u></td> <td>1. ガス導管 本支管 2. ガスホルダー・中圧球型 (幾何容積) 3,846 m³ 3. 整圧所</td> <td><u>751Km</u> 1基 <u>54ヶ所</u></td> </tr> <tr> <td>千葉事業所 市原市五井東3-12-5 TEL 0436-24-8300 <u>90, 632戸</u></td> <td>1. ガス導管 本支管 2. ガスホルダー・中圧球型 (幾何容積) 18,850 m³ (幾何容積) 11,030 m³ (幾何容積) 10,912 m³ 3. 整圧所</td> <td><u>1, 321Km</u> 1基 1基 1基 76ヶ所</td> </tr> <tr> <td>八千代事業所 八千代市大和田新田346 TEL 047-482-7460 <u>48, 405戸</u></td> <td>1. ガス導管 本支管 2. ガスホルダー・中圧球型 (幾何容積) 11,030 m³ (幾何容積) 3,146 m³ 3. 整圧所</td> <td><u>383Km</u> 1基 1基 36ヶ所</td> </tr> </tbody> </table>	事業所等の名称・所在地・連絡先	主 要 施 設		大多喜ガス株式会社 茂原市茂原661 TEL 0475-24-0010	本社機能		茂原事業所 茂原市茂原661 TEL 0475-24-2890 <u>30, 959戸</u>	1. ガス導管 本支管 2. ガスホルダー・中圧球型 (幾何容積) 3,846 m ³ 3. 整圧所	<u>751Km</u> 1基 <u>54ヶ所</u>	千葉事業所 市原市五井東3-12-5 TEL 0436-24-8300 <u>90, 632戸</u>	1. ガス導管 本支管 2. ガスホルダー・中圧球型 (幾何容積) 18,850 m ³ (幾何容積) 11,030 m ³ (幾何容積) 10,912 m ³ 3. 整圧所	<u>1, 321Km</u> 1基 1基 1基 76ヶ所	八千代事業所 八千代市大和田新田346 TEL 047-482-7460 <u>48, 405戸</u>	1. ガス導管 本支管 2. ガスホルダー・中圧球型 (幾何容積) 11,030 m ³ (幾何容積) 3,146 m ³ 3. 整圧所	<u>383Km</u> 1基 1基 36ヶ所	<p>(3) 大多喜ガス株式会社</p> <p>表1 供給区域及び供給戸数</p> <p>供給戸数 令和2年12月31日時点 <u>165, 804戸</u></p> <p>表2 主要施設の状況</p> <p style="text-align: right;"><u>令和2年12月31日現在</u></p> <table border="1" data-bbox="1292 600 2105 1342"> <thead> <tr> <th>事業所等の名称・所在地・連絡先</th> <th>主 要 施 設</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大多喜ガス株式会社 茂原市茂原661 TEL 0475-24-0010</td> <td>本社機能</td> <td></td> </tr> <tr> <td>茂原事業所 茂原市茂原661 TEL 0475-24-2890 <u>30, 565戸</u></td> <td>1. ガス導管 本支管 2. ガスホルダー・中圧球型 (幾何容積) 3,846 m³ 3. 整圧所</td> <td><u>748Km</u> 1基 <u>55ヶ所</u></td> </tr> <tr> <td>千葉事業所 市原市五井東3-12-5 TEL 0436-24-8300 88, 255戸</td> <td>1. ガス導管 本支管 2. ガスホルダー・中圧球型 (幾何容積) 18,850 m³ (幾何容積) 11,030 m³ (幾何容積) 10,912 m³ 3. 整圧所</td> <td><u>1, 306Km</u> 1基 1基 1基 76ヶ所</td> </tr> <tr> <td>八千代事業所 八千代市大和田新田346 TEL 047-482-7460 <u>46, 984戸</u></td> <td>1. ガス導管 本支管 2. ガスホルダー・中圧球型 (幾何容積) 11,030 m³ (幾何容積) 3,146 m³ 3. 整圧所</td> <td><u>379Km</u> 1基 1基 36ヶ所</td> </tr> </tbody> </table>	事業所等の名称・所在地・連絡先	主 要 施 設		大多喜ガス株式会社 茂原市茂原661 TEL 0475-24-0010	本社機能		茂原事業所 茂原市茂原661 TEL 0475-24-2890 <u>30, 565戸</u>	1. ガス導管 本支管 2. ガスホルダー・中圧球型 (幾何容積) 3,846 m ³ 3. 整圧所	<u>748Km</u> 1基 <u>55ヶ所</u>	千葉事業所 市原市五井東3-12-5 TEL 0436-24-8300 88, 255戸	1. ガス導管 本支管 2. ガスホルダー・中圧球型 (幾何容積) 18,850 m ³ (幾何容積) 11,030 m ³ (幾何容積) 10,912 m ³ 3. 整圧所	<u>1, 306Km</u> 1基 1基 1基 76ヶ所	八千代事業所 八千代市大和田新田346 TEL 047-482-7460 <u>46, 984戸</u>	1. ガス導管 本支管 2. ガスホルダー・中圧球型 (幾何容積) 11,030 m ³ (幾何容積) 3,146 m ³ 3. 整圧所	<u>379Km</u> 1基 1基 36ヶ所
事業所等の名称・所在地・連絡先	主 要 施 設																																
大多喜ガス株式会社 茂原市茂原661 TEL 0475-24-0010	本社機能																																
茂原事業所 茂原市茂原661 TEL 0475-24-2890 <u>30, 959戸</u>	1. ガス導管 本支管 2. ガスホルダー・中圧球型 (幾何容積) 3,846 m ³ 3. 整圧所	<u>751Km</u> 1基 <u>54ヶ所</u>																															
千葉事業所 市原市五井東3-12-5 TEL 0436-24-8300 <u>90, 632戸</u>	1. ガス導管 本支管 2. ガスホルダー・中圧球型 (幾何容積) 18,850 m ³ (幾何容積) 11,030 m ³ (幾何容積) 10,912 m ³ 3. 整圧所	<u>1, 321Km</u> 1基 1基 1基 76ヶ所																															
八千代事業所 八千代市大和田新田346 TEL 047-482-7460 <u>48, 405戸</u>	1. ガス導管 本支管 2. ガスホルダー・中圧球型 (幾何容積) 11,030 m ³ (幾何容積) 3,146 m ³ 3. 整圧所	<u>383Km</u> 1基 1基 36ヶ所																															
事業所等の名称・所在地・連絡先	主 要 施 設																																
大多喜ガス株式会社 茂原市茂原661 TEL 0475-24-0010	本社機能																																
茂原事業所 茂原市茂原661 TEL 0475-24-2890 <u>30, 565戸</u>	1. ガス導管 本支管 2. ガスホルダー・中圧球型 (幾何容積) 3,846 m ³ 3. 整圧所	<u>748Km</u> 1基 <u>55ヶ所</u>																															
千葉事業所 市原市五井東3-12-5 TEL 0436-24-8300 88, 255戸	1. ガス導管 本支管 2. ガスホルダー・中圧球型 (幾何容積) 18,850 m ³ (幾何容積) 11,030 m ³ (幾何容積) 10,912 m ³ 3. 整圧所	<u>1, 306Km</u> 1基 1基 1基 76ヶ所																															
八千代事業所 八千代市大和田新田346 TEL 047-482-7460 <u>46, 984戸</u>	1. ガス導管 本支管 2. ガスホルダー・中圧球型 (幾何容積) 11,030 m ³ (幾何容積) 3,146 m ³ 3. 整圧所	<u>379Km</u> 1基 1基 36ヶ所																															

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
水政課 414-419	時点修正	3 市町村水道等の補給水利の現況<資料7-3> <u>修正原稿別添</u>	3 市町村水道等の補給水利の現況<資料7-3>
河川環境課 426~429	時点更新	[8] 災害危険箇所等、対策事業 [危険箇所] 2 県管理河川等重要水防区域一覧表<資料8-4> 表1 県管理河川等重要水防区域 表2 県管理河川等重要水防区域【震災編】 <u>修正原稿別添</u>	[8] 災害危険箇所等、対策事業 [危険箇所] 2 県管理河川等重要水防区域一覧表<資料8-4> 表1 県管理河川等重要水防区域 表2 県管理河川等重要水防区域【震災編】
河川環境課 430~436	区域を指定した ため	<u>3 洪水浸水想定区域一覧表<資料8-5></u> <u>令和4年3月29日現在</u> <u>修正原稿別添</u>	(新規)
河川環境課 440	区域を指定した ため	<u>5 高潮浸水想定区域一覧表<資料8-7></u> <u>令和4年6月10日現在</u> <u>修正原稿別添</u>	(新規)
河川環境課 447~459	指定箇所の追加	<u>7 急傾斜地崩壊危険区域一覧表<資料8-9></u> <u>修正原稿別添 (番号551~557の追加)</u>	5 急傾斜地崩壊危険区域一覧表<資料8-7>
河川環境課 460~596	指定箇所の追加	<u>8 土砂災害警戒区域等一覧表<資料8-10></u> <u>令和3年12月24日時点</u> <u>修正原稿別添 (番号11,007~11,023の追加等)</u>	6 土砂災害警戒区域等一覧表<資料8-8> <u>令和3年7月1日時点</u>
県土整備政策課 838	時点修正	4 道路、橋梁等の維持管理及び道路災害の事故防止関係表 <資料8- <u>18</u> > <u>表5 車両配置計画表 R4.4.1現在</u> <u>修正原稿別添</u>	4 道路、橋梁等の維持管理及び道路災害の事故防止関係表 <資料8-16> 表5 車両配置計画表 <u>H28.4.1現在</u>
耕地課 870	時点修正	[対策事業] 10 ため池等防災事業<資料8- <u>24</u> > <u>修正原稿別添</u>	[対策事業] 10 ため池等防災事業<資料8-22>

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
防災対策課 災害対策室 871	国公表資料の時 点更新のため	<p>[9] 大規模事故対策関係 [放射性物質事故対策]</p> <p>2 県内の放射性同位元素等使用事業所の現状<資料9-2> 〈出典 原子力規制委員会ホームページ〉 令和4年3月31日現在</p> <p><u>【表については、修正原稿別添】</u></p>	<p>[9] 大規模事故対策関係 [放射性物質事故対策]</p>
消防課 877~878	時点修正	<p>[航空機災害]</p> <p>2 成田市及び成田国際空港周辺市町村の消防力<資料9-7> <u>修正原稿別添</u></p>	<p>[航空機災害]</p> <p>2 成田市及び成田国際空港周辺市町村の消防力<資料9-7></p>